# 令和4年第2回

# 美浜町議会定例会会議録

令和４年３月１６日から

会 期　　１４日間

令和４年３月２９日まで

美浜町議会事務局 調製

# 令和4年第1回美浜町議会定例会会議録（第1日）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 令和4年3月16日 | | | |
| 招集の場所 | 美浜町議会 議場 | | | |
| 開会（開議） | 令和4年3月16日　午前10時18分 宣言 | | | |
| 応招議員<br>（出席議員も同じ） | 1番 | 幸丈　佑馬 | 8番 | 辻井　雅之 |
| | 2番 | 兼田　和雄 | 9番 | 川畑 忠之 |
| | 3番 | 中牟田 春子 | 10番 | 松下 照幸 |
| | 4番 | 上道　正二 | 11番 | 﨑元 良栄 |
| | 5番 | 髙橋　　修 | 12番 | 山口 和治 |
| | 6番 | 梅津 隆久 | 13番 | 藤本　悟 |
| | 7番 | 河本　猛 | 14番 | 竹仲 良廣 |
| 不応招議員<br>（欠席議員も同じ） | | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長　　川崎　宏和 | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町　　長 | 戸嶋　秀樹 | | |
| | 副 町 長 | 西村　正樹 | | |
| | 教 育 長 | 森本　克行 | | |
| | 総務課長 | 伊藤　善幸 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

# 令和4年第1回美浜町議会定例会会議録（第1日）

<table>
<tr><td>町長提出議案<br>の　題　目</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>議員提出議案<br>の　題　目</td><td colspan="4">○ 原子力発電所特別委員会の設置について<br>○ 議会広報特別委員会の設置について<br>○ 地域づくり拠点化整備特別委員会の設置について</td></tr>
<tr><td>議事日程</td><td colspan="4">議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会議録署名<br>議員の氏名</td><td colspan="4">議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。</td></tr>
<tr><td>1番</td><td>幸丈　佑馬 議員</td><td>14番</td><td>竹仲 良廣議員</td></tr>
</table>

# 令和4年第2回美浜町議会定例会議事日程（第1日）

開議日時　令和４年３月１６日　午前１０時
開議場所　美浜町議会　議場

日程第　１　　仮議席の指定について

日程第　２　　議長選挙について

# 令和4年第2回美浜町議会定例会追加議事日程（第1日）

開議日時　令和４年　３月１６日　午前１０時
開議場所　美浜町議会　議場

日程第　１　議席の指定について

日程第　２　会議録署名議員の指名について

日程第　３　会期の決定について

日程第　４　副議長選挙について

日程第　５　美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について

日程第　６　敦賀美方消防組合議会議員の選挙について

日程第　７　嶺南広域行政組合議会議員の選挙について

日程第　８　公立小浜病院組合議会議員の選挙について

日程第　９　福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

# 令和4年第2回美浜町議会定例会追加議事日程（第1日）

開議日時　令和４年　３月１６日　午前１０時
開議場所　美浜町議会　議場

追加日程第　１　発議第　１ 号　原子力発電所特別委員会の設置について

追加日程第　２　発議第　２ 号　議会広報特別委員会の設置について

追加日程第　３　発議第　３ 号　地域づくり拠点化整備特別委員会の設置について

議会事務局長　おはようございます。議会事務局長の川崎です。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の松下議員に、臨時議長をお願いいたします。

松下議員、議長席にお着きください。

臨時議長　ただいま、御紹介をいただきました松下です。

地方自治法第１０７条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、梅津議員から欠席の届出があり、現在１３名が出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

（開会宣言　午前１０：１８）

臨時議長　ただいまより、令和４年第２回美浜町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第１２１条の規定により、町長、副町長、教育長及び総務課長の出席を求めました。

町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長。

町　　長　（挨拶）

臨時議長　町長の挨拶は終わりました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。

日程第１　会議議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第２　議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場の出入り口閉鎖）

臨時議長　ただいまの出席議員数は、１３人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に

１１番　﨑元良栄君

１３番　藤本悟君

１４番　竹仲良廣君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（事務局長　投票用紙配付）

臨時議長　念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

臨時議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（事務局長　投票箱の点検）

臨時議長　異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、記載台で記載し、順番に投票願います。

（事務局長　点呼）

議会事務局長　１番　幸丈議員

２番　兼田議員

３番　中牟田議員

４番　上道議員

５番　髙橋議員

７番　河本議員

８番　辻井議員

９番　川畑議員

１１番　﨑元議員

１２番　山口議員

１３番　藤本議員

１４番　竹仲議員

１０番　松下議員

臨時議長　投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

臨時議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

１１番　﨑元良栄君

１３番　藤本悟君

１４番　竹仲良廣君

の立会いをお願います。

（開票）

臨時議長　それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数１３票、有効投票１３票、無効投票０票です。

有効投票中、山口和治君１０票

河本猛君３票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は４票です。

有効投票数の４分の１以上、有効投票１６票以下の場合は、法定得票数は４票です。

よって、山口和治君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の出入り口開鎖）

臨時議長　ただいま、議長に当選されました山口和治君が議場におられますので、会議規則第３３条第２項の規定によって当選の告知をいたします。

山口和治君の発言を許します。

登壇してください。

１２番　議長。

臨時議長　山口和治君。

議　　長　（挨拶）

（拍手）

臨時議長　これで私の職務を終わりましたので、議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願います。

議　　長　それでは、議事を進めさせていただきます。

よろしく御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第１　議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定によって、ただいま着席の仮議席を、本議席と指定いたします。

１番　幸丈佑馬君

２番　兼田和雄君

３番　中牟田春子君

４番　上道正二君

５番　髙橋修君

６番　梅津隆久君

７番　河本猛君

８番　辻井雅之君

９番　川畑忠之君

１０番　松下照幸君

１１番　﨑元良栄君

１２番　山口和治

１３番　藤本悟君

１４番　竹仲良廣君

以上であります。

日程第２　会議録署名議員の指名についてでありますが、会議規則第１２５条の規定により、議長において指名いたします。

１番　幸丈佑馬君

１４番　竹仲良廣君

の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第３　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月２９日までの１４日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は本日から３月２９日までの１４日間とす

ることに決定いたしました。

日程第４　副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場の出入り口閉鎖）

議　　長　ただいまの出席議員は、１３人であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に

１１番　﨑元良栄君

１３番　藤本悟君

１４番　竹仲良廣君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（事務局長　投票用紙配付）

議　　長　念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

議　　長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（事務局長　投票箱の点検）

議　　長　異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、記載台で記載し、順番に投票願います。

（事務局長　点呼）

議会事務局長　１番　幸丈議員

２番　兼田議員

３番　中牟田議員

４番　上道議員

５番　髙橋議員

７番　河本議員

８番　辻井議員

９番　川畑議員
１０番　松下議員
１１番　﨑元議員
１３番　藤本議員
１４番　竹仲議員
１２番　山口議長

議　　長　投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

議　　長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

１１番　﨑元良栄君
１３番　藤本悟君
１４番　竹仲良廣君

立会いを願います。

（開票）

議　　長　選挙の結果を報告いたします。

投票総数１３票、有効投票１３票、無効投票ゼロ票です。有効投票中、河本猛君４票、髙橋修君９票。以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は４票です。よって、髙橋修君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（事務局　議場開錠）

議　　長　ただいま副議長に当選されました髙橋修君が議場におられますので、会議規則第３３条第２項の規定により当選の告知をいたします。

髙橋修君の発言を許します。登壇してください。

（副議長　髙橋修君　登壇）

副議長　（挨拶）

（拍　手　降　壇）

議　　長　これより休憩いたします。

別室において、全員協議会を開催いたしたいと思います。

（休憩宣言　午前１１：２４）

（再開宣言　午後　３：３０）

議　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま河本猛君から、発議第１号　原子力発電所特別委員会の設置について、また、川畑忠之君から、発議第２号　議会広報特別委員会の設置について及び辻井雅之君から、発議第３号　地域づくり拠点化整備特別委員会の設置についてが提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございますか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１、発議第１号　原子力発電所特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について、提出者、河本猛君に提案理由の説明を求めます。

河本議員。

河本議員　発議第１号　原子力発電所特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、美浜町会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和４年３月１６日提出、美浜町議会議長　山口和治殿。

提出者、美浜町議会議員　河本猛。賛成者、美浜町議会議員　髙橋修、同、松下照幸。

原子力発電所特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、原子力発電所特別委員会を設置するものとする。

記。

名称、原子力発電所特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第１０９条及び美浜町議会委員会条例第５条。

目的、原子力発電所の安全性の確保、その他原子力に関する諸施策についての調査・研究を行う。

委員の定数１３人。

設置の期間、本委員会は、閉会中も調査活動ができることとし、

議会において、調査終了後、決議するまで継続する。

以上です。

議　　長　提案理由の説明は終わりました。

本案について、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認め、採決いたします。

発議第１号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、原子力発電所特別委員会は設置することに決定いたしました。

追加日程第２、発議第２号　議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について、提出者、川畑忠之君に提案理由の説明を求めます。

川畑忠之君。

川畑議員　発議第２号　議会広報特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、美浜町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和４年３月１６日提出、美浜町議会議長　山口和治殿。

提出者、美浜町議会議員　川畑忠之。賛成者　美浜町議会議員　崎元良栄、美浜町議会議員　藤本悟。

議会広報特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

記。

１．名称、議会広報特別委員会。

２．設置の根拠、地方自治法第１０９条及び美浜町議会委員会条例第５条。

３．目的、議会広報紙の作成及び議会広報活動に関する調査・研究を行う。

４．委員の定数７人。

５．設置の期間、本委員会は、閉会中も調査活動ができることとし、議会において、調査終了後、議決するまで継続する。

以上。

議　　長　提案理由の説明は終わりました。

本案について、質疑はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認め、採決いたします。

発議第２号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会は設置することに決定いたしました。

追加日程第３、発議第３号　地域づくり拠点化整備特別委員会の設置について議題といたします。

本案について、提出者、辻井雅之君に提案理由の説明を求めます。

辻井雅之君。

辻井議員　発議第３号　地域づくり拠点化整備特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、美浜町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和４年３月１６日提出、美浜町議会議長　山口和治殿。

提出者、美浜町議会議員　辻井雅之。賛成者、美浜町議会議員竹仲良廣、美浜町議会議員　髙橋修。

地域づくり拠点化整備特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、地域づくり拠点化整備特別委員会を設置するものとする。

１．名称、地域づくり拠点化整備特別委員会。

２．設置の根拠、地方自治法第１０９条及び美浜町議会委員会条例第５条。

３．目的、地域づくり拠点化整備に関する導入機能や管理運営体制、その他検討事項について、調査・研究を行う。

４．委員の定数７人。

５．設置期間、本委員会は、閉会中も調査活動ができることとし、議会において、調査終了後、議決するまで継続する。

以上です。

議　　長　提案理由の説明は終わりました。

本案について、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認め、採決いたします。

発議第３号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、地域づくり拠点化整備特別委員会は設置することに決定いたしました。

本日解散後、全員協議会を開催し、それぞれの委員の選任を行いますので、よろしくお願いいたします。その後、各委員会におかれましては、正副委員長の互選を行っていただきます。

次に、日程第５、美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

美浜・三方環境衛生組合議会議員に、上道正二君、梅津隆久君、松下照幸君、﨑元良栄君、藤本悟君と私、山口和治、以上６名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました６名の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました６名が美浜・三方環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙に当選されました上道正二君、梅津隆久君、松下照幸君、﨑元良栄君、藤本悟君が議場におられますので、本席から、会議規則第３３条第２項の規定による当選の告知をいたします。

日程第６、敦賀美方消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦で行いたいと思います。これに御異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございますか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

敦賀美三方消防組合議会議員に幸丈佑馬君、河本猛君、辻井雅之君、竹仲良廣君、以上４名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました４名の当選人と定めるこ

とに御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました４名が敦賀美方消防組合議会議員に当選されました。

ただいま敦賀美方消防組合議会議員の選挙に当選されました幸丈佑馬君、河本猛君、辻井雅之君、竹仲良廣君が議場におられますので、本席から、会議規則第３３条第２項の規定により当選の告知をいたします。

日程第７、嶺南広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

嶺南広域行政組合議会議員に、髙橋修君、私、山口和治、以上２名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました２名の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました２名が嶺南広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま嶺南広域行政組合議会議員の選挙に当選されました髙橋

修君が議場におられますので、本席から、会議規則第３３条第２項の規定による当選の告知をいたします。

日程第８、公立小浜病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

公立小浜病院組合議会議員に兼田和雄君、中牟田春子君、川畑忠之君の以上３名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました３名を当選人と定めることに御異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました３名が公立小浜病院組合議会議員に当選されました。

ただいま公立小浜病院組合議会議員の選挙に当選されました兼田和雄君、中牟田春子君、川畑忠之君が議場におられますので、本席から、会議規則第３３条第２項の規定により当選の告知をいたします。

日程第９、福井県後期高齢者医療広域連合組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によ

り、指名推薦によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

福井県後期高齢者医療広域連合組合議会議員に、私、山口和治を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました私を当選人と定めることに御異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、私、山口和治が福井県後期高齢者医療広域連合組合議会議員に当選いたしました。

以上、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、３月１７日は、午前１０時から全員協議会を開催した後、本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

この後、特別委員会の構成と附属機関の委員の選任を行いますので、全員協議会室に御移動くださるようお願いいたします。

（閉会宣言　午後　３：４９）

# 令和4年第2回美浜町議会定例会会議録（第2日）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 令和4年3月17日 | | | |
| 招集の場所 | 美浜町議会 議場 | | | |
| 開会（開議） | 令和4年3月17日　午前9時55分 宣言 | | | |
| 応招議員<br>（出席議員も同じ） | 1番 | 幸丈　佑馬 | 8番 | 辻井　雅之 |
| | 2番 | 兼田　和雄 | 9番 | 川畑 忠之 |
| | 3番 | 中牟田 春子 | 10番 | 松下 照幸 |
| | 4番 | 上道　正二 | 11番 | 﨑元 良栄 |
| | 5番 | 髙橋　　修 | | |
| | 6番 | 梅津 隆久 | 13番 | 藤本　悟 |
| | 7番 | 河本　猛 | 14番 | 竹仲 良廣 |
| 不応招議員<br>（欠席議員も同じ） | 12番　山口和治 | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長　　川崎　宏和 | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町　　長 | 戸嶋　秀樹 | 健康福祉課長 | 浜野　有美 |
| | 副 町 長 | 西村　正樹 | 子ども・子育て<br>サポートセンター所長 | 山本　英子 |
| | 教 育 長 | 森本　克行 | 観光戦略課課長 | 早見　明哲 |
| | 総務課長 | 伊藤　善幸 | 産業振興課長 | 今安　宏行 |
| | まちづくり推進課長 | 丸木　大助 | 土木建築課長 | 野村　治和 |
| | エネルギー政策課長 | 片山真一郎 | 上下水道課長 | 浜野　利彦 |
| | 会計管理者兼<br>税務課長 | 瀬戸　睦 | 教育委員会事務局長 | 瀬戸　慎一 |
| | 住民環境課長 | 山口　れい子 | | |

# 令和4年第2回美浜町議会定例会会議録（第2日）

| | |
|---|---|
| 町長提出議案の　題　目 | 【議案】<br>○ 令和3年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業　駅前広場シェルター整備工事請負契約について<br>○ 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号））<br>○ 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第9号）<br>○ 令和3年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第2号）<br>○ 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）<br>○ 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）<br>○ 令和3年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）<br>○ 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）<br>○ 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第2号）<br>○ 押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について<br>○ 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町地域公共交通会議条例の制定について<br>○ 美浜町役場庁舎改修基金条例の制定について |

# 令和4年第2回美浜町議会定例会会議録（第2日）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ○ 美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について<br><br>○ 美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について<br>○ 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について | | | |
| 議員提出議案の　題　目 | | | | |
| 議事日程 | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 | | | |
| 会議録署名議員の氏名 | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 | | | |
| | 1番 | 幸丈　佑馬 議員 | 14番 | 竹仲 良廣議員 |

# 令和4年第2回美浜町議会定例会議事日程（第2日）

開議日時　令和４年３月１７日　午前１０時

開議場所　美浜町議会議場

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第　３　議案第　１５　号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業　駅前広場シェルター整備工事請負契約について

（質疑・討論・採決）

日程第　４　議案第　１６　号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度美浜町一般会計補正予算（第８号））

日程第　５　議案第　１７　号　令和３年度美浜町一般会計補正予算（第９号）

日程第　６　議案第　１８　号　令和３年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　７　議案第　１９　号　令和３年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第　８　議案第　２０　号　令和３年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第　９　議案第　２１　号　令和３年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　１０　議案第　２２　号　令和３年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第　１１　議案第　２３　号　令和３年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　１２　議案第　２４　号　押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第　１３　議案第　２５　号　美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　１４　議案第　２６　号　美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　１５　議案第　２７　号　美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　１６　議案第　２８　号　美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

| | | |
|---|---|---|
| 日程第　１７ | 議案第　２９　号 | 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第　１８ | 議案第　３０　号 | 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第　１９ | 議案第　３１　号 | 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第　２０ | 議案第　３２　号 | 美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第　２１ | 議案第　３３　号 | 美浜町地域公共交通会議条例の制定について |
| 日程第　２２ | 議案第　３４　号 | 美浜町役場庁舎改修基金条例の制定について |
| 日程第　２３ | 議案第　３５　号 | 美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について |
| 日程第　２４ | 議案第　３６　号 | 美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について |
| 日程第　２５ | 議案第　３７　号 | 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第　２６ | 陳情第　１　号 | シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について |

議　　長　おはようございます。本日は、山口議長から欠席の届出があり、現在１３名が出席されております。

地方自治法第１０６条第１項の規定によって、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

（再開宣言　午前１０：１８）

議　　長　ただいまより、令和４年第２回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第１２１条の規定により、町長、副町長、教育長及び各課長、局長、所長、会計管理者及び産業振興課参事の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程のとおりと定めます。

日程第１　会議録署名議員の指名についてでありますが、会議規則第１２５条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

１番　　幸丈佑馬君

１４番　竹仲良廣君

の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

この際、御報告いたします。

昨日の全員協議会において、議会運営委員会の委員及び各常任委員会・特別委員会の委員を、美浜町議会委員会条例第６条第２項の規定により、議長においてお手元にお配りいたしました。一覧表のとおり、それぞれ指名いたしましたので御報告いたします。

次に、各委員の指名後において、それぞれ委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選を行っておりますので、その結果を報告いたします。

議会運営委員長に　、竹仲　良廣君

同副委員長に、　　河本　猛　君

予算決算常任委員長に、私、髙橋　修、

同副委員長に、　　兼田　和雄君

総務文教常任委員長に、兼田　和雄君
同副委員長に、　　川畑　忠之君
産業厚生常任委員長に、中牟田春子君
同副委員長に、　　辻井　雅之君
原子力発電所特別委員長に、藤本悟君
同副委員長に、　　辻井　雅之君
議会広報特別委員長に、兼田　和雄君
同副委員長に、　　中牟田春子君
地域づくり拠点化整備特別委員長に、私、髙橋　修
同副委員長に、　　幸・　佑馬君
以上のとおり、それぞれ互選されました。
報告を終わります。
日程第２　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。
議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布いたしました申出書記載の事項について、議会閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。
委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議　　長　御質疑なしと認めます。
よって、委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
これより議案を上程いたします。
日程第３　議案第１５号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業　駅前広場シェルター整備工事請負契約についてから、日程第２６　陳情第１号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてまでの２３議案及び陳情第１号を一括上程いたします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

町　　長　令和４年第２回美浜町議会定例会に当たり、昨日は正副議長の選

挙が行われ、第３７代議長には山口和治議員、第５４代副議長に髙橋修議員がそれぞれ選出され御就任されたところであります。ここに、心よりお祝いとおよろこびを申し上げますとともに、美し美浜の実現に向け、住民自治の根幹である議会の適正かつ円滑な運営に存分にお力を発揮されますことを心より御期待申し上げる次第であります。

なお、このたび退任されました竹仲良廣前議長におかれましては、任期中、町政発展のため多大なる御尽力をいただきました。改めて、その御労苦と御功績に対し敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げる次第であります。

また、議会運営委員会並びに各常任委員会、特別委員会の構成が行われ、それぞれ委員長と副委員長が選出されたところでございますが、議員各位におかれましては、本町が直面する少子高齢化や人口減少をはじめ、コロナ禍における経済対策など諸課題はもとより、２年後の北陸新幹線敦賀開業を見据えた施策等の推進について、御尽力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

それでは、開会に当たり町政運営に関する所信の一端を申し述べますとともに、今回御提案いたします議案等の概要について、御説明申し上げます。

連日報道されておりますロシアのウクライナ軍事侵攻は、国際社会の秩序と経済を揺るがす重大な事態となっておりますが、一日も早い収束と平和の回復を祈るばかりであります。

この事態を受け、エネルギーの安定供給や安全保障の重要性について改めて認識させられるところであり、本町といたしましても、国のエネルギー政策の一翼を担うその役割をしっかりと果たしていかなければならないと考えるところであります。

去る３月１１日をもって、東日本大震災福島第一原子力発電所の事故から丸１１年となったわけでありますが、お亡くなりになった多くの方々の御冥福をお祈り申し上げ、合わせて様々な困難を乗り越え懸命に復興に取り組んでおられる皆様に対し、心から敬意を表するとともに一日も早い復興を願うものであります。

本町といたしましても、こうした教訓を忘れることなく、安全・安心を最優先に原子力と共生するまちづくりをこれからもしっかり

と進めてまいりたいと考えております。

次に、新たな行政区の誕生について申し上げます。

人口減少対策の一環として、若者や子育て世代向けに整備・分譲いたしました美し野ニュータウンでは、新たな行政区の立ち上げに向け準備は進み、この４月１日に町内３８カ所目となる美し野区が誕生する運びとなりました。新しい行政区の誕生は、昭和６３年の栄区、平成元年の矢筈区以来となりますが、大変喜ばしく御尽力されました区役員をはじめ区民の皆さんに敬意を表する次第であります。

昨今、地域コミュニティの希薄化が進むなど、集落を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、住みやすい地域社会を構築していくためには、集落の元気はもとより、その果たす役割は重要であると考えており、今後とも各集落の自主的・主体的活動について積極的に支援してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染状況等について申し上げます。

オミクロン株による感染が依然として猛威を振るっており、去る３月９日には、福井県感染拡大特別警報が発令され、本町におきましても町民の皆さんの御理解、御協力をいただきながら感染防止対策に努めているところでありますが、連日感染者が出ており、本日までに１４０名の感染が確認されるなど、いまだ収束が見通しにくい状況となっております。

県の現状分析によれば、家族内感染が約半数、学校・保育園関係での感染が約２割を占めていることから、保護者の皆さんに改めて感染予防の徹底を呼びかけるとともに、感染した場合の具体的な対応方法等についても周知するなどの対策の強化を図っているところであります。

ワクチン接種につきましては、町内医療機関等の御協力により、対象者の約３割が３回目の接種を終えるなど順調に進められているところであり、３月２０日からは小児用ワクチン接種を開始いたしますが、学校内での感染も広がっていることから、必要性や有効性等を御理解いただけるよう広く呼びかけているところであります。

ワクチン接種は感染の防止対策として有効な手段の一つであり、今後とも国や県と連携しながら可能な限り速やかな接種に努めてま

いります。

次に、原子力行政について申し上げます。

まず、美浜発電所の状況について申し上げます。

美浜発電所３号機につきましては、昨年１０月から定期検査中でありますが、テロ等による緊急事態を想定した特定重大事故等対処施設については、今年５月の完成に向けて工事が進められているところであります。また、１・２号機の廃止措置につきましては、除染や二次系設備の解体など順調に作業が進められており、４月からは次のステージとなる第二段階に移行し、管理区域内である原子炉周辺設備の解体撤去に着手する予定であります。関西電力に対しては、これらの工事の実施等はもとより、引き続き、安全最優先での取り組みを要請してまいります。

次に、放射性防護対策施設の整備について申し上げます。

本施設につきましては、これまで東地区及び耳地区において７カ所の整備を進めてまいりましたが、今般、西郷地区を対象とする美浜西小学校の体育館において、放射線防護対策施設を新たに整備することで、防災対策の強化に努めてまいります。

それでは、本日御提案いたしました各議案につきまして、その概要と提案理由を御説明申し上げます。

議案第１５号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業　駅前広場シェルター整備工事請負契約につきましては、去る３月７日に指名競争入札を行い落札者が決定いたしましたので、請負契約を締結いたした議会の議決を求めるものであります。

議案第１６号につきましては、コロナ禍における町内事業者支援にかかる経費と積雪量の増に伴う除雪経費を緊急に追加補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和３年度美浜町一般会計補正予算（第８号）を、去る２月２４日に専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第１７号　令和３年度美浜町一般会計補正予算（第９号）につきましては、歳入・歳出それぞれ４億２，５１５万７，０００円を追加し、予算総額を歳入・歳出それぞれ１１２億５，５６５万７，

０００円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、歳出面では、国の令和３年度補正予算による原子力防災重点化政策の一環として実施する、美浜西小学校での要配慮者等屋内退避施設の整備費のほか、各種基金への積み立てやコロナ禍の影響による事業縮小や実施事業費の確定による減額が主なものであります。

また、歳入面では、今年度予算編成時においてまちづくり基金の一部を取り崩し財源として充当することとしておりましたが、事業の最適化や効率的な予算の執行等に努めるとともに、一般財源等を一部確保できたことから、まちづくり基金繰入金１億２，６５９万３，０００円の減額等の財源補正を関係費目で計上いたしました。

本補正予算の主なものについて申し上げますと、総務費においては、役場庁舎の長寿命化対策に必要な資金を積み立てるため、美浜町役場庁舎改修基金を新たに設置し、その積立金として１億円を計上したほか、まちづくり基金に１億９０万５，０００円、ふるさと応援基金に８，４５９万２，０００円、減災基金には令和３年度の臨時財政対策債の償還にかかる普通交付税等から１，７３４万円をそれぞれ積立金として計上いたしました。

商工費では、企業誘致助成事業基金に１億１９万５，０００円を計上したほか、消防費では美浜西小学校における放射線防護対策施設の整備費や、原子力防災資器材の購入費等で２億５，８００万円を計上いたしました。

以上が今回の補正予算の主なものでありますが、これに見合う主な財源として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者等への固定資産税の軽減措置に対する国からの特別交付金で２，２００万円、普通交付税で９，２９４万９，０００円、国庫支出金で１億８，８４８万６，０００円、県支出金で３億２，４７２万１，０００円等を充当し収支の均衡を図るとともに、国・県からの補助金や電源立地地域対策交付金等の特定財源を有効に活用するため、一般財源との財源補正を行ったところであります。

次に、繰越明許費でありますが、総務費をはじめ６つの款で１５事業、総額２０億２，４９０万１，０００円を翌年度に繰越し実施することとしており、そのうち総務費の子育て世代への臨時特別給

付金給付事業と、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、消防費の要配慮者等屋内退避施設整備事業の３事業を、今般の国の補正予算に伴う繰越し事業として計上いたしております。

次に、議案第１８号から議案第２３号までの６議案は、各特別会計の補正予算でありますが、それぞれの事業目的に沿った管理運営経費や事業費等の増減に伴う補正であります。

議案第１８号　令和３年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、診療所における職員人件費及び医薬材料費等の減額に伴い、歳入・歳出それぞれ８７９万１，０００円を減額し、予算総額を１億１，７５２万５，０００円とするのであります。

議案第１９号　令和３年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険税の減免に対する国・県補助金等の増額に伴う財源の補正であります。

議案第２０号　令和３年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、介護保険事業勘定で介護交付金準備基金利子を基金に積み立てるもので、歳入・歳出それぞれ７万３，０００円を追加し、予算総額を１１億６，８０６万９，０００円とするものであります。

議案第２１号　令和３年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、上水道施設へ統合するための建設改良工事に必要な資金として、上水道統合整備事業基金に１億５，３２２万８，０００円を積み立て、予算総額を３億８，６１０万１，０００円とするものであります。

議案第２２号　令和３年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、浄化センターの修繕改築工事に伴う実施設計業務委託料として２，３００万円を追加し、予算総額を５億４，７４５万８，０００円とするものであります。

議案第２３号　令和３年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第２号）は、産業団地事業特別会計減災基金利子を基金に積み立てるに当たり、歳入・歳出それぞれ２万３，０００円を追加し、予算総額を５８３万５，０００円とするものであります。

議案第２４号　押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、住民の負担軽減及び利便性向上を図るため、行政手続における押印等を廃止したく、本案を提出した次第であります。

議案第２５号　美浜町職員の育児休業等に関する条例を一部改正する条例の制定につきましては、人事院規則の一部改正等に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第２６号　美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定したく、本案を提出した次第であります。

議案第２７号　美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の国家公務員の給与改定等を踏まえ、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定したく、本案を提出した次第であります。

議案第２８号　美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、山東公民館の事業対象となる区域に美し野区を追加したく、本案を提出した次第であります。

議案第２９号　美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県内各市町の国民健康保険税算定方式の統一に伴う税率の改正及び地方税法の一部改正に伴う未就学児に対する均等割額の軽減措置の導入を踏まえ関係規定等を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第３０号　美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の同基準の一部改正に伴い関係規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第３１号　美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の同基準の一部改正に伴い関係規定を整備したく、

本案を提出した次第であります。

議案第３２号　美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定につきましては、美浜町レークセンターを再生可能エネルギーを活用した新たな遊覧船の発着施設として再生したく、本案を提出した次第であります。

議案第３３号　美浜町地域公共交通会議条例の制定につきましては、地域公共交通の活性及び再生に関する法律の規定に基づき、美浜町地域公共交通会議を設置したく、本案を提出した次第であります。

議案第３４号　美浜町役場庁舎改修基金条例の制定につきましては、役場庁舎の改修に必要な基金を積み立てたく、本案を提出した次第であります。

議案第３５号　美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定につきましては、地方自治法の規定に基づく附属機関として美浜町予防接種健康被害調査委員会を設置したく、本案を提出した次第であります。

議案第３６号　美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定につきましては、敦賀市との一般廃棄物共同処理を開始するに伴い、廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な事項を定めたく、本案を提出した次第であります。

議案第３７号　美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議につきましては、敦賀市との一般廃棄物共同処理を開始することに伴い、美浜・三方環境衛生組合規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき関係地方公共団体と協議する必要があるので、本案を提出した次第であります。

なお、契約案件と人事案件につきまして、本会期中に追加提案させていただきたいと考えておりますので、併せてお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長　町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第３９条第２項の規定によって、議案表題部分についてのみとし、他は省略したいと思います。

御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　御異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分についてのみお願いいたします。

総務課長。

総務課長　それでは、議案表題部分の朗読を持ちまして、説明に変えさせていただきます。

議案第１５号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業　駅前広場シェルター整備工事請負契約について

議案第１６号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度美浜町一般会計補正予算（第８号））

議案第１７号　令和３年度美浜町一般会計補正予算（第９号）

議案第１８号　令和３年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第２号）

議案第１９号　令和３年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第２０号　令和３年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第２１号　令和３年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第２２号　令和３年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

議案第２３号　令和３年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第２号）

議案第２４号　押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第２５号　美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２６号　美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２７号　美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２８号　美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２９号　美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３０号　美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３１号　美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３２号　美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議案第３３号　美浜町地域公共交通会議条例の制定について

議案第３４号　美浜町役場庁舎改修基金条例の制定について

議案第３５号　美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

議案第３６号　美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について

議案第３７号　美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について

令和４年３月１６日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議　　長　以上で、各議案の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで、ただいま上程いたしました各議案を、全員協議会での審議またはそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

お諮りいたします。

日程第３　議案第１５号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業　駅前広場シェルター整備工事請負契約については、本日採決が必要ですので、この後の全員協議会で審議したいと思います。

これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　御質疑なしと認めます。

よって、議案第１５号は、全員協議会で審議することに決定いたしました。

次に、

議案第１６号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度美浜町一般会計補正予算（第８号））

議案第１７号　令和３年度美浜町一般会計補正予算（第９号）

議案第１８号　令和３年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第２号）

議案第１９号　令和３年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第２０号　令和３年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第２１号　令和３年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第２２号　令和３年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

議案第２３号　令和３年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第２号）

以上、８議案は、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　御質疑なしと認めます。

よって、議案第１６号から議案第２３号までは、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、

議案第２４号　押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第２５号　美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２６号　美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜

町一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２７号　美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２８号　美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２９号　美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３３号　美浜町地域公共交通会議条例の制定について

議案第３４号　美浜町役場庁舎改修基金条例の制定について

陳情第１号　　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

以上、８議案及び陳情第１号は、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　御質疑なしと認めます。

よって、議案第２４号から議案第２９号まで及び議案第３３号、議案第３４号、陳情第１号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、

議案第３０号　美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３１号　美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３２号　美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議案第３５号　美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

議案第３６号　美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について

議案第３７号　美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議

について

以上、６議案は、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　御質疑なしと認めます。

よって、議案第３０号から議案第３２号まで及び議案第３５号から議案第３７号までは、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、よろしく御審議をお願いいたします。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案のうち本日採決を行います議案第１５号について理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたしますが、５分後の１０時５０分から全員協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

（休憩宣言　午前　１０：４５）

（再開宣言　午前　１１：１０）

議　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、採決が必要な議案については、先の全員協議会において審議いたしましたので、これより質疑に入ります。

日程第３　議案第１５号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業　駅前広場シェルター整備工事請負契約についてを議題とします。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

議案第１５号について、討論はございませんか。

河本議員。

７番　河本猛です。

ただいま討論になっております、議案第１５号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業　駅前広場シェルター整備工事請負契約について、賛成する立場から討論を行います。

私、この事業予算に関しては、駅前広場のシェルター、いわゆる歩行者の雨よけということで予算に賛成した経緯があります。

スマートコンパクトシティの道の駅については、これまで計画から予算について、また建設についてもずっと反対しているところでありますけども。やはり駅前広場の歩行者の雨よけになればということで今回の予算には賛成してきたということですけれども。

工事費の８，２３９万円については少し高過ぎるなということもありますけども、全体的に考えれば美浜町民の利益になるということで賛成したいと考えております。

以上で、賛成する理由を述べまして討論を終わります。

議　　長　ほかに討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。

本案に、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立多数であります。

よって、議案第１５号は原案のとおり可決いたしました。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、先ほど上程しました議案のうち、議案第２４号から議案第３７号までの１４議案について理事者からの詳細説明を受けたいと思います。

これより、休憩いたします。

全員協議会は、午前１１時３０分より再開いたしますので、全員協議会室にお集まりください。

（休憩宣言　午前　１１：１４）

# 令和4年第2回美浜町議会定例会会議録（第3日）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 令和4年3月28日 | | | |
| 招集の場所 | 美浜町議会 議場 | | | |
| 開会（開議） | 令和4年3月28日　午前10時00分 宣言 | | | |
| 応招議員<br>（出席議員も同じ） | 1番 | 幸丈　佑馬 | 8番 | 辻井　雅之 |
| | 2番 | 兼田　和雄 | 9番 | 川畑 忠之 |
| | 3番 | 中牟田 春子 | 10番 | 松下 照幸 |
| | 4番 | 上道　正二 | 11番 | 﨑元 良栄 |
| | 5番 | 髙橋　　修 | 12番 | 山口 和治 |
| | 6番 | 梅津 隆久 | 13番 | 藤本　悟 |
| | 7番 | 河本　猛 | 14番 | 竹仲 良廣 |
| 不応招議員<br>（欠席議員も同じ） | | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長　　川崎　宏和 | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町　　長 | 戸嶋　秀樹 | 健康福祉課長 | 浜野　有美 |
| | 副 町 長 | 西村　正樹 | 子ども・子育て<br>サポートセンター所長 | 山本　英子 |
| | 教 育 長 | 森本　克行 | 観光戦略課課長 | 早見　明哲 |
| | 総務課長 | 伊藤　善幸 | 産業振興課長 | 今安　宏行 |
| | まちづくり推進課長 | 丸木　大助 | 土木建築課長 | 野村　治和 |
| | エネルギー政策課長 | 片山真一郎 | 上下水道課長 | 浜野　利彦 |
| | 会計管理者兼<br>税務課長 | 瀬戸　睦 | 教育委員会事務局長 | 瀬戸　慎一 |
| | 住民環境課長 | 山口　れい子 | | |

# 令和4年第2回美浜町議会定例会会議録（第3日）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 町長提出議案<br>の　題　目 | | | | |
| 議員提出議案<br>の　題　目 | | | | |
| 議事日程 | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 | | | |
| 会議録署名<br>議員の氏名 | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 | | | |
| | 1番 | 幸丈　佑馬 議員 | 14番 | 竹仲 良廣議員 |

# 令和４年第２回美浜町議会定例会議事日程（第３日）

開議日時　令和４年３月２８日　午前１０時

開議場所　美浜町議会　議場

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　一般質問

議　　長　本日は、全員出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

（再開宣言　午前１０：００）

議　　長　ただいまより、令和４年第２回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。

日程第１　会議録署名議員の指名についてでありますが、会議規則第１２５条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

１番　幸丈　佑馬君

１４番　竹仲　良廣君

の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２　一般質問を行います。

順次、発言を許します。

７番、河本猛議員の一般質問を許します。

７番　議長。

議　　長　河本議員。

７番　７番、河本。

おはようございます。河本猛です。無党派、無所属になって帰ってまいりましたけども、初心を忘れることなく行政の厳しい監視役としてしっかりと町民のために仕事をしてまいりたいと思っております。

まず、米価下落、原油高騰対策について質問していきます。

米価下落と原油高騰でまちの基盤を支える農業、漁業が大打撃を受けています。また、原油の高騰は町民の暮らし、家計にも負担増となっています。２月の臨時会の予算決算常任委員会でも米価下落、原油高騰対策の必要性を求めてきましたが、私はまちの基盤を支える農業、漁業を守り、町民の負担軽減を図るためにまち独自の支援

対策を実施するべきであると考えています。私は昨年９月の一般質問で米価下落の問題を取り上げ、まち独自の支援策を求めましたが、戸嶋町長からは国から農業経営所得安定対策等支払い交付金が農家に交付されていること、ＪＡなどの共済保険制度を確立され収入に対して９割まで保険で対応できることから、まち独自の対策を行わないような答弁がありました。しかし、昨年の秋以降、全国の自治体では出荷米１俵につき８００円、１０アール１万円、次期作支援補助金、種苗費補助、農家の利子助成、保険料補助など様々な独自支援を行う地方自治体が増えてきています。全国には多くの先駆事例がありますが、農家を守るのは首長の使命であると考えます。議員も同じでありますが、美浜町は米価下落と原油高騰による危機に対してまち独自の農家支援を行わないのか、町長の考えを伺います。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいま米価下落、原油高騰対策についてまちの独自施策行わないかいう御質問いただきました。米価下落や原油高騰に係ります農家の減収対策につきましては、基準収入の９割まで減収補填されます農業経営所得安定対策の活用が基本と考えているところでございます。元来、この対策でございますけども、こうした状況を想定し制度化されたものでありますこと。また、長期化しますコロナ禍により極めて厳しい状況にあります商業者など事業者支援策は３割減収以上を対象とするものも多く、所得の９割超えまで補填されるケースもまれでありますことから、現時点では公平性の観点からも追加支援の状況にはないというふうに考えているところでございます。なお、昨年末から続きます原油価格の高騰は時期的に農閑期、これに重なるということでございますので、米作農家にとって大きな影響はないんでないかと考えていますが、こうした事態に備えましてこの農業経営所得安定対策の活用支援策、これと県と合わせ、農家保険料の半額助成、これを実施しているところでございます。いずれにいたしましても、農業は重要な産業として認識しており、引き続き米価の動向や国の燃料油価格激変緩和対策などをしっかりと注視しながら必要な施策を進めていく所存でございます。

７番　議長。

議　　長　河本議員。

７番　岡山県の倉敷市や宮城県の富谷市では上限は設けているんですけども、１０アール１万円の次期作支援をやっていますし、青森県の深浦町では集荷米１俵当たり８００円、福島県の川俣町でじゃ出荷米３０キロ当たり３００円、埼玉県の行田市では１０アール３，５００円の種苗補助をやっています。全国的な傾向ですが、各県内で１つの自治体が農家施策をはじめたら県内の各自治体に農家支援策が広がっていくような傾向があります。農家支援施策は各自治体で工夫され、様々な支援策が出ているような状況ですが、福井県内でも美浜町が先駆的に農家支援に取り組めば、県内各自治体に農家支援策が広がっていく可能性は大いにあるんですね。そうなれば、美浜町だけにとどまらない農家支援、農業振興策になると考えるんですが、まず美浜町から先駆的に農家支援策に取り組むべきじゃないですか。町長どうでしょう。

議　　長　町長。

町　　長　はい、議長。

先ほども申し上げましたけども、これはしっかりと農業守っていく、その考えに変わりはございません。ですから、申し上げたとおり、しっかり米価の動向、それから燃料油価格の動向を見極めながら必要な施策を燃料支援に限らずこれからもしっかり続けていきたいというふうに考えております。

議　　長　河本議員。

７番　ぜひ具体的政策をしっかりとやっていただきたいんですけども、国や県にお伺いを立てなくても町民に選ばれて、地方自治を任されている自治体の首長ですからね。美浜町の独自施策が行く行くは国や県を動かしていくことも考えて、一般財源で地元の米づくり農家を支援してもらいたいと強く求めておきます。

次に、新型コロナウイルスによるコロナ禍の影響。さらには原油高騰で農業者だけではなく漁業者、民宿、交通事業者、中小零細企業などの経営環境が一段と厳しさを増しています。原油高騰の影響を受けて、厳しい状況に直面している漁業者や民宿などの事業者を迅速に支援するために、まち独自の原油高騰対策実施する自治体も増えておりますが、美浜町は実施しないのでしょうか。燃油に対す

る購入費に補助するなどの対策を考えるべきだと思いますが、町長どうでしょう。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいまの燃油に対する購入助成、これはできないのかと御質問をいただいたところでございます。御承知のとおり、原油価格の高騰、これは続いておりますけども、漁船の燃料を扱います美浜町漁業では漁業者に極力影響の出ないよう国の漁業経営セーフティネット構築事業、これを活用し燃料購入費の支援対策がこれ今実施をされているところであります。また、県と合わせてまちが独自に実施しましたがんばる美浜町事業者応援支援金。これにつきましても実情に合わせて漁業者の皆さんも活用されているところでございます。加えまして、国の燃料油価格激変緩和対策によりまして、販売価格は少しずつ落ちついて来ていることなどから、現時点では追加支援に取り組んでおりませんけども、漁村地域の活性化と美浜の海の幸の確保や食の観光につながります漁業の振興を図るためにも引き続き燃料価格の動向や国の燃料油価格激変緩和対策などをしっかりと注視をしながら、これも必要な施策を進めていくそういった所存でございます。

７番　議長。

議　　長　河本議員。

７番　美浜町の農業や漁業への財政出動、一次産業への支援が手薄に感じるのは町内の就業者の割合が低下していることが影響しているのではないかと考えています。美浜町の産業別就業者の推移を見ますと、一次産業の就業者は昭和４０年には５１％でありましたが、昭和５５年には２６．２％、平成７年には１３．３％、平成２７年には７％になっています。令和に入り一次産業の就業者の割合というのはどのようになっているのか伺います。

議　　長　産業振興課長。

産業振興課長　この質問に対しては私のほうからお答えをさせていただきます。

高齢化の影響による産業構造の変化は大きく、第一次、第二次産業ともに減少している傾向で、現在のところ農業センサスによる確定値が出ておりません。が、７％を下回るんではないかというふう

に考えております。

議　　長　河本議員。

７番　やはり相当少なくなってきているということが伺えます。三次産業は昭和４０年には２９．２％であったものが、平成２７年には７１％というふうになっておりまして、現在は昭和４０年と比較すると一次産業が大幅に減少し、三次産業が中心となって産業構造そのものが大きく変化しているような状況です。その中で、農業や漁業などの一次産業への支援や施策の優先度が低くなっているように見えます。一次産業への支援や施策の優先度が低くなっていないか、町長の考えを伺います。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいま第一次産業、これの施策の優先度これが低くなっていないかという御質問いただいたわけでございますけども、本町の農林水産業はまちの活性化はもとより、美浜のおいしい食の確保。豊かな自然観景観等の維持保全に資すります重要な産業というふうに認識をしているところであります。そのため、平成２７年度に農業関係者等の参画をいただき、農業施策の柱となります美浜町農業基本計画を策定したもので、現在この計画に基づきまして低コスト複合経営に向けた施設の整備や人材の育成、村づくりにつながります施策を計画的かつ機動的に進めているところであります。また、漁業関係者とともに漁場の整備はもとよりブランド化や高付加価値など活性化対策を進めているほか、森林環境税の導入を契機に本町の林野や林業実態を踏まえ、関係者との協議により策定を進めております若狭美浜町森づくりプランに基づき、計画的に林業事業を推進することとしております。このようにまちの特性や従事者等の声を踏まえ、国や県の支援や事業を活用しながら、これからもしっかりと一次産業の活性に向けた施策を進めてまいる所存であります。

７番　議長。

議　　長　河本議員。

７番　本当に一次産業の就業者が平成２７年の７％を下回るかもしれないとこういったことにやっぱ危機感覚えていまして、やはりその後継者不足、人材のなりてというのが非常に重要なことかなというふ

うに考えています。美浜の観光振興、魅力創造ブランド力アップについても一次産業の発展が今後のまちづくりの基礎となることは間違いないと思っておりまして、移住定住、成長分野として一次産業と観光ブランド力アップを結びつけて財政出動していくべきだと考えるんですが、その辺はどうでしょうか。

議　　長　町長。

町　　長　いろんな産業を結びつけて、一次産業を活性化する。これは議員の御提案のとおりかと思います。先ほども申し上げましたけども、美浜のおいしい食、お魚も非常においしい。こういうまちでございますので、来ていただいて、しっかりおいしいもの食べていただく、そのような取組は先ほど申し上げましたけども、観光と一次産業をしっかり連携することで、活性化につなげる一つの重要な施策、そのように考えてるところでございます。

7番　議長。

議　　長　河本議員。

7番　コロナ禍の影響、米価下落、原油高騰で危機的な状況にある今だからこそ、一次産業を絶やしてはならないと思います。国の施策を待つのではなく、大胆にまち独自の支援対策を行うべきだと考えます。大胆な独自施策を打ち出すと町民に約束できませんか、町長。どうですか。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　大胆な独自施策、これはできないかと御質問でございますけども、先ほどから申し上げておりますけども、うるおいのある生活につながる自然豊かな環境はこれは何者にも代えがたい貴重な財産でございまして、今若い世代を中心に進んでおります田園回帰の減少はそういったことに起因しているというふうに言われておるところでございます。とりわけ第一次産業は大きな広がりを持つ面的な産業でありまして、生産活動が育む自然生態系や景観保全の効果はもとより、食の安全安心、安定供給につながります極めて大きな役割を果たしている産業でございます。そういったことから、私が掲げます住んでいることに幸せと誇りを実感できるまちづくり。これを進めるに当たりまして、第一次産業の振興は貴重な重要な施策課題と位

置づけまして、事業者の皆さんの理解と協力を得ながら施策を着実に進めているところでございます。なお、一次産業の活性化に当たりましては、人材育成の確保から生産性の高度化、効率化、流通や販売網の確保など、それぞれが有機的相乗的に機能することで大きな成果につながると考えておりまして、これは一朝一夕になし得るものではないというふうに考えております。そのため、これからも国や県、農業者等と連携を図りながら実情に応じて現在取り組んでおります、これはまち独自のシステムでございますけども、人材育成システムや施設整備支援強化策、特にはこういった施策を大胆に独自に実施しながら、そして土台をこうしっかりと形成すべく直実に施策を進めてまいる所存でございます。

議　　長　河本議員。

７番　今年度替わりの時期ですけど、来年度６月９月１２月と来年度の補正予算がありますから、そこで具体的なまち独自の支援対策等が出てくることを期待しておりますけども、ぜひ実行していただきたいと思います。

次に行きます。厳しい冬の寒さも和らいできましたので、福祉灯油の問題はもう少し早くやりたかったんですが、次の季節の厳冬対策にもなるので、続けていきます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、巣ごもりなどで灯油の消費量増えていました。また、原油の価格高騰を受けまして、灯油の価格が大幅に上昇しておりまして、各家への負担も増大しています。特に、寒冷地での生活困窮者への影響が大きくて自治体が灯油などの購入費を助成することは、福祉政策であるとして、住民生活を支援する自治体が増えています。嶺北では福井市、坂井市、永平寺町などで福祉灯油が実施されておりまして、福井市や坂井市の助成金額は対象の世帯あたり１万円でした。また、高浜町は５，０００円分の券を配付して燃料費を助成することを専決処分しています。自治体によって工夫して、手法や支援金額は違いはあるものの住民生活を支援する福祉政策であるとする方向性が見えます。美浜町は福祉灯油を実現しないのでしょうか。どうでしょうか。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいまの福祉灯油を実現しないのかいうお尋ねをいただきました。幾つかの市町でそういったことを実施しているということは把握はしておりますけども、それに合わせてこれは原油価格の推移をこう見守ってまいりましたけども、この１月に国が発動しました激変緩和措置、これによりましてある程度灯油等の価格は抑制されてきているとそのように考えているところでございます。また、まちでは国の経済対策であります住民税、非課税所帯等への臨時特別給付金１０万円の支給を行っていることもありまして、まちや社会福祉協議会の相談窓口や地域の福祉関係者を通じてこの御質問の福祉灯油を求める声、これも届いていないというようなことから給付金の効果が浸透しているものとそのように考えているところでございます。原油価格の高騰の影響でございますけども、これは生活困窮者のみにかけられるのではなく、先般激変緩和措置も強化されたことから、現時点では福祉灯油について実施しておりませんけども、今後とも国の政策や灯油価格の推移等をこれも見守りながら福祉対策の充実を含めまして、状況に応じて適切に判断してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

議　　長　河本議員。

７番　私あの燃料費まだまだ高いと思ってるんですけど、本当に町民の皆さんからしたらこの高過ぎるその燃料をどうにかしてほしいというのは本当に低所得者や生活困窮者の方たちは一様にその、それに対しての補助っていうのは期待してると思うんですけど、これにぜひとも応えていただきたいと思っています。私はその住民税の非課税世帯、低所得者や生活困窮者に該当すると、この非課税世帯というのは該当すると認識しているんですが、行政的にはその低所得者や生活困窮者と認識するその基準みたいなものはあるんでしょうか。どうなんでしょうか。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　ただいまの質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。住民税の非課税世帯とは世帯全員が住民税の非課税である状態を指し、住民税非課税の範囲は生活扶助を受けているもの、また障害者、未成年者、寡婦、または独り親で合計所得金額が１３

５万円以下のもの及び前年の合計所得金額が美浜町税条例で定める金額以下のものと定義されております。一方、生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法第３条により、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものというふうになっております。生活困窮者の定義はやや概念的であり、非課税世帯であることをもって、生活困窮者となるわけではございません。

７番　議長。

議　長　河本議員。

７番　住民税の非課税世帯というのは全世帯のどれぐらいになるんでしょうかね。

税務課長　議長。

議　長　税務課長。

税務課長　ただいまの御質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

本年２月末の美浜町の世帯数は３，６４８世帯でございます。そのうちの非課税世帯は８３１世帯で全体の約２３％となっております。なお、そのうちの約８６％の世帯主が６５歳以上の方となってございます。

７番　議長。

議　長　河本議員。

７番　全体の２３％って多いと思うんですけど、あと国民健康保険税の軽減措置を受けている世帯というのは加入世帯全体のどれぐらいになりますか。

税務課長　議長。

議　長　税務課長。

税務課長　ただいまの質問につきましても、私のほうからお答えさせていただきます。

令和４年２月末現在の国保の加入世帯は１，２３７世帯でございます。そのうちの軽減を受けておられる世帯は７６８世帯、約６２％となっております。

７番　議長。

議　　長　河本議員。

7番　非常に国民健康保険の加入世帯とかやはり高齢者というのは低所得、生活困窮の状況にある人が多いんじゃないかなというふうに感じるわけですけども、町内の潜在的な低所得生活困窮者は多いというふうに考えます。福井県は福祉灯油を含めた生活困窮者対策の実施について積極的に取り組むように市やまちに助言していると県議会で答弁していますが、美浜町は生活困窮者対策について福井県から積極的に取り組むよう助言を受けていますか。福井県から助言を受けているのかどうか伺います。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　生活困窮者対策につきましては、福祉事務所設置自治体である県の二州健康福祉センターと連携をとり、助言を受けながら取り組んでおります。現在もまちの保健師や社会福祉士などが生活困窮をはじめとした様々な相談に応じており、引き続き二州など関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

7番　議長。

議　　長　河本議員。

7番　まちの低所得生活困窮者の状況とか、福井県の助言があるならどうして福祉灯油のような政策をやらないのかってちょっと疑問なんですけど、何でやらないんですか。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　先ほど述べましたとおり、国の施策や臨時福祉給付金の支給を行っていること。それから福祉灯油の声も届いていないこと。また3月に入りまして気温は徐々に上がってきていることなどから、福祉灯油については現時点では実施を行う状況にはないというふうに判断をさせていただいております。ただ、今後も国の政策、それから灯油価格の推移等見守りながら福祉施策等も含めまして状況に応じ、適時、適切に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

7番　議長。

議　　長　河本議員。

7番　福祉灯油の実現については、私も早い段階で取り上げればよかっ

たなというふうに感じるわけですけども、国は原油高騰対策で自治体が原油価格高騰の影響を受けた人や事業者への助成をした場合、必要額の２分の１を国が補助するという特別交付税措置を行っています。生活困窮者の灯油購入や施設の暖房費、農林水産業の燃油公有などの財源にこれは活用できます。このような国の特別交付税措置を美浜町は使えないんですか。どうでしょうか。

総務課長　議長。

議　　長　総務課長。

総務課長　今ほどの御質問でございますが、特別交付税を使ってのそういった制度の充実ということでございますけども、今現在、健康福祉課長が申し上げましたとおり、福祉灯油につきましてはそういった状況ではないということで判断をさせていただいております。今後そういった状況になれば、特別交付税を活用しながらそういった制度の充実に努めてまいりたいと思います。

７番　議長。

議　　長　河本議員。

７番　国は使える財源用意してあるんですよ。だから、自治体がしっかり施策を掲げてその事業に取り組めば２分の１国が補助するっていう制度あるんですよ。こういう制度をしっかりと活用してやればできないことはないと思うんですよ。自主財源自体は美浜町はしっかり持ってるんですから、何でこういう政策やらないのか。これ知ってました。この特別交付税措置があるというのは。

議　　長　総務課長。

総務課長　交付税の措置につきましては、２００項目以上そういった事業の査定を受けてあります。その中に恐らく今河本議員のおっしゃってるそういった項目あるんだろうという認識はしております。

７番　議長。

議　　長　河本議員。

７番　やっぱり町民をしっかり支援することを念頭に置いて、国のこういった予算も活用しながらまち独自の支援策をつくっていく。こういう努力をしっかりとやっていただきたいと思います。５，０００円分の券で燃料費を補助することを決めた高浜町の施策はよく考えられていると思います。農閑期と言われましたけども、これから田

植えとか始まるわけですけども、農機具なんかの燃料にも使えますし、船とか施設暖房費、車、幅広い業種から一般家庭でも使えるぐらいの幅の広い原油高騰対策っていうのはやっぱりその町民の支援になりますよ。同じ原発立地の自治体でありながら、高浜町は燃油の補助やっているんですけども、だったら美浜町もやればいいと思うんですけども、どうでしょう。やりましょうよ、これ。どうですか。

議　　長　町長。

町　　長　幅広く支援をしたらどうかということでございますけど、薄く広くやるのか、問題をしっかりたたいて集中的にやるんか、いろいろ方法はあろうかと思います。そういったところは今後の状況しっかり踏まえながら、いずれが効果的なんかいう視点にたって、対応していきたい、このように考えているところでございます。

７番　議長。

議　　長　河本議員。

７番　ぜひ施策の実現をしていただきたいというふうに考えておりますけども、やはりその国のやっぱ対策費なんかもしっかりついてるわけですから、そこに気づかないようではやっぱりやってるとはいえないんですね。だからこそ、やっぱりその町民の目線になって困ってる人の目線に立って施策をしっかり掲げていっていただきたいと強く求めておきます。

次に、内水面漁業の振興について、質問していきます。

２月の骨格予算の中でも議論をした内水面漁業振興事業の１，１３２万円ですけども、三方五湖の魅力やブランド力を高めるには内水面漁業の振興が重要であります。行政は三方五湖再生協議会を設置し、若狭町と美浜町関係団体や県を含めていろいろな取組を展開しており、今後も水質を含めて自然景観環境がきちんと再生できるように継続的に取り組んでいきたいと言っておりました。水質景観環境も人の手によって変わってきます。三方五湖久々子湖に最も身近に関わる内水面漁業が地域の生業として継続していくことが重要だと思いますが、行政が思い描く展望を伺います。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　三方五湖の内水面漁業、これを生業として、生業として進めるべきだと、その構想についてお尋ねをいただいたところでございますけども、この内水面漁業が生業として持続していくためには、漁業従事者のこれ理解と意欲が必要だと思ってます。そして、もうかる産業として、これリリースができる環境と体制の構築が合わせて必要だというふうに考えているところでございます。そのためには、漁業従事者との意見交換などで協議を重ね、施策の方向性などこれを意識共有を図ることで必要な事業を具体化し、計画的に進めることが大切である。このように考えているところでございます。そうした中で、地元漁業者とともに漁場の整備やブランド化、流通や販売ルートの整備などを機動的に進めていくことで、ひいては美浜のへしこ、寒ブリ、ひるが響、これに続きます県並びに地域を代表する水産物のこれブランド化、これを目指していきたいなというふうに考えているところであります。

７番　議長。

議　　長　河本議員。

７番　三方五湖地域は農林水産業システム名称として三方五湖の汽水湖沼群漁業システムとして平成３１年の２月に日本農業遺産にこう認定されていますけども、世界農業遺産の認定を目指した取組も行っていると思います。行政のしっかりした支援や下支えというのが非常に大切です。当初予算の中には久々子湖しじみブランド化推進事業補助に１００万円が予算計上されています。行政はしじみが育つ砂場を造成して稚貝を放流し、経験ある研究員の指導も得て地元漁協と協力しながら進めているというふうに言っておりましたが、ブランド化には生産量の確保が非常に重要です。生産販売消費の生産量を伸ばして、販売消費を拡大してこそ地域の生業として持続可能な産業として人材が育つと考えておりますが、対策はしっかりできているのかどうか伺います。

議　　長　産業振興課長。

産業振興課長　この質問に関しては、私のほうからお答えをさせていただきます。

久々子湖では生産量を確保するため、専門家の指導によりしじみの浮遊幼生が着生しやすい場所や稚貝の分布密度など、調査結果に基づく浅場造成や生息環境の整備を進めているところであります。

こうした整備を進めることで、地元漁協からは確実に成果が見え始めているとの報告をいただいておりますが、まだまだ大きな実績を上げる段階には至っておりません。しかしながら、久々子湖のしじみはおいしいと好評も高く、地元漁協の皆さんも精力的に取り組んでおられることから、まずは生産量の確保。そして流通、ブランド化などしじみ漁が生業として成り立つ産業となるようしっかりサポートしていきたいというふうに考えております。

7番　議長。

議　長　河本議員。

7番　サポートはしっかりやっていただきたいと思っているんですけども、行政が目指すしじみのブランド化っていうのは、自然繁殖なのかどうか伺います。

産業振興課長　議長。

議　長　産業振興課長。

産業振興課長　久々子湖では専門家の指導を受けながら場所の選定や浅場の造成を行っており、最終的には稚貝の放流に頼らず自然繁殖によるしじみの生産量の増加を目指していきたいというふうに考えております。

7番　議長。

議　長　河本議員。

7番　しじみの自然繁殖には生育環境のほかに、自然環境の食物連鎖によるこの現象ですね。人の手漁業による減少を想定して、それを上回る繁殖能力を備えないと生産量は増えませんし、生産量は増えないと販売消費を伸ばすこともできません。要するに生産量をふやしたいと、ふやさないとブランド化には結びつかないんですが、久々子湖の今の状況で自然繁殖による繁殖能力というのは備わっているのかどうか伺います。

産業振興課長　議長。

議　長　産業振興課長。

産業振興課長　平成２８年と２９年に里山里海研究所が行った２回のしじみ浮遊幼生分布状況調査の結果によりますと、久々子湖ではしじみの浮遊幼生の分布密度が漁獲量全国２位の青森県の十三湖に匹敵するほど多いことが分かっております。また、令和元年に上瀬川河口付近で造成した１万平米の浅場では令和２年度と３年度を比べるとしじみ

の個体数が１．５倍に増加していることが分かっており、久々子湖におけるしじみ自然繁殖における繁殖能力は十分に備わっているというふうに考えております。

７番　議長。

議　長　河本議員。

７番　今獲れている量とか考えると本当かなって疑問に思うとこもたくさんあるんですけども、それだけの能力備わってるんだったら稚貝の放流必要ないんじゃないかとも考えるんですが、現在そのしじみの稚貝っていうのはどこから購入してるんですかね。

議　長　産業振興課長。

産業振興課長　購入に関しましては、島根県の宍道湖から稚貝を購入しているところでございます。

７番　議長。

議　長　河本議員。

７番　本気で久々子湖でしじみをブランド化しようと考えるなら、稚貝の養殖、種苗生産から地元漁協に委託して行うべきだというふうに考えています。設備投資さえすれば全国どこでも栽培できるいちごの観光農園でさえ、農業人材育成拠点施設とともに大規模な設備投資を行ったんですから、全国でも産地が限られた価値のあるしじみのブランド化に向けて本気で取り組むのであれば稚貝の養殖、種苗生産から始めて人材を確保し、生産販売消費を拡大させるだけでなく、現在行っているしじみ漁の体験など内水面漁業で三方五湖、久々子湖に関わる人をふやすべきだと思います。そういったことが行く行くは水上バイクやレジャーボートの規制にもつながってくると思いますけども、地元での稚貝の養殖ですね。種苗生産をどのように行政考えるのか、考えを伺います。

議　長　産業振興課長。

産業振興課長　しじみの稚貝養殖は異常気象や災害などにより稚貝の供給量が確保できなかった場合を除き、形質的な観点から全国的には行われておりません。また、地元の漁協と専門家で協議した結果、浅場造成による自然繁殖への取組を進めていきたいと考えているため、地元での稚貝養殖については今のところは考えておりません。

７番　議長。

議　　長　河本議員。

7番　今のところ考えてないというふうなことですけども、本気でやっぱりそのしじみをブランド化しようと考えるなら、稚貝の養殖からやるべきだと考えます。しじみが育つ環境というのが水質の浄化にもつながりますし、三方五湖、久々子湖に関わる人が増えれば環境も整っていきます。そういったその生業が好循環していく環境が世界農業遺産にも近づいていくというふうに思いますので、これは若狭町とも関連してくる取組ですけども、やはり美浜側はやっぱ久々子湖、日向湖中心として繰り返し人が来たくなる、関わりたくなる生業、環境観光で、人が集まる場所にしていくさらなる努力が必要だと思うんですけども、どう考えますか。

産業振興課長　議長。

議　　長　産業振興課長。

産業振興課長　しじみにかんしては非常にその専門的なところでありまして、そういった意見を踏まえてしっかり進めていきたいということでございますし、またその三方五湖関連についてもしっかりその地元の漁協者であるとか、関係者と協力をしながらそういうブランド化、発信そういったものができるように行政としてもまたサポートしていきたいというふうに考えます。

7番　議長。

議　　長　河本議員。

7番　地元の漁業者も遠慮して行政には強いこと言えないときもあるかもしれませんけども、やはりしっかりこのしじみがブランド化して生産とか販売、消費までしっかりと拡大していけるような取組をしっかりと行って予算もしっかりとつけていただきたいということを求めまして、私の一般質問を終わります。

議　　長　以上で、河本議員の一般質問を終わります。

次に、5番、髙橋修議員の一般質問を許します。

5番　議長。

議　　長　髙橋議員。

5番　5番、髙橋。

どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立ちません。行政をは

じめ、関係機関におかれては、その対応と感染予防、そして長期蔓延による社会経済活動の疲弊対策に追われていると考えます。御苦労さまですが、どうぞよろしくお願いをいたします。

そうした中、１２年ぶりの選挙戦という形で第１８期の町会議員選挙が行われ、新たにこのように１４名が選出されました。１２年ぶりの選挙ということで初当選された議員、２期目、そして３期目の議員にとっても等しく初めての有権者の審判であり、それぞれ事情はあるものの重く受け止める必要があります。この選挙にかんして、３月４日の福井新聞に議会に緊張感期待という見出しの記事がのりました。その中に過去４年間で一般質問した議員はほぼ同じ顔ぶれ、委員会でも意見が少ない、議論が深まらない、そして最近の議会は行政の言いなり、これじゃ何のためにあるのか分からんという記述もありました。私には思い当たることが多く反論の余地はないというふうに考えております。選挙を通じて私も多くの町民から怒りにも似たおしかり、御意見、御要望、そして励ましの言葉等をいただきました。また、選挙期間中、町内津々浦々をめぐり、地域の実情を目の当たりにしたことも今後の議員活動の糧になるというふうに考えている次第でございます。私は選挙のスローガンを少子高齢化と人口減少を直視し、元気な暮らしを守りますといたしまして、そのために心豊かな暮らしと子育てのまち。学び行動、すなわち挑戦するまち。そして、全員参加型のまちづくりを目指すというふうに訴えてまいりました。いまだ選挙戦の熱が冷めやらぬ今回はそれらに関連する事柄を主体に質問いたします。

まず最初の質問ですが、２０１６年度に策定された第５次美浜町総合振興計画は２０１６年、平成２８年度でございますが、から２０２５年度、令和７年度の１０年間を計画期間としており、策定当初は計画の最終年である２０２５年度時点の目標人口を９，４００人としてきました。そして、計画開始５年後に当たる昨年度２０２１年度でございますが、その見直しにより当初この９，４００人であった目標、２０２５年度の定住人口目標を５６８人減、約６％減の８，８３２人に引き下げました。短期間でのこれほど大きな目標未達は失策と言わざるを得ないと考えますが、何をどう間違えたのか。原因と反省について、住民が理解できるように説明をいただき

たいと思います。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいまの人口目標の大幅未達に対するその原因と反省についてのお尋ねをいただいたところでございます。御承知のとおり、人口減少対策は本町にとって重要な政策課題であり、これまで第５次総合振興計画や人口ビジョンに基づき所要の施策を進めてきたところであります。しかしながら、本町の社会事情や自然増にかかる改善目標に至らず人口トレンドが想定以上にこれ降下したことから今回の人口ビジョンの見直しに当たりまして、２０２５年の目標人口を御質問のとおり下方修正したところであります。特に、社会増、これにおきましては住宅団地の分譲が進み、若年層の転入を確保できたところでありますけども、社会経済の冷え込みや社会構造の変化によりまして、産業団地に労働生産型の企業誘致が進まなかったこともございますし、また自然増におきましては若年層の確保に努めてまいりましたけども、これ全国的な傾向でございますけども、コロナ禍におけます出産を控える傾向もこれも少なからず影響しているものとこのように考えているところでございます。私といたしましては、今回の人口ビジョンの改定に当たりまして、こうした人口動態を詳しく分析、そして検証することで中長期的な視点を持ち、しっかりと人口減少対策を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。なお、御質問の詳細な動向等につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

まちづくり推進課長　議長。

議　　長　まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長　詳細につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、第５次美浜町総合振興計画の当初策定時における将来人口は国の社人研推計値をベースに出産、子育てによる支援等による出生数の増加施策や工業団地及び住宅団地の整備等に係る流入人口の増加施策を実施することで人口動態を上方修正したもので、２０４０年度の目標、定住人口を７，９００人と設定し、その途上における２０２５年を９，４００人としたものであります。これまでこうした計画に基づき、諸施策を推進してまいりましたが、その成果は

一朝一夕に得られるものではなく、実行と検証、改善を重ね中長期的視点に立って進めるべきものであり、昨年度、振興計画後期基本計画の策定と併せて２０２０年時点の推計人口と乖離した実態を踏まえて目標人口の再検討を行ったところであります。この５年間は想定より人口の減少幅は大きくなっているものの、合計特殊出生率や出生数は人口ビジョン設定値を大きく上回っており、厚生労働省がまとめた２０２０年の出生率の上昇幅は北信越地区の全市町村の７位となるなど成果の一端が見え始めているものもあります。一方で小さな子供のいる家庭や大学等卒業世代の移住定住が目標数値を下回っており、この対策が大きな課題であることも検証されたことから、所要の施策を第２期美浜町創生総合戦略に反映させ、その取組を推進しているところであります。これら施策をしっかりと実行し、検証改善を繰り返すことによって２０４０年度の目標人口７，９００人を達成していきたいと考えておりますが、２０２５年度の推計値は将来トレンドに合わせて下方修正したもので、後期基本計画の成果資料としております。このように人口減少対策として長期的な目標を持って施策を推進しながらも短期的にはそれまでの施策の検証を踏まえ、改善を加えることで具体的な施策の目標及び方向性等を個別計画で示し、目標達成に向けた効果的な施策展開を進めているところであります。

５番　議長。

議　長　髙橋議員。

５番　今、一朝一夕には人口はなかなかうまくいかないとか、しっかり分析しとかっていうような御答弁でしたけども、これはもう既にできてなければおかしい。人口をこの人口目標を下げたわけですから、その背景にはこういうことをやるからこうなるんだというようなものがあってしかるべきでございますね。しっかりと原因をつかんでこれをやるからこうなるんだということをきちんと反省をして、そして今後に確実に生かしていただきたい。それが重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

庁舎の入り口にある人口表示板。これ皆さんごらんになってると思いますけども、今年３月１日現在の定住人口は９，０９８人とい

うふうに示されております。９，０００人を切るのは時間の問題だなというふうに皆さんおっしゃっております。私もそう思います。この９，０９８人という現在の人口。これは下方修正された２０２５年度の定住人口目標８，８３２人まで２６６人の差ということになります。つまり残り４年で２６６人以下の減少にとどめたいとこういう目標でございます。生産はあるのか。何をどうするから達成できるのか。その戦略について、住民も分かるように御説明をいただきたいというふうに思います。

まちづくり推進課長　議長。

議　　長　まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長　町では昨年度改定した人口ビジョンにおいて、これまでの取組を踏まえ、人口動態を分析検証し、改めて課題と政策の方向性を明確にすることでより機動的である人口減少対策を展開することとしております。具体的には大きく３点。１つ目は若者世代の減少。近隣市町への流出です。２０歳から３０歳代の結婚を機に転出が増えることから、若者の特に女性の転入促進、転出抑制を図ってまいります。２つ目は子育て世代の流出と出生数の減少です。３０歳代男女と１５歳未満の子供世代が転出超過となっていることから、出生率の増加施策と合わせて、子育て世代の転入促進、転出抑制を図ってまいります。３つ目は健康寿命の停滞です。本町の健康寿命は県平均より低い水準となっていることから、高齢者の運動や社会参加などによる健康寿命を延ばすための取組を進めてまいります。こうした３つの方向性を柱として第２期美浜町創生総合戦略に基づき中長期的な視点に立って施策を展開することで目標を達成していきたいと考えております。

５番　議長。

議　　長　髙橋議員。

５番　私、何回も人口減少については質問してまいりました。いろんな施策をやってるというふうに御説明がございますけども、それは希望的な観測では駄目です。事実に基づいて、きちんと行わなければなりません。

目標は、いずれも必達目標、つまり必ず達成すべき目標です。その目標の高さによって、当然行うべき施策は変わってきます。目標

を定めたら、それをクリアできる施策を整えなければなりません。２０２５年度になって再び未達でしたと、そしてまた目標を変えますと、そんなことのないようにしっかりと施策を整備をして着実に進めていただきたい、強く要望しておきます。

次の質問に移ります。

２０１６年度に策定されたこの第５次美浜町総合振興計画と同時に、美浜町人口ビジョンが策定され、２０４０年、つまり今から１８年後の人口目標を７，９００人としていました、これは先ほど説明があったとおりでございます。そして計画策定５年度、つまり昨年度、この見直しにおいて先ほども申したとおり２０２５年度の定住人口目標は、大幅に約６％引き下げたということにもかかわらず、２０４０年の人口目標を７，９００人のまま据え置きました。

人口問題研究所の推計では、２０４０年の美浜町の推計人口は６，５７１人であり、実に１，３２９人もの上乗せでございます。子供が成人するまでには２０年近くを要しますので、人口の回復は容易ではありません。また２０４０年、今から１８年後ですが、今のままでは美浜から原発の火が消え、産業構造も大きな転換を迫られる可能性もございます。

そうした中、１８年度の２０４０年に推計人口６，５７１人というデータがあるものに対して、１，３２９人もの上乗せした７，９００人が維持できるのか、その理由と戦略を住民にも分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

まちづくり推進課長　議長。

議　　長　まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長　まず、国立社会保障人口問題研究所が公表する将来推計人口については、国勢調査に関わる人口動態を基に、将来人口を推計したものであり、現状以上の対策を実施しない場合の人口を示したものとなっております。

そこで、町ではこの推計値をベースにどのような施策を推進し、効果を上乗せできれば人口ビジョンと同水準の人口が維持できるのかをシミュレーションし、これを基に施策を組み立てております。

具体的に申しますと、まず合計特殊出生率を２０４０年度までに段階的に２．１９まで上昇させることとしており、きめ細かな子育

て支援や仕事と子育てが両立できる環境づくりを進め、安心して子供を産み育てられるように、さらなる支援の充実を図るべく、子供の成長ステージに合わせた美浜ほっと子育て応援プロジェクトを強化・継続するとともに、新たな出会いの場の創出や不妊治療に対する経済支援など、希望する結婚や出産をかなえる一層のサポートに努めてまいります。

次に、若者の転入促進、転出抑制により２０歳代前半の若者の年間約１７人の転入超過を目指すこととしており、若者が転入を考える上で、重要なインセンティブとなる仕事の確保をすべく、企業誘致による雇用の創出に加え、創業支援や産業の担い手育成、サテライトオフィス等の整備による多様な仕事の創出を図ってまいります。

あわせて、若者ニーズに即した賃貸住宅の誘致やにぎわいゾーン整備など、町内に居住することの魅力づくりをしっかりと進めてまいります。

続いて３つ目、子育て世代の転入促進、転出抑制を図り、子育て世代の年間８世帯増を目指すこととしております。

今年度完売した美し野ニュータウンのように、若者や子育て世代に支持される新たな分譲地や、スマートタウンの整備などを進めてまいります。また、本町の魅力のＰＲはもとより、随時、若者ニーズをしっかり捉え施策に反映させるなど、子育て世代に選択されるまちづくりを目指してまいります。

最後に４つ目、高齢者の健康増進により６５歳以上の健康寿命を県内トップクラスに上昇させることとしており、健康寿命延伸は重要な課題であり、げんげん歩楽寿をはじめとした町民総ぐるみの健康づくりや、高齢者の方々の社会参加による健康づくりを進めるための地域あいあいポイント事業などを鋭意進めてまいります。

なお、以上のような施策については、早期の効果発現が図られるよう今回の振興計画におきましても優先順位を上げるなど、機動的に事業展開を図ることで、その実現を目指していきたいと考えておるところでございます。

５番　議長。

議　長　髙橋議員。

５番　人口問題研究所の推計ですね、これ今までのデータを見るとほぼ

これに当たっている、あるいはそれよりもさらに減少が減ってるというのが実情ですね、過去のデータを見ると。それに対して大幅に上乗せしているんです。

今御説明いただいた施策、今までとほとんど何も変わりませんね、今の言葉だけでは。具体的に何をどうやるということについては、その裏づけというのはあまり感じられない。

今から１８年後の２０４０年、１８年後です。私の集落の人口は今のままでは半数になるというふうに考えられてます。また、人口が減ると地方自治の担い手も不足すると言われます。美浜町においても役場職員や介護の従事者、公共的な作業の委託等の確保に御苦労されておりますけれども、その兆候がもう既に表れてるというふうに私は思っております。これまでとは違い、今後の人口減少は待ったなしの切迫した対応が迫られます。

人口ビジョンの見直しの時期、いつになるんですかね、５年後になるんですかね、が来て７，９００人は無理ですと、また下げますと、目標を下げるということは施策を変えるということです。そういうことでは困るので、そういったことにならないように、今から人口減少対策に正面から取り組んでいただいて、対応されるようにお願いをいたします。

次の質問に移ります。

人口減少を抑制するためには、特に子育て世代や若者の定住・移住を促進しなければなりません。これは、全ての市町が同様に考えており、まさに地域間競争、切磋琢磨をしなければなりません、連携もしなければなりませんが、まさに地域間競争を意識した子供を中心に据えた魅力抜群の子育て環境、これが必須だろうと私は考えます。

御承知だと思いますが、兵庫県の明石市は子供を核としたまちづくりを進め、９年連続で人口が増加していることで有名です。その柱になる政策は、所得制限のない５つの無料化でございます。

１.高校生以下の医療費、２.中学生の給食費、３.第２子以降の保育費、４.小学生以下の遊戯施設利用料、５.１歳以下のおむつ、そして、それらには所得制限がございません。所得制限がない大きな理由は、浮いたお金が地位経済や社会経済を潤すことになってい

ると、こういう理由だということでございます。

議会の全員協議会等で、美浜町は出産から成人に至るそれぞれの大切なステージで手厚いサポートをしている、そういうふうな御説明を聞いております。私はそれらに加えて、もっともっと切実で大きなインパクトのある法律が許す限り可能な所得制限のない中学生以下の給食費の無償化をまずは決断すべきではないかと考えます。お考えをお尋ねいたします。

教育長　議長。

議長　教育長。

教育長　私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま高橋議員よりインパクトのある施策としての給食費の無償化という御提案をいただいたかと思います。

本町では、かねてより人口減少対策としまして子育て世代そして若者世代の定住・移住の促進につながりますところの保育環境、学校教育環境の充実と強化に努めているところでございます。また、他市町に先駆け、保育園の再編に伴う園舎の再整備、保育士の加配、また小学校の再編に合わせましたところの校舎の耐震化、空調設備やトイレ設備等の改修など、子供たちが本当に日々快適に過ごせる環境を整えてまいりました。また、学習支援員、ＩＣＴ支援員等も他市町以上に手厚く配置するなど、子供たちがしっかりと学べる環境づくりを整えてまいっておるところでございます。

また、本年度からは美浜ほっと子育て応援プロジェクトとしまして、関係機関が連携し、子供の成長ステージに即したきめ細やかで包括的な子育て支援策に取り組んでるところでもございます。

なお、また、ふわふわドームの整備など、子供たちがより楽しく遊べる環境づくりなども進めておりまして、子育て世帯のニーズに即した様々な施策を進めておるところでございます。美浜の子育てについての一定の評価をいただいているところでもございます。

髙橋議員から御提案いただきました所得制限のない中学生以下の給食費の無償化ということでございますが、子育て世代の経済的な負担軽減にもつながる前向きな提案であるというふうに考えます。

しかしながら、まずは現在、町が策定しました第２期美浜町子ども子育て支援事業計画において進めております、こういった様々な

支援策や教育施策の成果を十分に見極めた上で、その必要性について検討し、判断してまいりたいというふうに考えております。

５番　議長。

議　長　髙橋議員。

５番　最近も全国平均の給食費というのが出てましたですね、新聞に。確かに美浜町は若干ですが低くなっておりました。ただ、今の美浜の子育て環境、これは他の市町に比して本当に魅力があるのか、その評価は美浜に移住・定住しようとする人をはじめ住民が選ぶんです。行政の皆様がそうだと言っても、本当に評価されてるのか。

それから、移住・定住されようとする人の目線、あるいはお客様という目線でしっかりと分析をして、本当にそれが近い将来、実績につながるのか、そこをよく検証していただきたい。そして、実績でお示しいただきたいというふうに強く希望いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

高齢化率が４０％近くになり、私の周りには老老介護の御家庭を含めた高齢者のみの御家庭や、高齢者の独り暮らしの御家庭が目立ちます。身の回りのことも御自身では十分にできないと思われる御家庭もあります。また、美浜町には住民税非課税世帯がおおよそ１，０００世帯、先ほど８３１世帯と言われましたので、これはちょっと訂正はしていただきますけれども、全員協議会では１，０００世帯ぐらいというふうにお聞きしましたので、もあるというふうにお聞きしました。

選挙に際して、そうした方々と思われる方々からもしっかり頑張ってくださいという激励をいただきました。激励というよりも何とか頼みますと懇願されてるというふうに私は感じたことが何度もあります。少子高齢化と人口減少が進み、コロナ禍が追い打ちをかける今、そして今後も人に優しいまち、こういうコンセプトが一番重要になってくるんではないかというふうに思います。

人の暮らしに寄り添い、衣食住環境等の生活の基本部分にしっかりと税金を使い、そのお金を町に、町民にしっかりと落とす産業と位置づけて、きめ細かく暮らしを支える施策の充実が不可欠であると考えます。

そうした中、選挙期間中、町内を巡り空き家の多さを再認識しました。倒壊寸前の特定空家に相当するものも多く見かけました。今後、人口が急激に減少すれば、さらにこの状況は進み、各所で倒壊家屋があふれる事態も考えられ、自己責任を訴求するそれだけでは済まない状態になるのではないかというふうに危惧をしている次第でございます。そうした空き家の状況について、行政としてどのような認識と今後の対応方針を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいまの空き家の状況について、どのように行政は認識し、対応方針を考えてるんかという御質問をいただいたところでございます。

御承知のとおり、町内の空き家は現在３１４件ございますけども、町内の高齢者世帯は町全体の約３割、１，２００世帯近くとなっておりまして、これから空き家が大幅に増加する事態が想定もされますので、これまでから空き家対策は重要な施策課題と捉えまして、まずは空き家を出さない、そして空き家の利活用を促進する、さらには適正に維持管理をする、こういったことを施策の柱といたしましていろんな事業を進めているところでございます。

なお、具体的な対応等、これにつきましては担当課長からお答えをさせていただきます。

土木課長　議長。

議　　長　土木課長。

土木課長　まず、利用可能な空き家の活用、これについては移住・定住対策につながります有効な手段として考えておりまして、空き家対策の先駆的組織でありますＮＰＯ法人ふるさと福井サポートセンターと連携をしながら、マッチングツアーや情報バンクの活用など、空き家の利活用促進に向けた取組を進めているところでございます。

また、こうした活動に加えまして、町では空き家の取得や賃貸、リフォームなどに対します補助支援制度を充実・強化するなど、空き家の抑制と利活用が進むように政策誘導に努めているところでございます。

また、危険な空き家も増えておりますことから、美浜町空家対策協議会の助言や協力をいただきながら、所有者に対する適正管理や解体撤去に係ります行政指導を徹底するなど、関係集落と連携しながら地域の安全・安心の確保に努めていることとしております。

町では今後とも関係団体、集落など連携を図りながら空き家の解消と安全確保に係る取組について、鋭意進めてまいりたいと考えております。

５番　議長。

議　　長　髙橋議員。

５番　今御説明いただいた内容程度のことは知ってるんですよ、それでも駄目だろうと思うから申し上げてるんです。

人口が減り住む人がいなくなれば空き家になります。そして、その空き家は急速に朽ち果て特定空家になります。これは厳然たる事実でございます。人口減少に比例して急速に進みます。どう対処するのか、これは非常に難しい問題だと思います。住民にも参画を求め、今から具体的な対策を進める、そのリーダーシップは行政が取らなくてはなりません。本当に正面から立ち向かっているのか、しっかりお願いをしたいというふうに思います。

また、先ほど申し上げたように人に優しいというコンセプトが重要だと思います。１０町歩弱の稲作農家の方、この方は青色申告をやってるというふうに言われましたが、米価が下がり燃料費や資材も上がって、一生懸命やっているが１００万円弱の赤字でした。これでは頑張る気力も出ません、こういうふうに言われた方がいらっしゃいます。稲作農家の方です。

河本議員も質問されましたが、困窮されている方も多いと思われる美浜町は、原油高騰支援や米価下落支援を顧みることがございません。先ほどから声が届いていないと、だからやっていないというふうな説明も一部ございましたけども、声を聞かなくちゃいけない、聞きに行かなくちゃいけない、あるいは声が届く仕組みを整備しなきゃいけないんじゃないですか。これでは人に優しいというふうには言えないんじゃないかというふうに私は感じております。御検討のほどをよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

春になると雑草が茂り、庭木が伸び、草やごみが道路脇に散らかるという光景を目にします。高齢化と人口減少により、個人ではそこまで手が回らない事情もあると想像いたします。そうした作業をシルバー人材センター様にお願いすることは多々あり、美浜にとって今後ますます重要な組織ではないかと考えております。

シルバー人材センターは、法律による規制や民業を圧迫する可能性があるというような指摘もあるようですが、美浜においては、あるいは地方においては不可欠であり、行政としてできるだけの支援を行い、先進的で機動的なさらに強いシルバーセンターを目指すべきだと思いますが、お考えをお聞きいたします。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいまのシルバー人材センターの目指すべき方向についての行政の考え方、このお尋ねをいただいたところでございます。

シルバー人材センターは、高齢者がその経験と能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ていく機会を確保する、こういったことを主たる目的とされている団体でございます。

こうした理念に基づきます活動は、町の活性化にも大きくつながることから、これまでから運営費等を補助するとともに海岸清掃や草刈り作業、施設管理業務など多種多様な業務を委託することで活動を支援をしてきたところであります。

町といたしましても、引き続きこうした支援を継続・強化していくこと、また実情に応じた新たな支援についても必要性は理解できますけども、議員御提案の今後の目指すべき在り方等につきましては、まずはシルバー人材センターの思いを尊重すべきでありまして、それからの議論かなというふうに考えているところでございます。

５番　議長。

議　　長　髙橋議員。

５番　シルバー人材センターさんがどう考えるのかということが先決だというふうな御答弁だったんですが、行政のほうから思いを聞かれたらどうですか。そういうふうに感じますね。

期せずして、今議会にシルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてという切実な陳情書が出されました。私が

今要望しているこの支援とは趣旨は全く異なりますけれども、シルバー人材センターに対する国あるいは行政の認識が、いかに現場の事情とかけ離れているかを示しています。地方の疲弊を今後どのように防いでいくのか、高齢者の役割をどう考えているのか、理解に苦しむところでございます。あわせて、善処を強く求めておきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

昨年度より、６０歳以上の高齢者を対象にした地域あいあいポイント事業が始まりました。高齢者の社会参加や健康づくりの促進が目的ということで、事前登録した人にのみ手帳が配布され、１回活動に参加すると１００円相当のポイントシール１枚が付与され、この手帳にポイントシールを自分で貼付いたします。そして、年度ごとの事業ですので年度内に申請をすれば手帳に貼付されたシール枚数に基づいて年度内に限り５００円単位で活動奨励品、これは商品券になっているようですが、に交換できるというものでございます。

この制度はよく読みますと、町老連への加入で３ポイント、健康診断受診で、いろんな診療の内容がありますがそれぞれ各１ポイントが付与されると、高齢町民誰もが対象者であるべきだというふうに思いますが、事前に登録をして手帳を入手すると、これが不可欠をいう制度になっております。私は、区の老人クラブ長を拝命しており、クラブ員のこうした高齢町民全員が有するポイント受領資格、誰もが資格があるというふうに思っておりますので、これを確保しなければいけないなという責任上、老人クラブ員全員を登録し、運用してきました。

この制度は、唐突に開始された感が否めませんが、その目的はこれまで社会参加や健康づくり活動に消極的な人にも参加を促すということのはずですが、事前登録を申込みされた方、される方は従来から積極的にこれらの活動に参加しておられる方が大半で、新規加入の効果が限定的だと思います。私の身近でもそうでございます。この事業を始めたことによって、社会参加や健康づくり活動に新たに参加された方はどの程度おられたのか、本当に成果はあったのかについてお尋ねいたします。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　ただいまの質問についてでございますが、地域あいあいポイント事業につきましては、美浜町第８期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画におきまして、関係者の皆様に御意見を伺いながら、安心して暮らせる地域を実現するための意識づくり、体制づくりとして位置づけ実施しているものでございます。

昨年４月から開始した本事業は、この３月１日現在で３０団体、当初の見込みの約１．５倍となる４７５名の御登録をいただいておりますが、そのうち、本事業を契機として８団体９２名の方の活動が開始されるなど、住民同士の新しいつながりによる様々な取組が進んでおります。

また、町内の保育園ではイベントのお手伝いや畑の管理、収穫など、施設等が求める活動と自主グループの活動がうまくマッチングできたことで、社会参加を通した高齢者のやりがい、生きがいづくりにつながっております。

このように一定の成果があったものと考えておりまして、今後も皆さんからの御意見をいただきながら１人でも多くの方に御参加いただけるよう、制度の工夫はもとより広く周知に努めてまいります。

５番　議長。

議　　長　髙橋議員。

５番　一定の効果があったという御回答でございますし、人それぞれ受け取り方が異なると思いますので、この点については以上にしときますけれども、次の質問に移ります。

この制度を私自身運用してみての感想ですが、事前登録の申請、手帳の受領と配布、ポイントシールの受領と配布、その管理、活動奨励品の申請と受領、年度末の精算報告等々、これらを年度ごとに行う必要があり、大変面倒なものでございます。

また、町老連加入者、シルバー人材センター登録者、健康診断受診者等、高齢町民誰もがポイント付与対象であるにもかかわらず、事前登録して手帳を入手しなければ権利なしということになっております。

私は、このポイントで人を動かすというやり方自体はあまり好みませんけれども、それはともかく制度の目的等を考え合わせれば、

少なくとも事前登録制ではなく、最初から町民全体を対象にすべきというふうに考えます、高齢町民全体を。お考えをお聞きいたします。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　地域あいあいポイント事業の対象者は、美浜町内に住所を有する６０歳以上の高齢者としております。

本事業は、人と人とのつながりを大切にすることで、互いに支え合い、助け合う地域づくりを目指す上で対象となる活動を健康づくり活動と地域貢献活動と定め、おおむね５名以上の団体、グループでの取組を基本としております。

自らの健康づくりや地域支援のための活動を主体的に展開していただく上で、まずは高齢者が自らの意思で団体活動に参加することが肝要と考え、事前登録を必要とさせていただいております。

５番　議長。

議　　長　髙橋議員。

５番　確かに高齢町民全体を対象にした場合には、スタートは非常に難しいなと、私も考えたんですが、どういう仕組みがいいか。しかしながら、先ほども人口減少対策のために高齢者の健康をあげるんだと、そういうふうなお考えであるならば、高齢町民全体を対象にしてやれるような仕組みにして、ああ、こういうポイントもあるんだということで、今までそういう社会参加だとか、運動にあまり参加しておられない方が振り向くような制度に改善されたらどうかというふうに私は考えております。御検討いただきたいというふうに思います。

次の質問ですけども、今年度関連するアプリを導入する予算が計上されました。どのような改善と視点を持って計画しているのか、お考えをお尋ねいたします。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　地域あいあいポイント事業では、町や団体の活動情報を共有することで、高齢者同士がつながり、さらに積極的な活動を展開できるよう、これまでのポイント手帳と併せまして、来年度からスマート

フォンアプリを導入いたします。

アプリの主な機能といたしましては、登録メンバーへの活動のお知らせと出欠確認、地域あいあいポイントの管理、町が実施する介護予防事業のお知らせや健康づくりに関する情報の配信、ボランティア募集と活動希望者のマッチングなどが挙げられます。

さて、デジタル技術の進化によりまして、日常の利便性が高まる中、高齢者の皆さんもその恩恵をうまく受け止められるような施策を展開しているところでございます。

今回のアプリ導入につきましては、高齢者が様々な世代の人々と交流し、生きがいを持って社会に参加するという本事業の趣旨にとどまらず、これを契機に、高齢者の皆さんがスマートフォン等の活用を通して、ＩＣＴの恩恵を受けられるＤＸ社会の推進に向けた取組の一つというふうに考えております。

５番　議長。

議　長　髙橋議員。

５番　ＤＸの時代なので、これを採用するということについてはいいことだなと思いますけれども、先ほどから申しているように、なるべく多くの町民が参加できるようにすべきなんですね。だから、事前登録制は残すようというような御説明のような気がしますけれども、手帳も残すようですから、それでは大きな広がりはなかなか期待し得ないというふうな気がいたします。ぜひ再考していただきたいなというふうに私は思います。

次の質問に移ります。

みはま応援クルー事業、これも昨年度開始されました。目的は、町外に住む町出身者や町にゆかりのある人などを応援人口と位置づけ、まちづくりへの積極的な参加を促すということでございますけれども、詳しい説明はお聞きしていません。この事業を展開する背景と目的、まちづくりに期待する効果、町内のまちづくり活動との関連等について、町民が分かるように御説明をいただきたいと思います。

まちづくり推進課長　議長。

議　長　まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長　みはま応援クルー事業につきましては、私のほうからお答えをさ

せていただきます。

現在、当町においては人口減少や少子高齢化が進む中で、様々な地域課題が顕在化しております。

そのような中、まちづくりの担い手を確保し、活力ある地域づくりを進めるためには、人口減少対策はもとより、人口減少下にあっても実現できる取組も併せて進める必要があると考えております。

そこで、第５次美浜町総合振興計画後期基本計画において、みんなで築くまちづくりの一環として応援人口を位置づけ、まちづくりの大きな力として支援いただける体制を構築するものです。

具体的には美浜町出身者や本町ゆかりの方、ふるさと納税者など、町外に住みながらも美浜に愛着を持ち、町の活性化に協力いただける方に応援人口、みはま応援クルーとして御登録をいただき、海浜清掃などのボランティア活動や地域行事への参加、町の魅力ＰＲ、地場産品の購入、ふるさと納税など、様々な応援活動により、地域住民の皆様とともに、地域を支え、盛り上げていただく活動に参加していただくこととしております。

５番　議長。

議　長　髙橋議員。

５番　まだ始まったばかりでございますので、この対策が、この活動が本質的な町の課題解決、あるいは活性化、そういったものに結びつくようにまだまだ工夫の余地はあると思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

では、最後になりますけれども、道の駅、ＨＡＭＡＢＥＲＲＹ、レークセンター、そういった大きな事業が少しずつ姿を見せてきました。２０２４年春の新幹線敦賀開業を機に、期待したような町の活性化がなされることを願い、努力をしなければなりませんが、それらが少子高齢化と人口減少、そして、それに付随する諸問題を持続的に改善する効果はあまり期待しないほうがいいというふうに私は思います。迫りくる少子高齢化と人口減少問題をもっと真正面から捉え、地元住民が自分たちの手で地元産業の一翼として何ができるのか、従来の延長線で考えるのではなく、根本的かつ本質的な視点で議論す駅である、議論を始めるべきであるというふうに考えます。

最近ある有権者に言われました。大きな道路や箱物は、政治の実績の誇示にはつながるが、もう結構でございます。それよりも身近で小さなことを大きくやってほしい。非常に私には心に残り御意見でございました。参考までに御紹介しておきます。

以上で、私の質問を終わります。

議　　長　以上で、髙橋修議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。

引き続き、一般質問は午後１時から再開いたしますので、時間にお集まりください。

（休憩宣言　午前１１：４０）

議　　長　再開いたします。

（再開宣言　午後　１：００）

議　　長　休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、８番、辻井雅之議員の一般質問を許します。

８番　議長。

議　　長　辻井議員。

８番　８番、辻井。

議長の発言許可をいただきましたので、事前通告に従い、一般質問を行います。

去る３月６日に町議会議員選挙が１２年ぶりに行われ、私も初めての選挙戦を経験し、いろいろと勉強させていただきました。私も町政の参加は選挙からを呼びかけましたが、残念ながら投票率は低かったのが気になります。

さて、今回の私の一般質問は、学校教育のデジタル化と町の人口減少の歯止めにもつながる若者の定住と空き家問題に絞って質問をさせていただきます。

それでは、最初に、昨年から本格的に始まった、学校教育のＩＣＴ教育、教育のデジタル化についての質問を行います。

美浜町内に７校あった小学校が３校に統合されてから、この４月で早くも８年を迎えます。その間、統合後、最初に小学校に入学した児童は、今は中学２年生になるわけで、月日のたつのを実感させられます。

統合については、当初はいろいろな問題があったと思いますが、

早い統合は今になってはよい結果につながったのではないかと感じます。

昨今の教育問題も複雑になっております。先生の働き方改革、いまだに問題となるいじめや不登校の問題、放課後児童の件、クラブ活動、さらに部活動の指導者についての動きもあります。福井県の学業上位成績も先生方にプレッシャーになっていないか心配な面もあります。

そして、昨年から始まったギガ教育です。

小学校１年生から中学生まで、全員タブレットの端末機を１人１台ずつ与えられ、それを授業で活用するＩＣＴ教育です。

近年の子供たちは携帯電話の普及で既に中学生以上の子供はマイスマホも持っており、保育所の園児でもスマホを使える時代に我々、アナログ時代の人間には先が怖い感もします。

それでは、ここで最初の質問をいたします。

昨年からタブレット端末を使った授業が行われていますが、これらのタブレットはどのような使われ方をしているのかを最初にお伺いします。

教育長　議長。

議長　教育長。

教育長　一昨年の４月から小中学校に配備されましたタブレット端末の活用状況はどうかというような御質問でございますが、御承知のとおり、これはコロナ禍にあって、国が当初の計画を前倒しする形での緊急性を伴ったタブレット配備ということでございます。

この間、本町におきましても、まずは先生方への研修を行いつつ、実際に学校ではとにかく子供たちと一緒に使ってみようというようなスタンスでスタートをしております。

最近の学校での様子をいろいろ聞きますと、子供たちは先生方の予想以上に速いペースでこのタブレットの取扱いに慣れてきているようで、先生方もびっくりしているというようなことを聞きます。

特に、美浜中学校におきましては、次年度におきまして、最新のＩＣＴテクノロジーを駆使しました学習ソフトを導入する予定でございます。

以下、詳細につきましては、担当局長よりお答えをさせていただ

きます。

教育委員会事務局長　議長。

議　　長　教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長　詳細につきましては、私のほうから御説明をさせていただきます。

昨年４月から全ての学校でタブレット端末を活用しました事業がスタートをしております。教室における授業では、児童生徒それぞれがタブレット端末を用いまして、発表ノートという学習ソフトを活用し、発表資料を作成したり、教室の大型モニターにそれぞれが作成した資料などを映し出すことにより、一人一人の考え方をクラス全員がリアルタイムに共有できるようになりました。

また、付箋アプリという学習ソフトを利用しますと、いろいろな意見や考え方を画面上に貼り付けて表示することができることから、活発な意見交換にもつながっております。

体育の授業では、マット運動の際に、お互いの動きを動画撮影し合うことで、すぐに自身の動きが確認でき、また、お互いの動きについてどこがよかったか、どこを工夫すればよかったのかなどを教え合い学習にもつながっております。

また、中学校の英語の授業では、オンライン会議システムを使って、コロナ禍の影響により来日することができないＡＬＴとお互いの顔を見合わせながら英会話の授業も行っております。

こうしたタブレット端末の機能を幅広く活用することで、児童生徒は興味、関心を持って授業に取り組んでくれております。

その他、コロナ禍において、出席できなかった場合、家庭でのオンライン授業が可能となったほか、本町の特色であるエネルギー環境教育や地域愛学習においても、タブレット端末を活用した授業を行っております。

引き続き学校と連携を図りながら、より一層学びを充実させるため、様々な学習場面でタブレット端末を活用し、児童生徒一人一人の理解状況や能力、適性に合わせた学びと地域社会をより知ることにつながる学びの実現を目指してまいりたいと考えております。

８番　議長。

議　　長　辻井議員。

８番　ただいま教育長と、教育委員会事務局長の回答でよく分かりまし

た。タブレットを有効に使っているということがよく分かりました。

また、モニターを使っての全員で問題を共有するとか、いろいろなことも出ていました。また、付箋アプリとかいうような新しいことも今お聞きしました。体育の時間、カメラを使って動画撮影して、いろいろ体育の体操のことについてもいいところ、悪いところを発見できるようにしているということだと思います。

タブレットの使い道はやはり生徒により得て、不得手もあり、教える方も大変だと思いますが、教える先生や教わる生徒にもそれが負担になってはなりません。やはり楽しい授業でなければ学力は伸びません。このタブレットを使った美浜独自の教育や学習があってもよいと思いますので、先生と生徒も一緒になって楽しいタブレット授業になることを望みます。

次に、２番目の質問で、ＩＣＴを教える側とそのプログラムについてお聞きいたします。

このギガ教育に、町ではＩＣＴ支援員を配置し、定期的に授業のサポートやシステム操作支援を行い、中学校では、デジタルドリルを導入するとあるが、それはどのようなものか、質問いたします。

教育委員会事務局長　議長。

議　　長　教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長　授業や校内研修、あと校務支援など、学校でのＩＣＴに関する業務を支援する外部人材といたしましてＩＣＴ支援員を配置しております。

本年度は小学校で月２回、中学校では月３回、ＩＣＴ支援員が訪問し、主に授業の補助的立場で教員や児童生徒への機器操作の指導や助言を行っております。

タブレット端末の整備により、ＩＣＴ機器の操作の取得やＩＣＴを活用した従来とは違う新たな事業形態への移行などが一部教員の負担となっているという現状もありますことから、負担の軽減と実践力は指導力の向上を図るためにも今後ともＩＣＴ支援員を継続して配置したいというふうに考えております。

中学校で導入するデジタルドリルにつきましては、近隣市町に先駆け、主要５教科に対応し、生徒一人一人の理解状況や能力、適性

に合わせ最適な問題を出題するＡＩ機能を備えた学習ドリルを導入してまいります。

このデジタルドリルを活用することにより、生徒個々の基礎学力の向上や理解度に応じた分かりやすい学びを実践してまいりたいというふうに考えております。

８番　議長。

議　長　辻井議員。

８番　ＩＣＴの支援員につきましてはやはり有効に学生のほうも利用していただければさらによくなるのではないかと思います。

また、ＡＩのデジタル化ということで、いろいろな私もこういう分野についても勉強していかないけないと思うんですけども、やはり進んだデジタル化を進めているということがよく分かりました。

政府も昨年秋に新しくデジタル庁をつくりました。日本も国際化、グローバル化に遅れてはならないとの策が伝わってきます。世界から見れば、日本のデジタル化は遅れているのは民間の調査でも明らかで、世界に置いていかれては大変です。

議会も昨年から議員一人ずつタブレット端末機を持つことになり、ＩＴ社会に順応できるように取組を始めました。議会の膨大な議案書のペーパーレス化を始め、デジタル化の導入を図ることになりました。

また、本議会の住民公開などもデジタル化でタイムリーに発信できるような取組も図りたく、学校のＩＣＴ教育にも負けないように頑張りたいと思います。

最後に、ＩＣＴ教育でもう一つ大事なことがあります。携帯やスマホ、または、パソコンの情報通信による誹謗中傷の書き込みや犯罪も社会問題になっているのも確かです。これも上から押さえるのではなく、いじめ問題も含め、生徒間で自らの解決を話合いすることで防げることも実証されています。このような事件、事故が起こらないよう、教育の立場でもしっかり監視と管理を行っていただきたいと思います。

次に、町の人口減少問題にもつながる若者の町への定住と、町の環境問題にもつながる空き家対策についてお聞きします。

最初に若者の定住に関する質問を行います。

人口減少問題は大げさかもしれませんが、国の重要な存続問題にもつながりかねません。生産人口の減少は国民総生産、ＧＮＰに大きな影響を及ぼします。現在、日本には約２９０万人の外国人が住み、その中で約２４０万人が日本の生産人口に加わっています。福井県でも越前市の外国人の移住・定住人口が多く、４７都道府県の人口当たりで見ますと、外国人移住数は福井県がトップという数字を最近のテレビで確認いたしました。もともと日本は島国であるので国境はなく、外国からの移民は鎖国で受け入れがたい国でありましたが、これからはそうも言っておられない時代になってきており、少し複雑な心境です。

定住問題には人口減少が大きく関わります。都会の進学や県外就職と、これらに歯止めをかける若者の定住を促進する対策が必要です。

今年の成人式において、新成人の皆さんに対し、役場の若手職員が美浜の故郷のふるさとのよさをアピールし、県外にいる若者にＩ・Ｕターンを促すＰＲもありました。４日後の４月から美浜町で３８番目の区として美し野区が誕生します。若者が新居を建て、美浜で定住して暮らす人の集団がここには存在します。公園で遊ぶ子供たちの姿も新鮮で、この地の人口増加は美浜町にとっては明るい話題となっています。

これを受け、さらなる定住促進のため、今年度はみずうみ保育園の近くに新しい分譲地の整備事業が行われ、当初予算も計上されました。

ここで質問します。

若者を始め、町への定住促進策として、新しい住宅宅地の整備のほかに、町としてどのような施策を展開していくのかをお聞きいたします。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいまの定住促進策についてのお尋ねをいただいたところでございます。

人口減少対策の視点といたしまして、若者、特に女性や子育て世代の転入の促進、転出抑制を掲げており、様々な施策を複合的に取

り組むことで実現につなげていきたいと考えておりますけども、若者世代の定住促進対策をしっかり実施することで、若い世代に支持される、そういった定住環境をしっかりと整えていきたいというふうに考えているところでございます。

こうした施策の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

まちづくり推進課長　議長。

議　　長　まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長　それでは、施策の詳細につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

新規分譲地整備以外の主な定住促進対策につきましては、まず、新婚生活支援対策としまして、新生活をスタートする新婚世帯に対して敷金、礼金や引っ越し費用等を支援してまいります。

また、家賃支援対策として、民間賃貸住宅に入居する新婚世帯や子育て世帯に対して家賃を補助してまいります。

さらに、多世帯同居、近居支援対策として、多世帯同居や近居を目的とした住宅取得やリフォーム費用を補助するほか、空き家対策として、空き家の取得や賃貸、リフォームに対する費用を補助してまいります。

また、新年度からは、若者のUターン支援対策として、本町にUターンし、定住しながら奨学金を返還している方に対し、補助金を交付するUターン者奨学金返還支援事業などを新たに実施してまいります。

このほかにも町民の利便性向上や住民満足度を高める施策、防災力や福祉、子育てなどの地域力向上や人口減少対策に掲げる政策など、複合的に実施していくことで、定住促進に努めてまいりたいと考えております。

８番　議長。

議　　長　辻井議員。

８番　ただいまの説明でいろいろな支援施策があるのが分かりました。町長も言っておられたように複合的に取り組んでいくということなので、ぜひ結びつけて定住を促進できるように努めていただきたいと思います。

美浜町は自然に囲まれ、食べ物もおいしく、人情も温かいという中学生がたくさんいますが、高校を卒業し、一度美浜を離れて都会へ出ると、都会の豊富な生活環境を一度実感すると、都会への誘惑に負けてしまいます。しかし、近年では、田舎のよさも見直され、若者によっては、生まれ育った故郷を愛し、ふるさとに住むんだという人も増えてきております。

今、都会や町外にいる人で、彼女や彼氏のいる方はぜひ美浜町に連れてきてゴールインしてください。そうすれば、目に見える人口増加につながります。こういうソフト面での行動も必要かと思います。

次に、午前中に髙橋議員からも空き家の質問もありましたが、私も深刻な空き家の問題について質問いたします。

定住に反対しての町外移転や一人暮らしの高齢者がお亡くなりになり、空き家問題や廃屋の問題が発生しております。国を始め、地方でも今後の大きな問題になるのは明らかです。

そこで、現在町では区長を通じて、各区内の空き家実態調査を実施していますが、現在の美浜町の空き家の数はどのような数字になっているのかを最初に質問します。

土木建築課長　議長。

議　　長　土木建築課長。

土木建築課長　３月１８日現在、町内に空き家は３１４件ありまして、そのうち美浜町空き家対策協議会の認定によります、いわゆる崩壊や倒伏など、危険な状況にあります特定空家が３２件、準特定空家が１６件ございます。

８番　議長。

議　　長　辻井議員。

８番　具体的な数字をありがとうございました。やはり空き家は３１４件という数字はかなり大きいものだと思います。廃屋とか、それに近い数が１５件もあるということなので、これらの対策も急務だと思います。

町でも平成２７年の国の空き家対策特別措置法の施策を受け、翌年、美浜町空き家対策協議会を立ち上げ、空き家対策計画と町の空き家条例に基づき、管理や指導を行っています。

条例では、行政代執行も可能ですが、税金をつぎ込んでの解体作業は難しいと考えます。

空き家対策としては、令和３年にふるさとづくり大賞、これは総務大臣表彰をもらっておりますが、受賞した民間のＮＰＯ法人、ふるさと福井サポートセンター、通称ふるサポの取組による、空き家バンクや空き家マッチング活動も行っており、定期的にマッチングツアーも行われ、最先端の空き家対策に取り組んでおられます。

ＭＭネットでも紹介されましたが、空き家に他所から家族、大勢で住み込み、引っ越しは近くの住民も手伝うという温かい話題の成功例の映像を見ることができました。

また、空き家の活用として、古民家をリニューアルし、カフェ等のお店や地域の憩いの場、社会福祉の公共施設としても利用されています。

しかし、廃墟に近い空き家も多くあります。春先の大風や台風等により、がれきの残骸が突風で吹き飛ばされ、周辺の家にも被害をもたらすおそれの廃屋も目立ちます。地主や家族、親戚等でもなかなか対応ができない状況も多く存在します。解体や処理にもお金がかさみ、解体にてこずる空き家が増える一方です。空き家問題は周りの環境や美化にも影響し、治安や衛生面でも悪影響を及ぼします。

今後このような空き家対策には町の支援制度を含め、行政としてどのような対策を取り組んでいくのかをお伺いいたします。

土木建築課長　議長。

議　　長　土木建築課長。

土木建築課長　本来ですと、空き家等の適正な管理、これにつきましては、当該空家の所有者の責任において行われるものでありまして、法令に基づき、段階を追って助言、指導、監督、命令などの行政指導を行っております。

さきにも述べさせていただきましたけども、老朽危険空き家の解消を図るために、老朽危険空き家等の解体撤去にかかります費用の一部を補助する老朽危険空き家等解体撤去事業補助金制度によりまして、周囲に被害が出る前に所有者自ら解体していただくよう、周知してまいります。

また、危険な状況が逼迫していると認められるときは、安全確保

のため、必要最低限の措置を行ってまいりたいと考えております。

８番　議長。

議　長　辻井議員。

８番　法令に基づく取組を行っていくということです。私も思いますけども、地区によって、地域で協力して、なかなかできないところは地区の協力の下においてきれいにするというのも一つの手だてだと思います。

田舎には家以外の財産として納屋や蔵があり、威厳を誇った財産ですが、今はこれが負の財産とも言われております。ここ数年で日本中の民家の３件に１件が空き家になるのも時間の問題かもしれません。国も早くこの対策に着手し、具体的な行動に移さなければ大変なことになるのは明らかです。

美浜町も大きな問題とならないように、みんなで協力して住みよい環境をつくっていかなければなりません。

最後に、ウクライナでは悲惨な戦争が起こって、将来のある何の罪もない子供たちの尊い命が失われています。また、コロナ禍の状況もまだまだ先行きが見えません。一日も早く罪な戦争をやめ、コロナのマスクがとれて、みんなの元気な笑顔が見れますことを願い、私の一般質問を終わります。

議　長　以上で、辻井議員の一般質問を終わります。

次に、９番、川畑忠之議員の一般質問を許します。

９番　議長。

議　長　川畑議員。

９番　９番、川畑。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

第５次美浜町総合振興計画による政策についてを１本としまして、少し細かく質問していきたいと思います。

まず、後期基本計画についてですが、昨年４月に第５次美浜町総合振興計画のうち、基本計画部分を見直し、後期基本計画が策定されました。これは、まちづくりの将来目標を示し、町政を総合的に、計画的に運営するために、計画や事業の指針を明らかにするものであります。この計画は基本構想、基本計画、実施計画により構成され、計画期間は、基本構想が１０年、基本計画が５年、実施計画が

３年とし、後期基本計画は令和３年度から令和７年度までの５年間としています。

町長は、まちづくりには突発的、短期的に対処すべきものや、中長期的な観点に立ち、計画的に対処すべきものがあり、その方向性を明確に示したものが総合振興計画であると言われています。

また、これは町の施策推進の道しるべ的存在であり、多くの町民に分かりやすいものになるよう、配慮したと述べています。

後期基本計画がスタートして１年がたちましたが、その成果の検証は発展途上の中ですが、細かい方向性は後ほどお聞きしますので、どのような変化や成果が出てきていると感じているか、お伺いします。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　総合振興計画の後期計画が１年たったわけでございますけども、その変化と成果についてのお尋ねをいただいたところでございます。

後期基本計画では、選択と集中により施策の実現を図るため、にぎわいゾーン整備や北陸新幹線敦賀開業など、重要な５つのキーワードを掲げ、まちづくりの目指すべき方向性をしっかりと見える化し、町が進めるべく施策過程を分かりやすく示すことができたと考えておりますけども、その思いが浸透し、町民の皆さんの理解と意識醸成につながるよう努めているところでございます。

今年度はこうした施策の初年度であり、成果を議論するまでには至っておりませんけども、道の駅はまびよりを中心としたにぎわいゾーン、農業人材育成拠点の整備、レークセンター、レインボーラインのリニューアル等が進むことで、施策の効果が様々な形で少しずつ現れてくるものと考えているころでございます。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

９番　後期基本計画での事業を選択するならば、やはり道の駅を中心とした施策が多くなります。この取組と町民の思いがぴたっと合うのであればいうことはありませんが、これから期待したいし、人口が１万人以下の町としてみんなが生き生きできる取組を進めていっていただきたいと思います。

次に、２番の優先施策についてですが、後期基本計画は５年間としていますが、令和３年度からの計画なので１年がたちました。その間、人口減少や少子高齢化が進行する中で、未来を見据えたまちづくりに取り組むには優先順位を決めて効率的に、効果的に進めることが必要だとしています。

そのため、後期基本計画を重要な５つのキーワードに整理し、その情報を住民と共有し、住民との協働により目標の実現を目指しています。キーワードは１つに、情報化社会の推進、２つに、未来ゾーン整備、３つに、北陸新幹線敦賀開業、４つに、地域力向上、５つに、人口減少対策として挙げております。要するに、行政では、これらの５つのキーワードに深く関わる事業で、世界ニーズや緊急性、事業効果等、中長期的な観点から後期５年間において計画的に取り組むことが必要な施策を優先施策としています。この優先施策は市の事業としてどういうもので、その効果は１年目でどういう判断をしているのか、その方向性が正しいのか、お聞きをしていきます。

１番目の情報化社会の推進の説明についてですが、まず、１つ目の情報化社会の推進については、全ての人と物がインターネット網でつながり、様々な知識、情報を共有することにより、新たな価値の創出が可能となり、情報通信技術の基盤を整備し、全ての町民がその恩恵を受けることができる環境をつくるとしていますが、簡単に言うとどういうものか、お伺いします。

まちづくり推進課長　議長。

議　　長　まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長　情報化社会の推進について、私のほうからお答えさせていただきます。

インターネット等通信技術を使える環境を整備することによって、これまでできなかった新しい価値やサービスを提供し、住民の幸福度を上げることができる仕組みづくりを目指すということになります。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

９番　インターネット推進を使った環境の整備などができれば、住民の

幸福度が上がる、などできる仕組み、難しそうですが、やるからには町民が幸せになれるようにお願いしますし、これからのことなので期待します。

次に、情報化社会の推進の予算化による浸透についてですが、新しい生活様式や新たな働き方に係る施策を取り入れることにより、地域課題の解決と地域経済の発展を両立させる仕組みの構築を目指すとしていますが、これに対する施策は、また、さきの質問１と併せて情報化社会の推進の予算化をして、どのように浸透していくのか、短く、分かりやすく回答をお願いします。

まちづくり推進課長　議長。

議　　長　まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長　本年度、地域情報化やＤＸの推進を図るため、まちづくり推進課に情報化推進室を設置するとともに、民間から専門人材を登用するなど、組織の体制を強化しました。

また、ＤＸに関する専門研修を実施することで、職員の意識醸成やスキルアップを図るとともに、庁内にＤＸ推進委員会を組織し、外部有識者によるサポートを受けながら、現在事業展開の指針となる情報化推進計画の策定を進めているところであります。

情報化推進計画に続き、新年度上半期には同計画に基づくアクションプランを作成し、具体的な事業化、予算化を図ることで機動的かつ計画的に施策を推進してまいりたいと考えております。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

９番　ＤＸの言葉がよく出てきました。ＤＸ、デジタルトランスフォーメーション、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をよりよいものへと変革することと言っていますが、デジタル技術が進歩して、今の世の中、携帯電話はなくてはならないものになってきました。この携帯電話により人々の生活が一変しました。これがよりよい世界にいかないと意味がないのです。進む道を間違えずに前に進んでいきたいと思います。

議会においても、議会資料のペーパーレス化によるタブレット導入がされました。Ｗｉ－Ｆｉによる操作も役場庁舎内で設置することができました。このようにデジタル技術の進化とともに生活が変

わることが目に見えてきていますので、本当に住民の幸福度を上げるもの、上げられるもののように感じます。今後の事業にも期待してやみません。

次に、にぎわいゾーンの整備についてですが、言うまでもなく、道の駅を中心にＪＲ美浜駅から生涯学習センターなびあすまでの間を便利で快適性を兼ね備え、歩いて楽しめる町なか空間をデザインし、町の回遊性を高めるとしています。現在目で見て確認できるほど現場が工事をされていますのでよく分かりますが、いいものができてほしいです。にぎわいゾーンというので、町民や観光客などが集まってくると思っています。当然便利な交通ルートができないとうまくいかないと思いますが、これらの全体計画の各施設の工事進捗状況は順調にいっているのですか、お伺いします。

土木建築課長　議長。

議　　長　土木建築課長。

土木建築課長　まず、にぎわいゾーンにおけます道路整備について申し上げます。

美浜駅から国道までの県道美浜停車場線の改良工事及び道の駅はまびよりと役場を結びます町道美浜駅前線、町道佐柿郷市線、旧国道ですけども、ここから町道役場前線までの約２００メートルの区間につきましては既に工事に着手しております。

また、国道から佐柿郷市線、旧国道までの１８０メートルの区間につきましても、にぎわいゾーンにおけますまちづくり計画を進める中で整備を進めていきたいと考えております。

次に、道の駅はまびよりの整備について申し上げます。

現在、国土交通省は情報発信施設新築工事及び駐車場整備工事、町におきましては調整池整備等の基盤整備工事を施工中でございます。道の駅の本施設につきましても、隣接する国土交通省の情報発信施設新築工事との調整を図りながら着工に向けた準備を進めているところであり、来年春のオープンに向けて工事を進めてまいります。

最後に、美浜駅及び駅前広場改修について申し上げます。

美浜駅につきましては、トイレの改修工事を施工中であり、これが完成した後、駅舎本体の改修工事に移る予定でございます。

駅前広場の改修につきましては、ロータリー、駐車場、歩道シェ

ルター整備工事を順次発注しております。県道道路改良、道の駅整備と敷地を接し、工事の関連性も高いことから、工事間の調整を確実に行いつつ、駅利用者にできるだけ御不便とならないような工事工程を検討し、道の駅のオープンまで工事が完成できるよう、進めてまいりたいと考えております。

9番　議長。

議　長　川畑議員。

9番　ＪＲ美浜駅の一角の整備が本格的に始まりました。道の駅の出来上がりが楽しみです。美浜の町民が潤い、観光客が楽しめることを希望してやみません。お金のかかることでありますが、いいものをつくり、悔いのないようにお願いしたいと思います。

次に、３つ目の北陸新幹線敦賀開業については、２年後の２０２４年３月、春の開業としております。それに向け、美浜町は地域の観光資源の魅力向上並びに情報発信の強化による観光振興を図り、また、２次交通を充実させ、観光誘客を図ることにより、新幹線開業の効果を地域に波及させようとしています。

この言葉では実際分かりにくいので、美浜町全体がどのように見込まれるのか、どういう点を重要視して敦賀開業に当たるのか、また、どのように事業計画や実施を考えているのか、お伺いします。

町　長　議長。

議　長　町長。

町　長　ただいま北陸新幹線敦賀開業に向けました施策の展開についてのお尋ねをいただいたところでございます。

これは百年に一度のチャンスと言われております北陸新幹線敦賀開業まであと２年と迫ってまいりましたけども、北陸新幹線敦賀開業を町の優先施策と位置づけ、観光施設の整備と地域資源の掘り起こし、また、国内外への誘客プロモーション活動の推進、この２つを施策展開の柱といたしまして、県や関係市町村、関係団体と連携、連帯をしながら、エリアで開業効果をしっかりと受け止めるべく、着々と事業を進めているところであります。

なお、具体的な施策等につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

観光戦略課長　議長。

議　　長　観光戦略課長。

観光戦略課長　それでは、私のほうから具体的な事業について、御説明させていただきます。

１点目の観光施設の整備と地域資源の掘り起こしといたしましては、電気推進船での遊覧船再生やレインボーライン山頂公園サイクリングルートの整備を進めておりまして、嶺南随一の観光資源である三方五湖の四季折々の魅力を山頂、湖面、湖畔の３つの異なる視点から堪能できるエリアを創出していきたいと考えております。

こうした観光資源の魅力アップを図るとともに、各資源を有機的に連携することで、周遊滞在型観光の推進に努めてまいります。

２点目の国内外の誘客プロモーション活動の推進につきましては、若狭美浜観光協会や三方五湖ＤＭＯとともに、各種誘客プランの企画、ＳＮＳ等を活用した情報発信など、本町の自然景観や食など、観光資源を広くＰＲしてまいります。

新たな観光戦略ターゲットとなる北陸新幹線沿線地域への誘客プロモーション活動につきましては、福井県全体での取組が効果的であるということから、県や嶺南広域行政組合、町等がそれぞれ役割を分担しつつ、連携した取組を進めてまいります。

また、敦賀駅や美浜駅から観光地へのアクセス向上を図るため、２次交通の充実強化に向けた取組も進めてまいります。

さらに、町といたしましては、現在美浜町観光振興計画の改定を進めているところでありまして、これまでの取組に加え、来年度から計画に基づく事業について、一つ一つ具体化を図りながら北陸新幹線敦賀開業に備えてまいります。

９番　議長。

議　　長　川畑忠之君。

９番　美浜駅前からのレインボーラインの山頂整備やサイクリングコースの整備、三方五湖の遊覧船建造、新レークセンター建設など、美浜の観光振興にはなくてはならないものになりました。まだまだですが、このことにより、これからなので観光入込み客数が増えることを願いたいです。

次に、２０２４年の敦賀開業に向けて、その一つに美浜駅がありますが、呼び込むための施策がたくさん考えられています。目に見

えてよくなったと感じられるのは、一番に美浜駅に新幹線からの観光客がにぎわいをもたらす人数になることだと思います。来るだろうと予測していろいろと考えてやれることは全てやるのだと感じますが、小浜線に乗ってもらわないと不安でなりません。どのようにして敦賀駅から小浜線に乗り換えてもらって観光客を美浜駅で降ろしたりすることを考えているのか。また、間違いなく美浜駅のにぎわいはあるのか、今どのようにして取組、その成果は、どのような成果が出ると考えているのか、みんなそんな簡単ではないと思っています。その辺をお伺いします。

観光戦略課長　議長。

議　　長　観光戦略課長。

観光戦略課長　観光地の魅力アップ、ＰＲの強化に加えまして、観光客のアクセス、それから、足の確保は重要でありまして、しっかり進めていきたいと考えております。

小浜線利用につきましては、観光列車の運行やサイクルトレインの運行など、県や嶺南６市町が一体となってその実現に向けて検討しているところであります。

また、県嶺南６市町、ＪＲ西日本で組織する小浜線沿線観光活性化会議におきまして、小浜線利活用による観光誘客と地域利用を促進するための具体策の検討を進めているところでございます。

また、美浜駅では、利便性向上を図るための改修を行うとともに、駅から観光農園、ＨＡＭＡＢＥＲＲＹ、道の駅はまびより、なびあすまでの一帯をにぎわいゾーンとして、利便性と快適性を兼ね備えたにぎわいと交流のエリアを創出してまいります。

敦賀駅からの誘客手段につきましては、小浜線に限らず、実証運行段階にあるゴコイチバス、それから、レンタカー、既存の路線バスの活用など、多様な手段を具体化していきたいと考えております。

こうした事業を複合的に展開していくことで、美浜町への誘客を促進し、観光客入込み数について令和７年の目標値である１３５万人を実現することで地域の活性化が図られるよう、取り組んでまいります。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

9番　観光列車なんかも考えているということなので、１３５万人、来るかどうか分かりませんけど、期待しますわ。嶺南６市町が一体となり、力を合わせなければローカル小浜線ににぎわいは来ないと思います。そのことから、今新しく三方五湖を一周するゴコイチバスの美浜駅発着による実証実験がされました。これを三方駅で乗り継ぐと、若狭、鯖街道、熊谷宿まで行くことができるようになります。こういった誘客手段をいろいろと考えながら、新幹線からの乗り継ぎ旅になるように期待していますし、お願いします。

次に、４つ目の地域力向上については、近年、全国各地において異常気象を伴う自然災害や地震等による災害が発生しています。人口減少や少子高齢化社会に対応した保健や福祉、医療等の体制や機能の充実が求められる一方、集落の担い手不足や管理不全の空き家が住環境の悪化を招く等、地域の課題が山積みしています。

また、災害に強い都市基盤をつくるとともに、地域力を高める取組等を推進することで、町民が安全に安心して暮らせる町を目指すとしています。

具体的に町民のためにどのような事業を展開していき、達成目標を知ることができるのか、お伺いします。

町　長　議長。

議　長　町長。

町　長　地域力向上の事業展開についてお尋ねをいただいたところでございますけども、まちづくりを進めるに当たりまして、これまでからまちづくりを着実に推進するための推進力といたしまして、地域力の強化を訴えてまいりました。そのためあらゆる機会を通して、町民の皆さんに町や地域の課題を共有していただき、課題解決に向けた理解と協力、参画をいただくことで機動的なまちづくりにつなげていきたい、このように考えておりまして、５つの優先施策の一つに地域力の向上、これをしっかり掲げ、所要の施策を進めていきたい、このように考えているところでございます。

具体的な施策の内容等につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

まちづくり推進課長　議長。

議　　長　まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長　それでは、具体的事業につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、新年度における地域力向上の主な取組を申し上げます。

防災力関係では、これまで進めてきた町内通信網の電気ＦＴＴＨ化や防災アプリの機能強化、指定避難所へのＷｉ－Ｆｉ整備を完了することで情報伝達設備の高度化、強靭化を確立します。

また、避難施設をより強化するため、美浜西小学校での放射線防護対策施設の整備や役場庁舎とはあとぴあの非常用電源装置の機能強化を図ります。

次に、福祉力関係では、今年度からスタートした地域あいあいポイント事業による高齢者の健康や生きがいづくりの拡充強化を図るため、新しいアプリの運用を開始します。

また、介護現場の喫緊の課題となっている介護人材の定着確保を図るための支援制度をスタートさせます。

また、こうした施設の実施と併せ、あらゆる機会を通して、住民の自助、共助など、地域力に関わる意識の醸成を図ることで、町内全ての集落における集落元気プランの策定、自主防災組織の設立、福祉委員会の設置及び実行につなげ、地域力の向上に努めることとしております。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

９番　今の話の内容で一番身近に感じるのは、災害による避難のための地域の防災を考えての自主防災組織の取組ということがありました。どれだけ増えていくのか、期待します。

また、あいあいホットミーティングにおける元気プランの実施事業がどれだけになるのか、こういったところの支援を実施してくれていますが、どのようにアドバイスをしていくのか、いろいろと対話が必要だと思いますので、ぜひアドバイスになるようにコミュニケーションを図ることをお願いしたいと思います。

次に、５つ目の人口減少対策についてですが、出生数の減少や若年層を中心とした人口流出により、将来的に本町の人口は大幅に減少すると予想されています。移住・定住の促進、これらの創出と創

業支援、雇用環境の整備と合わせて町民一人一人が生き生きと暮らせる住みよいまちづくりを進めることにより、若者層の人口流出抑制やＵ・Ｉ・Ｊターンの促進を図るとしています。今回でどのような事業を展開していき、後期基本計画の５年間でどこまで考えているのか、お伺いします。

まちづくり推進課長　議長。

議　　長　まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長　新年度はこれまでの施策に加え、移住・定住支援策として住環境整備に対する支援、空き家の利活用に対する支援、Ｕ・Ｉターン者への支援の拡充等を図るとともに、実施小学校の近傍に新たな分譲地を整備し、令和５年春の分譲開始を目指すほか、新たなスマートタウンの整備について検討を進めてまいります。

なお、これら施策など複合的に推進することにより、まずは後期基本計画の最終年度となる令和７年度の人口を８，８３２人とする成果指標としております。

人口減少対策の施策効果は、繰り返しになりますが、一朝一夕に得られるものではなく、中長期的な視点で随時検証と改善を繰り返しながら進めるべき視点に立ち、人口ビジョンにおいて設定した２０４０年に７，９００人という目標に向け、施策を推進していきたいと考えております。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

９番　分譲地といいますと、美し野ニュータウンの完成により、完売によりいい実績ができたと思います。新しい分譲地も完売できるように頑張ってほしいと思います。

私が思うに人口減少を止めるのは容易ではありませんが、子供を育てるのは美浜が一番と言われる町に、お年寄りにはもう一段階上に押し上げた優しい町で、いつまでも元気で暮らせる、体が動かせるスポーツの町として、生涯スポーツの町として頑張っていろんなことに取り組んでいただきたいと思います。議会も厳しい審査をさせていただきます。

次に、今、まちづくりに取り組む優先施策の順位を決めて、効率的に、効果的に進めるための重要な５つのキーワードをお聞きして

きました。目標の実現を目指して、行政では、これらに深く関わる事業を令和３年度から令和４年度にかけ、計画や実施をしてきております。

そこで、細かく施設のことでお聞きしていきたいと思います。

令和４年度、今年の事業計画により、地域力向上の優先施策として、防災力向上の事業費が計上されております。非常用発電機の整備として５億５，０００万円ほど計上されております。これは防災拠点施設の役場庁舎と福祉避難所の保健福祉センター、はあとぴあの２か所のことです。施設の設備の老朽化や災害対応に必要な電子機器の増加による発電量不足等の課題を解決するため、無給油連続運転７２時間可能な非常用発電機及び燃料タンクを整備し、施設の災害対応力の強靭化を図ることを目的としています。この事業は、有事には防災力を考えると絶対必要だと思います。

しかし、多額の費用をかけて対処するのはいいのですが、現実はどうなっているのかよく分かりませんので、気になる施設のことでお聞きします。

１つ目の町の施設の節電対策についてですが、各施設の電気使用量のことでお聞きしますが、町では節電のために各施設の電気代を安定させ、財政への負担を少なくする努力をしていると聞きますが、議会においても、朝の早い時間帯は寒いと感じるときがありました。全ての施設において、財政への負担を軽減させるために節電等の対策をとっているのか、お伺いします。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいまの役場施設等の管理に絡み、節電対策についてのお尋ねをいただいたところでございます。役場庁舎を始め、町の施設におきましては、まず、施設利用の皆様方に快適に使っていただくことを前提に、地球温暖化対策と財政負担軽減の観点から節電対策を行っているところであります。

なお、この節電対策でございますけども、まず、不要箇所の消灯やクールビズ、ウオームビズ、また、冷暖房の適正運用のほか、施設や設備を更新する際には、エネルギー効率の高い機器を導入するなど、省エネルギー化を進めておりまして、役場庁舎やはあとぴあ

の大規模改修に当たりましては、こうした観点で施設の整備、また、更新をしたところでございます。

9番　議長。

議　長　川畑議員。

9番　町では不要箇所の消灯や冷暖房の運用や新しい機器には省エネに対応したものを使うようにしているのは、しっかりと節電に向けて取り組まれているのがよく分かりました。頑張って節電していきましょう。

次に、そこで気になる施設の１つとして、保健福祉センターはあとぴあのことでお聞きしたいのですが、施設の修繕工事を億単位で昨年実施しましたが、全て完了して、うまく運用されているのか、心配です。利用者から館内が寒いという声が出ているのを私の耳に入ってきます。特に１２月から２月にかけて寒いらしいです。この声を聞いていませんか、伺います。

健康福祉課長　議長。

議　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　はあとぴあの空調設備についての御質問でございますが、はあとぴあは令和元年度に大規模改修工事を行いましたが、その際、空調設備についても改修をしたことから、所要の機能は充足しており、問題なく運用できております。

しかしながら、はあとぴあの一部の利用者の方からは、管内が寒いという声は町にも届いておりますが、これは新型コロナウイルス感染の発症リスクを下げるため、密閉空間にしないよう、定期的に外気を取り入れ、換気を行っていることが主な原因として挙げられます。利用者の皆さんにはこのような状況にあることを御理解いただけるよう、丁寧な説明に努めながらこれからも快適に御利用いただけるよう、取り組んでまいります。

9番　議長。

議　長　川畑議員。

9番　密閉空間にならないようにしていると言われましたが、利用者が分からないまま終わっているような気がします。理解があれば館内が寒いという声は出ていないと思うのです。空調の最適化がうまくいかないことと、新型コロナ感染症のためであることをはっ

きりと言わないと分からないと思いますので、しっかり伝えるようにお願いします。

次に、保健福祉センターはあとぴあの建築物衛生管理基準についての３番ですが、心配するのは、その建築物環境衛生管理基準の温度、１８度から２８度にできていなくて適温にならない設備なのかです。また、これが全館一度に全て利用した場合にそれが可能かどうか、検査などして調べてありますか、伺います。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　はあとぴあ等の公共施設の空調につきましては、国の建築設備設計基準に基づき設計、施工されており、管理委託事業者による検査によれば、全館一度に利用した場合においても、各室ごとに適温となることは確認されており、とりわけ問題はないというふうに理解をしております。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

９番　管理委託事業者に聞いても、適切にできていると言われると順調に進んでいるのだからおかしいとは思いませんわね。しかし、寒いなどの声がある以上は、その場の職員が確認しなければよくないでしょう。町民の声として耳に入れ、その対策は管理事業者任せではいいものができないと思いますが、その辺ちゃんと職員として、課長として検査内容は聞いているということでよろしいんですか、答えをお願いできますか。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　業者からは適温となるということは確認をしております。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

９番　ありがとうございます。

次に、保健センターはあとぴあの修繕工事後の状況なんですが、ほかの施設でも最大需要電力、デマンド値の上限値により、近年の猛暑日や厳冬期は施設全体の温度管理が難しいと聞きます。この施設でも難しいのではないですか。最大利用電力デマンド値は、施設

の電気使用量に合っているのか、状況をお聞きしたいと思います。それにより、昨年修繕工事で設置した空調は効果的に使用できているのかもお伺いします。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　最大需要電力は電力会社と使用者があらかじめ取り決めるのではなく、計測された電気の使用量により契約をするものです。

はあとぴあでは、複数の空調設備が稼働するタイミングを調整するなどして、電力の急激な上昇を抑え、短時間に電気使用量が急増することのないよう調整することにより毎月の電気料金の削減に努めております。

また、大規模改修工事により、上部にたまった空気を循環させる装置や空気をクリーンにする機能を追加したことから、空調設備の効果的な使用ができていると考えておりますが、引き続き快適に御利用いただけるよう、設備や施設の適正な運用等に努めてまいります。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

９番　計測された電気の使用量により契約すると言われましたが、そのときの使用量の契約では寒いという声が出ているのであれば、その数値も変えなければならないと思うんですが、その確認も事業者任せでやっているというような答えなんですか、ちょっと課長が確認して全部そうしたということなんですか、その辺の確認だけ、どうされたかだけちょっとお尋ねします。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　業者任せでは、寒い声をどう受け止めるのかということだと思います。私は冒頭申し上げましたように、町の施設はまずは利用していただく方に快適に活用していただく、そういう思いでございますので、今、議員から御提案がありました、実際に行ってみて、どういうふうに改善したらええのかというようなことは施設を管理していただいています、はあとぴあでは社協さんになりますけど、これを踏まえながら、しっかりと対応を考えていきたいとい

うふうに思いますので、御理解をお願いします。

9番　議長。

議　長　川畑議員。

9番　町長の言葉でよく分かりましたので、よろしくお願いしたいと思いますが、次に、施設内の温泉風呂の状態についてちょっとお聞きしますが、昨年4月に入ってから、何度か朝10時以降に行っても、お風呂の温度が上がっておらず、入れないときがあると、利用者の声を聞きます。これも修繕工事でよくなったのではないのですかということなんですが、ボイラーに問題があるのか、現状はどのような状態になっているのか、改善されているのかをちょっとお聞きしたいのですが、よろしいですか。

健康福祉課長　議長。

議　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　はあとぴあのお風呂の状況についての御質問でございますけれども、ボイラー設備につきましては、適正に運用できるように維持管理に努めているところではありますが、老朽化が進んでいる状況にあります。

近年、ボイラーの不具合によりまして、利用者の方に御迷惑をおかけしている事態も生じていることから、専門家による機能診断等により、修繕、もしくは取替えについて検討し、必要な措置を講じていきたいというふうに考えております。

9番　議長。

議　長　川畑議員。

9番　今のボイラー施設が老朽化によるのが分かっていると。これから機能診断をやり、取替えについて検討するということを聞きましたけど、もし今現在老朽化によりボイラーが破損した場合には、事故でも起きた場合にはどう対処するのかということは考えていますか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

また、修繕するのに時間をかけて取り組みたいということを言っていますけど、もし事故があった場合にどうするかということもちょっとお聞きしたいんですけど。答えられますか、課長、お願いできますか。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　今申しましたとおり、ボイラーにつきましては、建設当時から一度も替えておりませんで、老朽化が進んでいる状態です。点検等も行っておりますので、そちらにつきましては危ない状況ですとすぐに止めなければならないということでは考えておりますが、利用者さんもおられますので、早急に検査等を行いまして、修繕にするのか、取替えにするのか、そちらのほうを早急に検討していきたいというふうに思っております。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

９番　よく分かりました、ありがとうございます。

次に、もう一つ気になる施設があります。

保育園のことでお聞きします。

ある保育園では、在宅時には鼻水が出ていない園児でも、迎え時には手足が冷たく、鼻水が出ている園児がいると保護者からお聞きします。床付近の室温が適正なのか心配になります。また、未熟児は背が低く、冷たい空気のある層に要るのではないかと心配しております。未熟児は寒いと言えないから分からない状況になるのではないかと思います。これも空調設備はちゃんと管理されているのか、エアコンと床暖房が効果的に使用できているのか、お聞きします。

また、施設の状況や保育士とのコミュニケーションを図った管理体制にあるのか、どのように考えているのか、お伺いします。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　保育園施設の空調整備は、各室の用途等を考慮し、国の建築設備設計基準に基づく最適な機器を設置し、年２回の点検、清掃を行うことで、適正温度を維持しております。

また、３歳未満児の保育室やホールは床暖房と併用し、小さな子供にとっても快適な空間となるよう、工夫をしております。

冬季は空調は２４度前後、床暖房は３８度前後に設定しておりますが、近年は新型コロナウイルス感染防止のための換気の必要から、やや高めの設定温度に変更することが増えております。

また、各保育室の温度計を設置し、室温管理を行っておりますが、

大人と比べ乳幼児は十分な体温調整ができないため、保育士が園児の様子を観察し、状況に応じて設定温度を変えるなど、適正な管理に努めております。

9番　議長。

議　長　川畑議員。

9番　よく分かりました。私が言いたいのは、国の建築設計基準に基づく適正温度を維持していると言われましたが、誰がそこまで考えているのか分かりづらいんですね。保育士の皆さんは一日中子供と一緒で気を配りながら保育をしてもらっていますので、設定温度を変えて適正に管理することができるかということを考えると無理でしょうと思うんですね。ちゃんとした管理ができるものを用意しないと無理があると思いますが、保育園の中でこの体制が本当にできるということでいいのか、もうこのままやっていきます、大丈夫ですよということでの返事、今の答えでよろしいんですか、課長、その辺、今の体制でちゃんと管理はできますよ、保育士が子供を見ながらでも温度管理ができますよというような答えでよろしいんですね、その辺の返事だけお願いします。

健康福祉課長　議長。

議　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　保育士が常に園児の様子を観察をしておりまして、状況に応じて設定温度を変えるなど、適正な管理に常に努めているところでございます。

9番　議長。

議　長　川畑議員。

9番　大変な保育士なので、私には無理じゃないかなという感じもしますけど、やるというのだからよろしくお願いしたいと思います。

次に、保育園の中でも心配するのは、はあとぴあと同じで、全館一度に全て利用した場合にそれが適温になるのか、適温にならない設備なのか、検査などして調べてあるのかです。施設の欠陥ではなく、施設が使用する最大需要電力、デマンド値が施設の電気使用量に合っているのかです。また、その状況を、実際に電気を利用している保育士に状況を聞いているのかです。現実は満足に暖房をつけられない可能性があるのではないかと想像してしまいます。お迎え

時には手足が冷たく、鼻水が出ている園児がいる状況につながっている可能性はゼロではないと思います。これは園児の体調管理にもつながるため、今後の改善はできるのか、どのように考えているのか、お伺いします。

健康福祉課長　議長。

議　　長　健康福祉課長。

健康福祉課長　複数の空調を一斉に起動すると、全機器のピークが重なって、最大需要電力が高くなり、１年間の電気料金が上がるおそれがあります。保育園の空調設備は各室ごとに適温となるよう設計されておりますが、床暖房は夜間蓄熱式であり、特に早朝は十分に温かいことから、段階的に保育室の暖房をつけるなど、施設の機能や特性を生かしながら適正な温度管理とコスト削減に努めているところでございますが、快適な温度設定となるよう、最大需要電力についても検討してまいります。

厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインによりますと、保育室環境の目安は、冬季は２０度から２３度、湿度は６０％というふうにされております。保育園では各保育室に温度計を設置しまして、室温が低い場合はその都度保育士が設定温度を調整しておりますが、新型コロナ感染防止のための換気に当たり、一時的に室温が下がる状況については、園児の安全確保の観点から御理解をいただきたいというふうに思っております。

保育園では、今後も園の活動内容を考慮しながら、発汗や冷えなど、園児の様子を保育士がしっかりと観察をし、適切な温度管理と換気、水分補給等により、園児が快適に過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

９番　議長。

議　　長　川畑議員。

９番　コロナ感染症による理由を言われましたが、そのことは当然しなければならないことなのでよく分かります。いろいろやっていると言われていましたが、この内容は電気料金を上げない努力をして、職員みんなでよかったねと満足しているような感じに見えるんですね。実際子供に支障を来すことがあるけど、電気料金は上げないでいく方向なら変えていってほしいという気持ちはありま

す。保育士は子供のことで大変だと感じるので、誰が電気管理をするのか、はっきりこれからしていってほしいと思いますので、保育園の中での管理ですけど、体制をよろしくお願いしたいと思います。

次に、最後になりますが、防災力向上による美浜町内施設の強靭化について計画を実施されていますが、現状においては、最終的に施設の空調管理は行政は節電のために施設の電気代を安定させ、財政の負担を少なくする努力をしていくため、全ての施設において電気代の上限値を決めて、その金額を超えないように節電の指示をしているのではないかと感じます。そのため、温度が上がらなくてもこれ以上温度を上げると財政が赤字になるため適用にならないのではないかと感じますが、このようなことはないのですか、伺います。

総務課長　議長。

議　　長　総務課長。

総務課長　先ほども申し上げましたとおり、町の施設におきましては、地球温暖化対策と財政負担の軽減の観点から節電対策を行っており、電気料金につきましては、前年度の実績をあくまでも目安としているところでございまして、まずは施設の利用者の皆様の快適性を最優先としているところでございます。空調につきましては、各施設とも適正温度を維持し、また、維持するよう運用に努めておりますが、寒いと感じられる場合があるとお伺いいたしましたので、今後も継続して空調の運用改善と効果を確認しながら最適化に努めてまいりたいと思っております。

9番　議長。

議　　長　川畑議員。

9番　昨年の実績額を目安に料金を考えていると言われましたですね。でも、その料金に問題があるということを言っているんですね。それを町民の声を聞いてよくいってほしい、いい施設をつくっても、寒い、これは駄目だと町民に言われないように、施設を管理していってほしいということを最後にお願いして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議　　長　以上で、川畑議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。

３０分からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（休憩宣言　午後　２：１９）

議　　長　ただいまから、会議を再開いたします。

（再開宣言　午後　２：３０）

議　　長　次に、１４番、竹仲良廣議員の一般質問を許します。

１４番　議長。

議　　長　竹仲議員。

１４番　１４番、竹仲。

ただいまから、私の一般質問をさせていただきます。一般質問は２年ぶりとなりますので、いささか緊張しております。よろしくお願いしたいと思います。

今回は、大きく三つの質問をさせていただきます。

一つ目は、ロシアがウクライナを侵攻して１か月あまり続いてますが、まだ収束に至っておらず、ますます戦渦が広がっているようです。その中で、原子力発電施設を攻撃するという、あってはならないことが現実に行われました。これを受け、今後の美浜発電所、町民をどのように守っていくかについて質問をします。

二つ目は、日本の食料自給率と美浜町の今後の農業について。

三つ目は、美浜町内道路事情について。

今後の取組についてそれぞれ質問をしていきたいと思います。明瞭な御回答をお願いします。

それでは、一つ目のロシアがウクライナ侵攻における原子力施設を攻撃したことによる美浜発電所を、町民をどのように守っていくかについてを質問します。

ロシア軍は、チェルノブイリ原発を占領し、今月４日、ウクライナ南部のザポリージャ原発を武力攻撃により制圧しました。また、核物質を取り扱う研究施設にも戦渦が及びました。同原発は、６号基まであり、欧州で最大の原子力発電所でウクライナ総電力の２割を供給しているそうです。同国のクレバ外相は、爆発すればチェルノブイリ事故の１０倍に被害がなると警告しております。

このようなことを受け、直ちに福井県知事は３月８日に国に対し、嶺南地域へ自衛隊の配備を早急に実現するよう、緊急要請を行いま

した。これに対し、町長はどのような評価をしますか、お伺いします。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいま、自衛隊配備に係る県の緊急要請に対して、どのように評価するかというお尋ねをいただいたところでございます。

原子力発電所が攻撃されるようなことがあってはならないというふうに考えておりますが、嶺南地域には１５基の原子力発電施設が集中することから、テロや武力攻撃に対する防衛、あるいは抑止力としての自衛隊配備は必要であるとして、これまでから県や嶺南市町等とともに、国・防衛省、関係機関に対し配備の要望を重ねてきたところであります。

今回、ウクライナでの異常事態を受けた県の緊急要請は、懸念事項が現実になった事態を重く捉え、迅速に行動いただいたことに対しお礼を申し上げるとともに、心強く思うところであります。

本町といたしましても、立地地域のさらなる安全・安心が図られるよう、自衛隊配備の実現に向けて県や関係市町と緊密に連携し、取り組んでいく所存であります。

１４番　議長。

議　　長　竹仲議員。

１４番　今、町長は自衛隊の配備が必要ということでお答えいただいたと思いますが、確かに私も自衛隊の配備は必要と思われますが、陸上自衛隊なのか海上自衛隊なのか、全部の自衛隊は配備してほしいのかということに対しても大分変わってくると思うんですけども、今の今回のウクライナ侵攻において、陸上による攻撃よりもミサイルとかロケットといった空中からの攻撃が主であって、ミサイルによる原発攻撃に対応することが重要と考えます。

日本では、迎撃で対応すると言っていますが、昨年暮れにイージス・アショアの陸上配備を断念した経緯もあります。近年の新型ミサイル迎撃が困難であることも事実です。北朝鮮により幾度もミサイル発射実験が行われたり、ロシアも３月１０日に北方領土で３，０００人規模の対空ミサイル演習などが行われております。また、３月１０日から１４日にかけ、ロシア海軍の艦艇が青森の津軽海峡

や北海道洞爺海峡を通過しております。また、中国においては頻繁に尖閣諸島に海上警察艇が領海侵犯を行っております。

このように、日本海周辺において異常な緊張感が高まっております。我々、これまで以上の警戒をする必要があると思いますが、今までは東日本大震災のような自然災害やテロ等の事態を想定して対策を考えておりましたが、今回のロシア軍の武力攻撃を目の当たりにすると、北朝鮮やその他の国による武力攻撃が実際に行われ、その際、原子力施設がその対象になる可能性があることがはっきり分かりました。

しかし、原子力規制委員会の更田委員長は、日本の国内の原発がミサイル攻撃を受けた場合、放射能物質がまき散らかされることが懸念される。現在の設備で避けることは考えられない。２国間の紛争による武力攻撃を安全上の審査などで想定されていない。原発が占領されれば、コントロール全体を握られる。その後はどんな事態も避けられないと指摘をしております。

現行で武力攻撃を受けた場合、被害は避けられないとなれば、少しでもその被害を軽減することを考えなければならないと思います。今すぐにでもできる対策は、炉内燃料プールにある使用済み燃料を早急に外へ搬出し、金属キャスクに保管することに替えることだと思います。

福井県や事業者は、２０２３年度までに県外設置候補地を決定すると言っていますが、本当にその後の搬出でよいと思いますが、町長はこれまでどおり県外設置を支持していますが、今もその考えに変わりはございませんか、お伺いします。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　ただいま、使用済み燃料の保管についての考え方、そのお尋ねをいただいたところでございます。

まず、金属キャスクによる乾式貯蔵につきましては、これは空冷式であり、金属キャスクが遮蔽機能を有することから、燃料プールの水による冷却、遮蔽に依存しない安全面での利点で、原子力規制委員会は推奨しておりまして、他地域の電力事業者では、発電所敷地内での乾式貯蔵施設整備の計画が進められているということは認

識をしているところでございます。

しかしながら、運転直後の使用済み燃料につきましては、発熱量は、これは非常に多うございます。他県のＰＷＡタイプの発電所の例で申し上げますと、金属キャスクに移すには燃料プールで約１５年以上の冷却期間を取ることとしており、稼働する原子力発電所の燃料プールは、必要な施設やと言えるというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

国会では、原子力発電所攻撃という未曽有の事態を踏まえ、国内の原子力発電所が攻撃を受けた場合の安全性及びその対応が議論されており、政府は原子炉等規制法を含む国内法の整備と国民保護法による安全保障対応によって原子力発電所の安全を確保するとの考えを示しております。

今後、使用済み燃料の安全対策についても議論されるものと考えておりますが、発電所における保管については、県ではこれまでから一貫して使用済み燃料の県外搬出を求めており、貯蔵場所及び貯蔵方法については、美浜発電所において重要な課題でもあるため、町としても引き続き国や事業者の取組を注視をしていきたいというふうに考えているところであります。

１４番　議長。

議　　長　竹仲議員。

１４番　今の町長のお話ですと、県外設置はやむなしというような考えを持ってるようですが、核施設が武力時の対象になる可能性があるとすれば、中間貯蔵施設を受入れる地域自体が減ってきて、受け入れてくれない状況がもしかすると現れるんではないかと。２０２３年に県外候補地を決定すると言っていますが、それもまだはっきりしたことはないので、もしかするとかなり難しい、ハードルが高くなったんではないかという気がします。

また、たとえ決定したとしましても、それから土地の環境影響調査であるとか、各認可であるとか建設を考えると、最低５年から１０年程度はかかる。それまでは不安を抱えたまま美浜町発電所内にはそれを抱えたまま過ごさなければならないと考えます。敷地内の設置であれば環境衛生調査は既に必要ないですし、すぐにでも建設に入れますので、少なくとも今、使ったすぐの燃料は１５年ほどか

かるので出せないと言いますが、数を少しでも減らすことが、その被害の拡大を抑えることが可能だと考えますので、そういった意味でも敷地内貯蔵は必要だと思います。

今、町長も言われましたように、規制委員会では敷地内の貯蔵が推奨されますし、ほかの発電所もこのうち敷地内の貯蔵が主流になっていくことも今御確認いただいたとおりですので、再度お伺いしますが、敷地内の推進はいかがでしょうか。やる気はございませんか。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　敷地内貯蔵についての考え方、再度お尋ねをいただいたわけでございますけども、冒頭申し上げたとおりでございまして、その安全性、必要性については理解はしておりますけども、県外搬出というのは、これは事業者も国も、それはその方向で検討しており、２０２３年度中に示すということで努力をされているところでございますので、注視をしてまいりたいなというふうに思っております。

１４番　議長。

議　　長　竹仲議員。

１４番　これ以上申しませんが、もし２０２３年度までに結論が出ないときには、しっかりと叱っていただくようによろしくお願いします。

３月８日の福井県知事の国への緊急要請の中で、武力攻撃時に進展に応じた避難経路や避難被害についても具体的に示すように求めておりました。国では、武力攻撃を受けた場合は、原子力発電所の運転停止とか周辺住民の避難をしっかり考えるとの回答があったようです。

美浜町では今、避難道路の拡充を求めており、特に南北、新庄から滋賀県高島市へ通ずるトンネルの整備を、道路が必要ということで訴えておりますが、避難する道路、そういった南北に避難する道路がないのは、町長も御存じのように嶺南、美浜町だけである。この道の必要性は今後急務になってくると思いますので、この際、県や国に対し、強固にこの道路整備を訴える必要があると思いますが、町長のお考えを伺います。

議　　長　町長。

町　　長　ただいま、避難道路、南北に抜ける道路の整備についての要請を強化してはどうかというお尋ねをいただいたところでございますけども、原子力政策を進める上で原子力災害を想定した安全・安心の確保は、立地自治体にとって極めて重要な施策課題であることから、その一環として原子力災害関連避難道路の整備及び制圧道路の多重化、強靭化について、国、関係機関にこれまでから強く要望してきたところであります。

今回、このような事象が露呈したことから、こうした要望の重要性、必要性がこれまで以上に高まったものというふうに考えておるところでございます。今後、本道路の整備実現に向け、町議会や道路同盟会とともに、こうした実情懸念を訴えるなど、各方面に強力に要請をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

１４番　議長。

議　　長　竹仲議員。

１４番　自然災害の場合での原子力発電所は、多くの対策が今回実施されており、現時点での対応が可能であると考えます。

しかし、武力攻撃の場合、即座に放射能放出のおそれがあり、関西圏の電力喪失を狙う場合、高浜・大飯・美浜発電所、同時攻撃も考えられます。そのとき、原子力発電所と並行に避難する国道や舞鶴若狭自動車道の使用は難しく、ましてや災害時の避難先の大飯線へ向かうことも難しいと考えます。どうしても滋賀県、京都方面へいち早く避難できるルートが必要だと思います。

ぜひ、この新庄から滋賀県高島市への避難道路の整備を議会としても訴えていくべきと考えております。また、地元住民の避難体制も考えなければならないと思います。即逃げる行動ができるのか、そこにとどまる対策を考えるのかということも考えなければならない。

例えば、地下シェルターを造るなどして、そこにとどまっていただく対策を考える必要も今後出てくるのではないかというふうに想像します。町長、この危機対策を早く構築していただいて、国・県へ訴えていただきますようによろしくお願いします。

また、近日中に共創会議が行われると聞いておりますが、そこで

もしっかりと訴え続けていただきますようによろしくお願いします。

このように、武力攻撃を受ける可能性がある原子力施設は、廃炉にすべきとの意見も出ておりますが、日本のエネルギー事情を考えますと、どうしても原子力発電は社会情勢、燃料の高騰に左右されにくい安定した有効な純国産エネルギーであり、今後も必要と考えます。

町長は、これまでの考えどおり原子力発電を推進し、今後のリプレースや新増設を推進する考えに変わりはないかお伺いします。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　昨今の原子力施設の攻撃を受けても新増設、リプレースを含めた原子力推進に対する考え方は変わらないのかというお尋ねをいただいたところでございます。

我が国のエネルギー政策の基本は、安全最優先とした安定供給、経済性、環境適合でありますけども、今回のウクライナへの軍事侵攻により、エネルギー資源の大部分を海外に依存している我が国の脆弱なエネルギー構造が露呈したこと、また、加えて言うならば先般、我が国で初めて電力自給逼迫警報が関東、東北地方で発令される事態になったことなどから、エネルギーの安定供給や安全保障の重要性について、改めて強く認識させられたところでございます。

したがって、こうした観点から、他国からの武力攻撃に対する対応も含め、安全・安心は最優先に、新増設、リプレースを含めた原子力発電を推進する考え方に変わりはございません。

また、こういう危機を受けて国の議員連盟や経団連などにおいても、原子力の重要性に関する要望や行動があることは承知をしているところでございます。引き続き、そういった思いで政策を進めてまいりたいなというふうに考えているところであります。

１４番　議長。

議　　長　竹仲議員。

１４番　ただいま、町長の立場として原子力を今後も推進していくということで理解をしたいと思います。私も推進する立場で今後も頑張っていきたいなと考えております。

それでは、次に大きく二つ目の質問に移ります。

二つ目は、食料自給率と美浜農業を考えるということについて質問します。今、町長のお話にもありましたように、日本はいろんな意味で自給率が低下しております。エネルギー燃料に対しては、自給率１１．８％、衣類は３％、木材は４１．８％、食料については３７％と、多くの物が国外に依存をしております。特に、食料は主食の米の国内自給率は９７％と高いんですが、パンや粉もんの原材料である小麦は１６％、牛肉は３５％、飼料を考慮すると９％という低い値になっています。

美浜町内では、以前から地産地消を推奨していますが、美浜町内の食料自給率の調査は行っているのでしょうか。もし調査を行っているのであれば、その数値を示していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

議　　長　産業振興課長。

産業振興課長　町内の食料自給率の調査でございますが、それは行っておりません。ただ、参考までに申し上げますと、農林水産省の調査で、本県の自給率、そういったものが出ておりますので申し上げます。

平成３０年度のカロリーベースで６６％、生産額ベースで５８％、そういう状況でございます。

議　　長　竹仲議員。

１４番　美浜町内では調査はしてないという、非常に残念でした。それをお聞きしていろいろな質問をしようと考えたんですが、ちょっと方向性を間違いました。

県の自給率６６％ということなんですけども、これは食料というのはいろんな食料ありますけども、例えば野菜とか肉類とか魚類とか、そういった分類はされてないんでしょうか。これ、全体の食料のことですか。

議　　長　産業振興課長。

産業振興課長　ただいま申し上げたのは全体の部分になるというふうに思います。

議　　長　竹仲議員。

１４番　一見すると６６％ですから半分以上あるのでいいのかなというふうに思うんですけども、カロリーベースで６６％ですね。５８％がカロリーベースだったですか。カロリーが５８やね。すいません。

そういったことで考えると、割にいいのかなというふうに一見し

て思いますが、やっぱり全体として考えますと、美浜町内で牛肉を食べるかな、美浜産の牛肉はあまりないな。卵も違うな、鳥類に関してもそうですし、豚肉もないな。野菜はそこそこ皆さんからつくっていただいているのかなというように考えてくると、地産地消と考えたときに、本当に美浜町内で全部食べれるかというと、かなりそれが難しい。ですから、そういった意味においてこの地産地消を推奨するということで考えておるのは、やっぱり少し価格が高くなっても美浜町産のものを美浜町で皆さんが消費するということを今後考えていくべきではないかということを言っております。

そういうことで、ロシア軍、ウクライナ侵攻を始め、世界で戦争が起こりつつある、こんないろんな事情によることで、例えばロシアで経済制裁が行われたことにおいて、途端に社会が成り行かない状況になってるように見受けます。

日本では、戦争は起こらないと国民は平和ぼけしていますが、先ほど申したように、日本の周辺は非常に緊迫した状態が起こっています。いつ有事になってもおかしくない状況にあると思われます。それに備えなければならないと考えております。こんな小さな町だけで大したことはできないかもしれませんが、小さな町だからこそできるということもあると思います。今こそ、地域でとれたものを地域で消費する。まさに、地産地消を実現するべきと考えますが、町長、その挑戦をする考えはございませんか、お伺いします。

議　　長　町長。

町　　長　地産地消をと、食料自給率を町内で上げることはできないかというお話をいただきました。それは、議員のおっしゃるとおりに美浜の産物で全て賄えれば、それはそんなすばらしいことはない、私は思っておりますけども、皆さん方一緒やと思います。肉、野菜、いろんな食べ物、多数あります。それを全て賄うというのは、非常に課題が多くあるのかなというふうに思っております。

ですから、少なくともエリア単位、大きく言えば国の単位でその食料自給率を上げるための取組を、これはしっかりと進めることが大事かなというふうに思っております。水と食料、エネルギーは、国の根幹をなすものでございますので、そういった意味合いで議員の御提案、非常にいい発想だと思います。ただ、限られているとい

うところがございますので、我々も地産地消をちょっとでも進めていけるように、しっかりと機会を捉えて取り組んでいきたいなといふうに思っております。

議　　長　竹仲議員。

１４番　今、いいお話を聞かせていただきました。

それで、肉類は今確かに美浜町で供給は難しいかもしれませんが、殊、野菜につきましては、かなりいろんなところでつくっていると思いますので、それについて少し質問をします。

４月から１１月の期間限定で久々子でハートフル朝市が週１回の頻度で行われています。毎回大盛況で、すぐに完売になっています。このようなさらなる場所の提供や頻度を増やしてはどうかということです。また、町内で多くの家庭菜園や小さな農家が野菜などをつくっています。そこでとれた野菜は近所に配ったり友人へ持っていったりしていますが、それでも余るときがあり、また形が悪かったりしてると結局廃棄になってしまいます。形は曲がっていても、大きさの大小があってもよいではありませんか。それらを理解して購入できるシステムの構築をしてはどうでしょうか。事業所へ持っていく方もおられますが、形や品質に厳しい基準があり、テナント料が高額だったりします。もっと気楽に、もっと安く参入できるシステム、販売所の提供を考えてはどうかと思いますが、町長のお考えを伺います。

町　　長　議長。

議　　長　町長。

町　　長　美浜の産物をしっかりみんなで販売、もしくはそれを買うことができるシステムという御提案でございます。おっしゃるとおり、先ほどのお話にございましたように、地産地消をしっかり進める上で、また農業の活性化を図る上で、またそれに携わっている例えば高齢者の方々の生きがいづくり、そういったものを進める上でも非常に必要だというふうに思っております。いろいろなこれも一緒でございますけども、機会を捉えてそのシステムを構築していきたいなというふうに思っていますが、具体的な考え方というような方向性というのは、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいなといふうに思います。

議　　長　産業振興課長。

産業振興課長　議員おっしゃっておりましたが、朝市の開催状況ですが、４月から１１月の毎週日曜日の開催でございまして、久々子湖のシルバーショップ湖岸前駐車場で開催されており、人気の市場となっております。

しかしながら、朝市の会員数は現在９名というところで減少傾向にあり、開催頻度を増やすことは難しいなというふうに考えているところでございます。さらには、高齢生産者の出荷が困難な状況や地元農産物の流通が停滞している状況など、様々な課題があるかというふうに思います。

今後、道の駅の整備と併せ、生産者の声を聞きながら流通システムの構築をはじめ、規格外の農産物の販売や参加しやすい仕組み、そういったものを検討したいというふうに考えております。

議　　長　竹仲議員。

１４番　ハートフル朝市は９名でやってて、今後その増える見込みがないんで、新たな場所をつくるのは難しいという話ですが、課長も少しその中で話がありましたように、やっぱり規格とか品質に制限があり過ぎることによっての参入が難しいんで、そこをもう少しハードルを下げていただいて、少々曲がったキュウリでもいい、小さなジャガイモでも構わないという形にすれば参入する方も増えてくるだろうし、例えばよそでやってるのは、段ボール一箱にいろんな野菜が入ってます。セットでこれを購入してください。ニンジンも入ってればタマネギも入ってればジャガイモも入ってる。そういうセットで購入となれば、提出もしやすいし、買う方もそのほうが喜ばれる場合もあるので、一品一品を吟味して買う場所ではなくて、そういうトータルで買ってもらえることにすれば、つくっている方も安易に出しやすい場所の提供にもなりかねませんので、そういうことも考えながら、今後この地産地消をやっぱり美浜町で実現していただくように頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、大きく次、３番目の質問に移ります。

町内道路事情の改善について、その取組について伺います。今回、１２年ぶりに町議会選挙が行われ、町内全域を回らさせていただき

ました。そこで多くの道路工事も行われており、かなりの工事も行われているなというふうに認識しましたが、町内の道路事情がそれ以上に悪いというふうに感じました。道路幅が狭く傾斜地であり、路面に凹凸があったり、両脇に側溝もないそんな道路が多く確認されました。

また、各区の要望活動の多くは、この町道整備の要請であったことから、この現状をどのように考えておられるのかお伺いします。

議　　長　町長。

町　　長　ただいまの町道に対する地元の要望は非常に多い。その中でどのように町は考えておるんかというお尋ねをいただいたわけですけども、本年度は、要望はたくさんございまして、当時の竹仲議長にはほとんど立会いをいただいたんかなというふうに思います。そういった中での今回の御質問というふうに受け止めているわけですけども、まず、集落要望の実態でございますけども、本年度は２６の集落から、これは道路、河川、水路、防災、集落活動など、これは多岐の分野にわたります大小様々ありますけども、３７０件を超える要望をいただいているところでございます。

なお、県道等を含めました道路全般の要望でございますけども、その全体の約３割でございまして、議員お尋ねの町道に関する要望でございますけども、これは全体の件数で申し上げますと２割となっておりますけども、水路、河川、防災に係ります要望は、全体で４割を占めておりまして、地域の皆様方は、道路もこれは生活インフラとして捉えておられると思いますけども、将来の災害を見据えた管理要望が大きなウエートを占めておるのが実態でございます。

町では、こうした集落要望にしっかりと応えていかなければならないというふうに考えてございますけども、地区それぞれの事情により、先ほど申し上げましたようにいろんな分野の要望がございます。また、件数も多くなってございますので、これは緊急度や優先度、財源バランス等を十分に考慮しながら、計画的に対応していきたいなというふうに考えております。なお、御質問いただきました道路整備に関する取組の方針等は、担当の課長からお答えをさせていただきます。

議　　長　土木建築課長。

土木建築課長　毎年、各集落より道路整備に係ります御要望を多くいただいております。しかし、優先的に見通しの悪いところや狭隘箇所、狭いところなど、安全を確保するための整備を進めているところでございます。

また、道路の維持補修や改良につきましては、状況を確認しながら地元負担などの発生する場合もございますので、調整の上、区の優先度の高いところから順次、整備、改修を進めているところでございます。

これからも、道路は生活に密着した基本インフラでありまして、要望が数多く寄せられてくるものということは理解できますけども、まずは安全に通行できる環境を整えていくということを主眼に、地元の御理解をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

１４番　議長。

議　　長　竹仲議員。

１４番　今、件数とかどれぐらいの量があるかというのを御説明いただきましたけども、それ以上に今回選挙で回らせていただきますと、どうしょうもないとか、あきらめムードの場所のところもあるようです。民家と民家が密集してまして、その道路は多分広げられないだろうなということで、そういった要望が出てない可能性も高いです。そういうことを考えますと、もっともっとたくさんの補修を希望するんではないかと思いますが、その中で美浜町、この道路補修に対して年間の予算はどの程度見ておられるのかお伺いします。

議　　長　土木建築課長。

土木建築課長　道路維持事業費では、年間約９，０００万円ほどを計上しております。町内道路の維持補修、改修工事に充てているものでございます。

幹線道路整備や急傾斜対策などの防災関連工事、河川排水工事、土地改良事業などの負担など、所要の土木工事全体のバランスや限られた町の技術人材、地元分担金など、様々な要素を考慮いたしますと、この事業規模は現在妥当なレベルにあるものと考えております。

議　　長　竹仲議員。

# 令和4年第2回美浜町議会定例会会議録（第4日）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 令和4年3月29日 | | | |
| 招集の場所 | 美浜町議会 議場 | | | |
| 開会（開議） | 令和4年3月29日　午前9時18分 宣言 | | | |
| 応招議員<br>（出席議員も同じ） | 1番 | 幸丈　佑馬 | 8番 | 辻井　雅之 |
| | 2番 | 兼田　和雄 | 9番 | 川畑 忠之 |
| | 3番 | 中牟田 春子 | 10番 | 松下 照幸 |
| | 4番 | 上道　正二 | 11番 | 﨑元 良栄 |
| | 5番 | 髙橋　　修 | 12番 | 山口 和治 |
| | 6番 | 梅津 隆久 | 13番 | 藤本　悟 |
| | 7番 | 河本　猛 | 14番 | 竹仲 良廣 |
| 不応招議員<br>（欠席議員も同じ） | | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長　　川崎　宏和 | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町　　長 | 戸嶋　秀樹 | 健康福祉課長 | 浜野　有美 |
| | 副 町 長 | 西村　正樹 | 子ども・子育て<br>サポートセンター所長 | 山本　英子 |
| | 教 育 長 | 森本　克行 | 観光戦略課課長 | 早見　明哲 |
| | 総務課長 | 伊藤　善幸 | 産業振興課長 | 今安　宏行 |
| | まちづくり推進課長 | 丸木　大助 | 土木建築課長 | 野村　治和 |
| | エネルギー政策課長 | 片山真一郎 | 上下水道課長 | 浜野　利彦 |
| | 会計管理者兼<br>税務課長 | 瀬戸　睦 | 教育委員会事務局長 | 瀬戸　慎一 |
| | 住民環境課長 | 山口　れい子 | | |

# 令和4年第2回美浜町議会定例会会議録（第4日）

| | |
|---|---|
| 町長提出議案<br>の　題　目 | 【議案】<br>○ 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号））<br>○ 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第9号）<br>○ 令和3年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第2号）<br>○ 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）<br>○ 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）<br>○ 令和3年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）<br>○ 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）<br>○ 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第2号）<br>○ 押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について<br>○ 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい<br>○ 美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について<br>○ 美浜町地域公共交通会議条例の制定について<br>○ 美浜町役場庁舎改修基金条例の制定について<br>○ 美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について<br>○ 美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について<br>○ 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について |

# 令和4年第2回美浜町議会定例会会議録（第4日）

<table>
<tr><td rowspan="2">議員提出議案<br>の　題　目</td><td colspan="4">○ シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>議事日程</td><td colspan="4">議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会議録署名<br>議員の氏名</td><td colspan="4">議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。</td></tr>
<tr><td>1番</td><td>幸丈　佑馬 議員</td><td>14番</td><td>竹仲 良廣議員</td></tr>
</table>

# 令和4年第2回美浜町議会定例会議事日程（第4日）

開議日時　令和４年３月２９日　午前９時

開議場所　美浜町議会議場

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　議案第　１６　号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度美浜町一般会計補正予算（第８号））

（討論・採決）

日程第　３　議案第　１７　号　令和３年度美浜町一般会計補正予算（第９号）

（討論・採決）

日程第　４　議案第　１８　号　令和３年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第２号）

（討論・採決）

日程第　５　議案第　１９　号　令和３年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

（討論・採決）

日程第　６　議案第　２０　号　令和３年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

（討論・採決）

日程第　７　議案第　２１　号　令和３年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

（討論・採決）

日程第　８　議案第　２２　号　令和３年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

（討論・採決）

日程第　９　議案第　２３　号　令和３年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第２号）

（討論・採決）

日程第　１０　議案第　２４　号　押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

（討論・採決）

日程第　１１　議案第　２５　号　美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（討論・採決）

日程第　１２　議案第　２６　号　美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（討論・採決）

日程第　１３　議案第　２７　号　美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（討論・採決）

日程第　１４　議案第　２８　号　美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（討論・採決）

日程第　１５　議案第　２９　号　美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

（討論・採決）

日程第　１６　議案第　３０　号　美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（討論・採決）

日程第　１７　議案第　３１　号　美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（討論・採決）

日程第　１８　議案第　３２　号　美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

（討論・採決）

日程第　１９　議案第　３３　号　美浜町地域公共交通会議条例の制定について

（討論・採決）

日程第　２０　議案第　３４　号　美浜町役場庁舎改修基金条例の制定について

（討論・採決）

日程第　２１　議案第　３５　号　美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

（討論・採決）

日程第　２２　議案第　３６　号　美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について

（討論・採決）

日程第　２３　議案第　３７　号　美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について

（討論・採決）

日程第　２４　陳情第　１　号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

（討論・採決）

日程第　２５　議案第　３８　号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業　美浜駅前シェルター整備工事請負契約について

（討論・採決）

日程第　２６　同意第　１　号　副町長の選任につき同意を求めることについて

（採決）

日程第　２７　同意第　２　号　美浜町監査委員の選任につき同意を求めることについて

（採決）

日程第　２８　同意第　３　号　美浜町監査委員の選任につき同意を求めることについて

（採決）

日程第　２９　同意第　４　号　美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

（採決）

日程第　３０　諮問第　１　号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（採決）

日程第　３１　諮問第　２　号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（採決）

日程第　３２　諮問第　３　号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（採決）

日程第　３３　議員派遣について

# 令和4年第2回美浜町議会定例会議事日程（第4日）

開議日時　令和４年３月２９日　午前９時
開議場所　美浜町議会　議場

追加日程第　１　　発委第１号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について
（提出者の説明、質疑、討論、採決）

議　　長　本日は、全員出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

（再開宣言　午前９：１８）

議　　長　ただいまより、令和４年第２回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。

日程第１　会議録署名議員の指名についてでありますが、会議規則第１２５条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

１番　幸丈佑馬君、

１４番　竹仲良廣君

の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２　議案第１６号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度美浜町一般会計補正予算（第８号））から日程第２４陳情第１号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見の提出についてまでを一括して議題といたします。

去る３月１７日、各常任委員会に審査を付託いたしました、議案の審査結果報告を各常任委員長に求めます。

まず、予算決算常任委員長より報告を求めます。

髙橋予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長　ただいまより予算決算常任委員会の委員長報告を行います。

令和４年３月１８日午前９時５６分から美浜町議会全員協議会室において、委員１３人の出席の下、本委員会を開催し、３月１７日に本委員会に付託されました議案８件の審査を行いました。

１８日は説明のため、町長、教育長、各課長、局長、所長、会計管理者及び産業振興課参事の出席を求めました。また職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第１６号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度美浜町一般会計補正予算（第８号））。

総務課長より、説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、コロナ化に対する経済支援ということで、国庫支出金が１，６４２万５，０００円、総額で６，２００万円ぐらいになるということだが、国の事業に乗るだけで町独自の手厚い施策が見えていないがどう考えているのか。

回答、コロナの感染状況や地域の経済状況を踏まえ、その都度判断させていただきたい。

質疑、地域の経済状況は相当苦しい状態であり、一般財源を使ってでも手早く町独自の政策を打ち出し、町の事業者等を支えていくべきだと思うがどうか。

回答、コロナの支援金は、国が交付限度額を定めてその中で各市町が自由な発想でコロナ対策に使用できる。今回のがんばる美浜町事業者応援支援金事業は、全県で美浜町だけが行っており、困っている事業者に対し、県支援金に上乗せすることで少しでも助けたいという思いがあり、しっかり対応していきたい。

質疑、土木費の中の除雪費であるが、除雪車を保有している町内の委託業者はどれぐらいあるのか。

回答、除雪作業は土木業者だけではなく、建築業、造園業、観光事業等の業者に委託しており、町内に２６社ある。

質疑、同じく除雪関係だが、今年の道路の除雪については滞りなく実施いただいたが、町内には独り暮らしの世帯が多く、屋根の雪下ろしが必要になった場合には、公助にばかり対応を求めるのではなく地域で連携して実施する必要があると思う。行政はどう考えているか。

回答、屋根の雪下ろしをすると道路が塞がり、家が隣接している地域では排雪作業も必要になる。その費用も発生するが、状況を見て生活エリアをしっかり確保するように対処していきたい。

なお、地域が連携したボランティア除雪作業に関しては、今後の検討課題であると考える。

質疑、除雪対策費は１回出動すると５００万円程度を要する大きな事業であるが、委託業者によって夜中に早めに出動する業者もあ

れば朝方の積雪後に出動する業者もありばらばらで、そのため雪だまりができて通行ができなかったという不具合が生じている。除雪業者から、行政からの今から始めなさいという指示が欲しい旨の要望があるがどう考えるか。

回答、除雪の出動については、天気予報が積雪１０センチを超えた場合に開始の指示を出している。しかし、業者によっては複数のエリアを受け持っており、全てが同じ時刻に動くことができない。また、１か所で除雪に手間取ると次の場所が遅れることもあり、御指摘の不具合が生じてくるものと考えられる。

質疑、町民の方から、以前は歩道の通学路部分は通学前に必ず除雪されていたが、今はなされていないことが多く、学童が危険な車道を歩いているとの声がある、対応はできないのか。

回答、通学路については地元の方に歩道用の除雪車で除雪いただいている。また、特に幹線道路沿いの歩道は車道の除雪で歩道が埋まり、もう一度やり直すこともある。しかし、御指摘のとおり、子供たちの安全確保の観点で、来年度に向けて対策を検討したい。

質疑、ボランティアで委託しているとのことだが、業者に委託できないのか。

回答、業者で受けていただく余力があれば委託できるが、民間の受託作業もされており難しい。手が空いているとの業者からの声があれば委託することは可能である。

質疑、シルバー人材センターに委託はできないのか。

回答、今後、検討していきたい。

質疑、がんばる美浜町事業者応援支援金事業であるが、申請手続が大変だという声を聞くがどうなのか。

回答、町への申請だけでなく県への申請もする必要があるが、同じ形での申請手続であり、それほど難しいものではないと思う。産業振興課の窓口で説明させていただいている。

議案第１７号　令和３年度美浜町一般会計補正予算（第９号）。

総務課長より、説明を受けた後、質疑に入りました。

議会費から農林水産業費でございます。

質疑、議会費の４８６万１，０００円の減額は、主に新型コロナウイルス感染症の影響により、視察等ができなかったことによるも

のであるが、減額となった分の議会費はどうなるのか。

回答、もともと一般財源であり次年度への繰越金になる。場合によっては、他の事業の財源として使う場合もある。

質疑、議会もいろいろ設備が古くなっており、また議会の見える化対策等も進めなければならない。こうした議会費減額分の繰越し、積立て等の仕組みはないようだが、議会費の在り方についてはどう考えるのか。

回答、令和３年度については控室の電灯や備品購入等の要望があり対応してきた。また、令和４年度予算についても議場の音響設備が古いとのことで対応している。そうした事業を進める中で、議員等の意見を基に進めていきたい。

質疑、議会費に関連して、例えば旅費の問題で、現在、町長と議長はグリーン席、他の議員はエコノミー席になっているが、議会が要望すれば変更できるのか。

回答、旅費に関しては条例の規定がある。また、議会費に関しては財政負担にも関わり、単年度だけの問題ではないので、財政計画を踏まえて判断することになる。

質疑、庁舎改修基金であるが、これまでの公共施設維持補修基金や公共施設維持運営基金と何が違うのか。

回答、これまでの公共施設維持運営基金や維持補修基金であるが、この原資は電源交付金立地地域対策交付金であり、庁舎の改修には充てられない。そのため、新たに庁舎改修基金を設けた。

質疑、多面的機能支払交付金が減額になっている。農地の多面的機能保持ということで、いろんな補修等が残っているので予算確保に努力してほしい。減額の理由は、町の事業が縮小されたための減額なのか、あるいは国からの一方的な減額なのか。

回答、国からシーリングという形で県への割当てが減額になり、県から全ての市町へ割当てということで減額になった。対応は難しいが、県と協議していきたい。

質疑、この事業は以前あった農地水保全管理事業のことで、集落からの申請に基づき割り当てたと思うが、集落の申請が少なかったのか。

回答、集落には事前におおむねの金額を伝え、その中で事業を進

めており、申請が少なかったということではない。この事業は、国と県と市町が負担して農業者に支払う仕組みで、国の直接支払い事業という形で国の総額が決まっており、要望が充足されない部分は圧縮して割当てが来るため、年によっては減額される場合もある。

質疑、森林経営管理事業７１８万５，０００円であるが、当初、譲与税は３００万円程度だったが、これは毎年変わるのか。

回答、この森林環境譲与税は、複数年をかけて所定率に達するまで順次増額し、所定率に達した後は同額になる。令和４年、令和５年についてはおおよそ９００万円になると聞いている。

要望、森林に関するいろんな保全ができるので希望が持てるが、ある程度たまった時点で計画的に運用できるように要望する。

質疑、公共施設維持補修と公共施設維持運営の基金であるが、保育園や小学校の跡地も未使用のまま残っているが、補修、運営に関する計画はあるのか。

回答、公共施設の管理計画があり、例えば１０年または２０年間維持するのか、解体するのか、大規模な修理をするのか等、計画を立てて進めている。保育園もほとんど廃止という状況であり、撤去については財源を見ながら進めていきたい。

質疑、新たな出会い応援事業の５６０万円が、新型コロナウイルス感染症の影響で減額になったようだが、この事業はリモートで実施できなかったのか。

回答、この事業は結婚された方の引っ越しに係る費用等を補助する事業だが、今回は申請がなかったので減額になったものである。

質疑、個人番号カード交付事業交付金が２３０万１，０００円の減額になっている。精力的に普及を進めている今、なぜ減額になったのか。

回答、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正となり、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行することになり、町で実施していたものが国に戻るということでその委託分の事業費補助金が減額になった。

質疑、保健福祉センター大規模改修事業、これははあとぴあだと思うが、雨漏りもあるがどの程度の改修規模を考えているのか。

回答、令和２年度の基金の残が１億２，６００円ほどあり、今後、

外壁等の改修を予定している。適時適切に効率的な改修を計画的に進めていきたい。

質疑、中山間地域総合整備事業の減額は、計画どおりに事業ができなかったということか。

回答、これは県営事業のパイプライン付け替え工事で、舗装工事を仮復旧と本復旧で予定していたが、本復旧を一度にしたことにより事業費が下がり減額した。この方法のほうが仕上がりもきれいになるとのことである。

質疑、丹生の漁港整備事業の減額は、これはトイレの改修であるが、地元から要請があるにもかかわらずなぜ放置されるのか。

回答、３か所のうち２か所は和式から洋式に改修したが、残る大型トイレがユニット式で、全体を差し替える必要があり、それだけで１，５００万円ほどかかるため、予算の関係で全て改修できなかった。地元と相談し、緊急を要しないとのことで、とりあえず悪いところを直す経費を残して減額した。

質疑、新規就農支援事業で２９９万１，０００円の増額になっているが対象者が増えたのか。

回答、令和４年３月から美浜町で就業される３名分の補助分である。３月から５年間の新規就農給付金ということである。

商工費から教育費でございます。

質疑、サマーフェスティバル協賛金が１５０万円減額になっているがなぜか。

回答、夏フェスタ実行委員会の負担金を３００万円計上していたが、花火のみの開催となり、事業規模が縮小したので１５０万円の減額になった。

質疑、花火が何回か打ち上げられたと思うが、その事前情報が町民に伝わっていなかったのではないか。

回答、夏フェスタの内容は町内限定の新聞折り込みで告知しており、町内には周知できていると思う。

質疑、要配慮者等屋内退避施設が西小学校に２億５，８００万円の予算で整備されるが、これは東小学校と中央小学校に整備されたものと同じものか。

回答、東小学校と中央小学校の防護対策は、いずれもドームテン

ト方式で、体育館の中にシェルターを設ける形で防護対策をしているが、西小学校は体育館全体を陽圧化する方式で整備したいと考えている。

質疑、フィルトリングシステムは整備されるのか。

回答、これまでと同様に整備される。

質疑、東小学校と中央小学校は１０キロ圏内の規定に入るが、西小学校は対象になるかどうかが検討されてきた。このたび対象になった経緯を聞きたい。

回答、この補助金は内閣府の補助金を財源にした県の補助金で、発電所からおおむね１０キロ圏内が補助要件になる。西小学校は１０キロを超えるが、発電所までは海で間に山等の障害物がないことから地理的要件が考慮されて認められた。

質疑、教育費の関係でパートタイム会計年度任用職員の給与の減額が大きいが、その理由は何か。

回答、コロナ禍の中で休業もあり、勤務していただく回数が減ったことと、会計年度任用職員個々の勤務日数を最大で計画していたが、種々の理由で実績が下回り、全体的に減額となった。

質疑、休暇を取りやすくする等、任用職員の待遇改善が進められる中で、コロナ禍により勤務日数が減り、比例して給与が減額されると正規職員との差が広がり困窮される人も出ると思うが、ある程度の考慮は必要ないのか。

回答、会計年度任用職員に関しては法的な根拠があり、基本的にはそれにのっとった形で運用させていただきたい。

質疑、消火用資器材整備費補助が４０万円減額になっているが、現在の５割補助を６割または７割補助にできないのか。

回答、制度上２分の１補助として公平を記している。その都度、補助率を変更することはできないと考えている。

質疑、敦賀半島西海岸ゾーン活性化事業の１７０万円の減額は、わんぱくフェアが開催できなかったためとのことだが、何とか開催できなかったのか。

回答、結果論になるが、１１月、１２月のコロナウイルスの感染状況が落ち着いた時期なら開催できたかもしれないが、感染状況を見通すことは難しく、中止にさせていただいた。

質疑、災害に強いまちづくり基金積立金として４，０１１万３，０００円が計上されているが、この基金の目的は何か。

回答、住民の防災・減災に資するような道路の補修、舗装工事、水路等の改修工事または施設の改修等を実施し、災害時の住民の安全・安心を確保する目的で創設した基金である。

質疑、そういうことであれば、各地区において防災のための事前の改修工事等を要望すれば実施できるということなのか。

回答、減災等につながるものであれば手当てをしていくことを目的とした基金であり、要望があればその都度内容を精査・判断して必要であれば実施したい。

質疑、この基金には上限額等の制約はあるのか。

回答、この基金は令和２年に開設しており、いつ起きるかも分からない災害の防災・減災に対応するため、あらかじめ財源を積み立てるものであり、国の事業補助金の活用と併せて迅速に対処できる形にしている。

質疑、町民レガッタがコロナ禍で２年ほど開催されていない。伝統行事も同様であり、今のうちに再開しないと大変なことになる。それらの継承という意味でも、この秋にはぜひ町民レガッタが開催できるよう方策を練ってほしいと思うがどうか。

回答、町民レガッタ、全国の交流レガッタ、また５月の五木ひろしふるさとマラソンについても状況を見極めながらではあるが、できる方法をしっかり議論し検討していきたい。

繰越明許費、地方債補正、歳入でございます。

質疑はありませんでした。

議案第１８号　令和３年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第２号）。

健康福祉課長より、説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第１９号　令和３年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）。

住民環境課長より、説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第２０号　令和３年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算

（第３号）

健康福祉課長より、説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第２１号　令和３年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）。

上下水道課長より、説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第２２号　令和３年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第２３号　令和３年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第２号）。

産業振興課参事より、説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

（１）議案第１６号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度美浜町一般会計補正予算（第８号））は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（２）議案第１７号　令和３年度美浜町一般会計補正予算（第９号）は、賛成多数をもって承認することに決しました。

（３）議案第１８号　令和３年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第２号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（４）議案第１９号　令和３年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（５）議案第２０号　令和３年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（６）議案第２１号　令和３年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

（７）議案第２２号　令和３年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、全員賛成をもって承認することに決しまし

た。

（８）議案第２３号　令和３年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第２号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午後１時５９分本委員会を閉会しました。

これをもって、予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

議　　長　予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、予算決算常任委員長の報告を終わります。

次に、総務文教常任委員長より報告を求めます。

兼田総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長　ただいまから総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和４年３月２２日午前９時５５分から美浜町議会全員協議会室で、委員７名の出席の下に本委員会を開催し、３月１７日に本委員会に付託されました議案８件と陳情１件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、住民環境課長、産業振興課長、教育委員会事務局長の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る３月１７日に行われた全員協議会において、理事者から子細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

１、議案第２４号　押印廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

質疑、押印の廃止に伴う関係条例の整備だが、押印廃止自体は既に決められていたのか。

回答、押印の廃止については令和２年７月に国の規制改革推進会議の中で、テレワークの推進やデジタル時代の取組に向けて押印廃止を進めていく方針が示されている。それを受けての条例改正である。必ずしも、自治体でしなければならないということではないが、国が方針を示したので、それを受けて各自治体が取組を行っている。

質疑、制定内容に記載の固定資産評価審査委員会条例の一部改正と美浜町火入れに関する条例の一部改正によって押印を廃止することに限定されているが、これによりほかの行政手続における押印等の廃止も完了するのか。

回答、今回、条例関係で押印を規定してるのが固定資産評価審査委員会条例と美浜町火入れに関する条例になる。そのほかに、役場の行政事務を進めていく上で、条例の委任を受けた規則が６０本あり、要綱が９５本、規程が８本、合計１６３本が現在押印を必要としているが、条例ではないため、４月１日に向けて廃止をすることにしている。

２、議案第２５号　美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、条例の改正に伴い、今後、育休を取る人が増えると想定されるが、職員が減ることにより行政のサービスが低下することはないのか。

回答、今回の改正は、非常勤職員が該当するため、実態は育休を取る職員は少ないが、仮に非常勤職員の方が取得されても行政サービスが停滞しないよう、事務分担や人員配置をしっかりとしていきたいと考えている。

質疑、今年、保育士の正規職員の方が数名退職されると聞いている。この現状は、正規職員の環境状態が悪くなり、非常勤職員の環境がよくなっていくからではないか。非常勤職員の環境をよくしても、今後の保育業務が成り行かない気がするが、対策はどうなっているのか。

回答、保育士については、家庭の事情、体調の関係、仕事の両立等のことで近年は途中退職される方が多く出ている。令和４年度から会計年度任用職員の期末手当も一般正規職員と同じ率の手当を支給して、給与等の改善を図ることから、正規職員と同じ考え方で勤務していくよう意識改革に取り組んでいきたい。

質疑、役場職員と保育士の給与体系に格差があり、この格差をなくし同等までに上げないと、保育士の職員の気持ちが疲弊してくると思う。退勤時間も保育園では、平均すると夜の７時、８時が常識になっており、小さい子供がいる保育士は無理だと思っている。幾

ら保育士に使命感を持っていても、家庭が成り行かない状態で業務を続けるのは非常に難しいので、給与改善か環境を整えるか等の対策を取らないと、今後立ち行かないと考えるが、改善する気持ちはあるのか。

回答、家事との両立を問題にされている職員が多くいるため、見直しができないか検討する取組を始めている。確かに、保育士の雇用確保は非常に重要で現場でも危機感を持っているが、募集をしても応募が少ない状況である。そのため、一般職員と同じ採用時期から前倒しして実施する取組を考えながら、あらゆる形で保育士の確保に努めていきたいと考えている。給与については、事務職と同じ給与体系なので簡単には上げられない状況にある。

質疑、改正の内容の中で、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を義務づけると書いてあるので、研修などで育児休業及び部分休業の取得要件を分かりやすく表記して、説明していく必要があるのではないか。取得要件の分かりやすい表記や説明を実施していくことは可能なのか。

回答、この改正要綱２に記載されている育児休業を取得しやすい勤務環境等の整備の中に、育児休業の取得意向の確認を義務づけることや、研修・相談体制の整備を強化するとなっているので、それに基づいて積極的に事業を実施して、取得しやすい環境に努めていきたいと考えている。

質疑、育児休業に関する相談体制の整備についてだが、これは誰が担当して責任を持って体制を整え実施するのか。

回答、総務課で相談体制を整備し、対応していきたい。

質疑、育児休業に入られた方の代わりは即対応できるのか。

回答、正規職員では、あらかじめ育児休業を取ると分かっているので、それに合わせて必要であれば会計年度任用職員や正規職員の配置を人事で検討することにしている。

３、議案第２６号　美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、今回、改定に伴って総額どれぐらいの減額になるのか。

回答、年間８００万円の減額になり、職員１人当たりでは約４万

５，０００円になる予定である。

質疑、町職員の給与に関しては、上がる要素がなくて下がる要素ばかりで数年来から変動があったように思う。そのたびに、退職間近の職員の退職手当がかなり変わってくるという話も伺ってきた。この人事院勧告がある限り、一般企業と違い町職員は仕事の士気にも反映してくるので、職場環境の最も大切なものは給与形態ではないかと考えているがどのように考えているのか。

回答、公務員の給与は人事院勧告によるもので、それに準じて町職員を改定してきている。その前提で、町職員の給与を決定する場合は、３つの原則により決まっている。１つは職務級の原則で、職務と責任に応じて決定する。２つは、均衡の原則により民間なり国、ほかの自治体等の給与を比較して考慮して決定する。３つは、給与条例主義として、議会の議決により決定することである。この原則に照らし合わして、国に準じて給与改定を行っているので今回は下がるが、上がればそれに伴って上げていく方針である。

質疑、職場を見ると、土、日曜日や祭日等、時間外管理をどのようにされているのか。出勤される職員に聞くと、ボランティア的に出勤している職員もいるとのこと。それは、出勤している職員の気持ちがもっと頑張らなければならないと思ってるのか、仕事の能力がないので出てきているのか分からないが、時間外のサービス労働が非常に多いとのことである。今、働き方改革も実施してる中で、労務管理をどのようにしているのか。上司として事前に承諾を出して来てもらっているのか、あるいは勝手に出てきている見方をしているのか、どちらなのかお聞きする。

回答、時間外や土曜、日曜の勤務だが、全て命令に基づいて行っている。時間外勤務だと、午後５時までに残業することを上司に報告し、上司がそれに基づいて命令することになっている。土曜、日曜も同じ対応である。

４、議案第２７号　美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、町長、副町長、教育長の給料及び旅費に関することだが、期末手当の支給割合を削減したいのであれば、人事院勧告を踏まえることなく自ら理由を付して削減案を提出すればよいと考えるが。

回答、特別職の期末手当は、これまで人事院勧告に基づいて国家公務員の給与改定に伴って実施している。今回、それに基づいての改定なので、人事院勧告に従って行いたい。

５、議案第２８号　美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、美し野区ができたことで山東公民館の事業対象となる区域に美し野を追加するという改正なのだが、美浜町の公民館の設置及び管理に関する条例の新旧対照表を見ると、耳公民館と山東公民館の事業対象となる区域があまりにも広いように感じる。以前、町の公民館運営の方針や展望があったが、改善や対策は進んでいるのか。

回答、現在、各公民館の対象区域が多い、少ないということであるが、これについては旧村単位で以前から運営をしているので、今後とも同じ対象区域でコミュニティをしっかり守りながら進めていきたいと考えている。

質疑、今回の美し野区の規模は。

回答、世帯数は５５世帯となる。

質疑、山東公民館に５５世帯が追加されるが、現在、その山東公民館自体が公民館としてあるかないか分からないような施設になっている。どんどん区が増えてきても、実際には公民館活動ができない気がするが大丈夫なのか、いつになったらしっかりした山東公民館ができるのか。

回答、基本的には山東公民館があるが、現在は佐田公民館をメインで借りる形で運営をしている。できれば、来年度から一部サテライト方式の形でいろんな地区に出向いてできないかとの考えもある。今回、新しい区ができたので山東公民館の企画運営・方針などを検討する運営委員会があるので、その中で新たに意見調整をしながら今後の公民館の在り方について進めていきたいと考えている。

質疑、以前、北西郷公民館をモデル地区として次の公民館に反映していくことを言ってきたが、どんどん違う方向に進んでいるように見える。

北西郷公民館で多くの施設を使いながら料理教室を行っているのに、山東公民館では佐田公民館を仮屋としているためできないでいる。佐田公民館を仮の山東公民館にするなら、早く実施したほうが

よいと思う。何もせずサテライト方式で行う方向性がよく分からない。教育委員会として、いつまでにどうしようと考えてるのか。

回答、教育委員会でも、北西郷公民館の活動をモデルとして公民館開設、公民館会議等を毎月実施している。各公民館でその実践体験を広げていく活動も進めている。今、新しい１つの区が増えたので新しいタイミングになると思っているので、十分、議論を深めて進めていきたいと考えている。

質疑、３地区の公民館活動においては今さらという感じがする。耳公民館にしても、あの小さい場所で地域の活動をするなら非常に無理があると思う。だから、この公民館活動自体を違う方向に考える時期だと考える。

今まで、町の公民館活動を充実したいということで了解してきたが、この数年を見ているが充実してるとは思えない。公民館活動の情報が一回も出てないぐらい、参加する機運になっていないのであり、実際に大きな形の公民館活動全体でやる活動がどんどん減ってきているように思う。この辺で、再度考え直す時期に来ていると思うが、進めていくことに変わりはないのか。

回答、現在４館で公民館活動を進めているところである。令和３年度の実績では、各種講座や教室等を実施、北、南、耳、東公民館それぞれ３００名以上の参加による活動を進めてきている。数年前に比べると、参加者も増えてきたと感じる。

館長会議においてもいろんな意見がある中で、会議等を踏まえながら新たな顧客と年代層の開拓を考えて、公民館活動本来のコミュニティの場所としての位置づけの中で展開できるよう、今後も進めていきたいと考えている。

６、議案第２９号　美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、資産割の率が低下した分、所得割が均等割へ転化することによって、課税世帯への影響がより大きくなるのではないか。

回答、資産割がない世帯への影響が大きいのではないかということだが、試算ではそれぞれ資産割があって子供が何人いて所得が多い、少ないなどいろんなパターンで計算している。資産割がなくて所得が多い、あるいは家族が多い世帯に限っては、若干多くなると

いう計算をしている。全体の１８％ぐらいで２２４世帯は若干上がると考えている。

質疑、未就学児の均等割の保険税を軽減する規定が設けられているが、被保険者の状況に応じて金額的にどのような軽減措置が取られているのか。

回答、各世帯の状況に応じて軽減なし、２割軽減、５割軽減、７割軽減としているのだが、軽減されていない分の半分を国と地方で持つ形の制度になる。７割軽減されている世帯は８割５分軽減になり、５割軽減されているところは７割５分軽減となる。また、２割軽減されているところは６割軽減となり、軽減のない世帯については５割軽減となる形である。現状では１８世帯、２２人の未就学児が対象になると考えており、計減額については５０万円弱軽減できる形で試算している。

７、議案第３３号　美浜町地域公共交通会議条例の制定について。

質疑、美浜町地域公共交通会議をどのぐらいの頻度で開催していくのか。

回答、今年度の会議は３回ないし４回の頻度で実施したいと考えている。

質疑、平成２１年７月２７日に、美浜町地域公共交通会議というのが設置されているが、今回の地域公共交通会議と名称が一緒なのだがどう違うのか。

回答、今までの会議については、コミュニティバスやＪＲ、福鉄バスの民間の地域交通を含め、輸送に関する内容について協議する会議である。今回の地域公共交通活性及び再生に関する法律に基づいて、町が地域公共交通計画を作成し、それを実践していく中で附属機関としてその内容についてしっかり判断し、結論・方向性を示す必要があるため、今まであった公共交通会議に計画の作成等の内容を入れ込み、移行する形で条例として位置づけをした。

８、議案第３４号　美浜町庁舎改修基金条例の制定について。

質疑、美浜庁舎の改修には、電源三法交付金が使えないことで間違いないのか。

回答、役場の庁舎改修には、電源三法交付金を充てることはできない。

質疑、この基金への繰入は全て一般財源になるのか。

回答、事業費が約３億３，０００万円かかるが、全て一般財源を予定している。

質疑、今年度の積立額は１億円か。

回答、今年度より積立てを行う額は１億円である。

質疑、今後、基金の積立て目標は３億３，０００万円を目標にするのか。

回答、改修の時期については、令和６年２月が美浜町制７０周年の時期を迎えるので、その前後で改修したいと考えている。

積立て金額については、令和３年度で１億円、令和４年度は一般財源の状況を見ながらそれに近い数字を積み立てていきたいと考えている。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

（１）議案第２４号　押印廃止等に伴う関係条例の設備に関する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

（２）議案第２５号　美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

（３）議案第２６号　美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

（４）議案第２７号　美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

（５）議案第２８号　美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

（６）議案第２９号　美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

（７）議案第３３号　美浜町地域公共交通会議条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

（８）議案第３４号　美浜町役場庁舎改修基金条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、陳情について協議がされました。

陳情第１号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について。

はじめに、議会事務局長からの陳情の説明を受け、審査に入りました。

意見、シルバー人材センターは公益社団法人で利益を上げていく団体ではないので、会員の消費税分を負担する余力というものがそもそもないと言われている。生きがい就労や対価制度にしかない会員の僅かな収入に対し、消費税を課税すること自体が、地域に貢献しようと努力している高齢者のやる気や生きがいをそぐことになるため、インボイス制度の導入は中止すべきだと考える。町民からのこの陳情を採択して、国に意見書を提出するべきだ。

意見、シルバー人材センターに働く方、職員は月に１５日を超えてはならないとされている。平等にいろんな仕事をしてもらうために、仕事を配分しているにもかかわらず、消費税がかかるようになったらもっと疲弊する。事業者は、収入を得ようというよりもこれによって町の活性化にもつなげたいし、自分の生きがいにもつなげたいという気持ちでやっているので、意見書は提出すべきである。

以上、審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告します。

陳情第１号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出については、全員賛成をもって採択することに決し、議会最終日の本会議において採択された場合は、委員長を提出者として発議することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前１１時５４分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

議　　長　総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員長より報告を求めます。

中牟田産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長　ただいまから産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和４年３月２２日午後１時２７分から美浜町議会全員協議会室で、委員７名の出席の下に本委員会を開催し、３月１７日に本委員会に付託されました議案６件についての協議を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、総務課長、住民環境課長、福祉課長、観光戦略課長、子ども・子育てポートセンター所長の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る３月１７日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

１、議案第３０号　美浜町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、家庭的保育事業に関しては、美浜町には該当する施設はないということですが、託児、一時保育の充実が図られると、働く女性の生活環境の改善にもつながります。今回の条例改正で、これまで書面で行われていた諸記録の作成・保存が電磁的方法による対応が可能になるということですが、この場合のセキュリティー面はしっかり確保できるのでしょうか。

回答、家庭的保育事業を営む事業所が情報漏えい等のセキュリティ対策を行うことになります。

２、議案第３１号　美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部に改正される条例の制定について。

質疑、保護者などへの説明のうち、書面などで行うもの及び書面などで行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能であるということですが、これはどういうものですか。

回答、主に、保護者に対する重要事項の説明に関することであります。内容は、保護者の承諾を得て、職員の勤務体制や利用者の負担額等、重要事項を記載した文書を電磁的記録及び電磁的方法でも

できるように改正するものです。

質疑、重要事項の電子情報処理については、サイバー対策も必要ですが役場のクラウドシステムと同じようなセキュリティ対策を行うのでしょうか。

回答、同じセキュリティ環境で対応します。インターネットや電子メール、データの保存に関してもセキュリティは十分守られているように行っていきます。

３、議案第３２号　美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

質疑、今回の遊覧船の値段で貸切り５万円、大人２，５００円、子供１，２５０円とあり、前の値段に比べると２倍になりますが、この料金設定で乗客は乗ってくれると思いますか。

回答、今回の条例に定める乗船金額は、先の全員協議会で説明させていただいているとおりで、あくまでも上限金額と考えていただき、この上限金額を基に指定管理者で料金を設定していくことになります。

質疑、にぎわい広場のコンセプトというのが分かりにくいのですが、どのようなものでしょうか。

回答、にぎわい広場は、レークセンター本体の隣に位置し、いろいろなイベント等を開催できる場所で、キッチンカーに来ていただいて食事も楽しめる空間、湖の眺めを楽しんでもらえる場所としています。また、イベント等がない場合は、パラソルやベンチを置いてくつろいだり、休憩していただく場所として考えております。

質疑、遊覧船の使用料金は１時間当たりで設定されておりますが、周遊コースで時間も変わると思いますが、この場合の料金設定はどうなりますか。

回答、１時間当たりの料金を基本として、２時間前後の場合は増減金額の範囲内で指定管理者が適切な金額を設定することになります。

意見、指定管理業務で指定管理料が発生しないからよいというものではないです。行政が設備投資を行い、後は指定管理者任せでは無責任であると思います。過去の反省も踏まえ、大きな税金を投入しての事業再開には行政にも大きな監督責任をしっかり担っていた

だきたいです。

質疑、今度のレークセンターだけではなく、いろいろな公的施設を造って、そこを指定管理にしていくことについては多額の税金をつぎ込んでいます。営利を伴う指定管理施設は、明確な収支報告が必要だと考えるがどう思われますか。

回答、町の指定管理者には営利の絡むものや絡まないものもあります。指定管理料についても支払いのないもの、町が全額負担するものもあり、行政としてもしっかりと管理していきます。

４、議案第３５号　美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について。

質疑、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を行うため、予防接種健康被害調査委員会を設置するということですが、これまでこのような委員会はなかったのですか。

回答、これまでは委員会を要綱で運用していました。今般、コロナ予防接種が始まるに当たり、他県等で健康被害が出ているということを考え、町の附属機関として位置づけ条例を制定しております。

質疑、この委員会は、予防接種による健康被害が発生したときや発生が予測された場合に、今回のコロナワクチン等も対象となり、医学的な調査、審議を行い、町長からの要請で委員会を開催することになるのでしょうか。

回答、最初に健康被害を受けた方、もしくはその家族の方が町のほうに請求権があります。それに基づき、市町村は必要書類を受け取り、町長が委員会に調査を指示するという形になっており、基本、請求がなければ委員会は開催されません。また、今回のコロナワクチンの副反応だけでは健康被害扱いとはなりません。

質疑、健康被害とはどの程度のことを健康被害というのですか。

回答、おおむね、入院を要するような方が申請されていますが、そのほかにも重篤な障害をお持ちになる方、まれに予防接種によって死亡された方等は、この調査対象の健康被害者となります。

なお、被害の補償は、委員会が調査して最終的には国が判断することになります。

５、議案第３６号　美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について。

質疑、エコクル美方ができた当時、視察でごみのいろいろな知識を勉強し、再生に関わる作業等を見学させていただきました。これからもごみに関する知識を学ぶ場や、教えるスタッフがいるとよいと思いますがどう考えますか。

回答、人口減少により当時のような方が少なくなったため、活発な状況ではありませんが、ごみに対しての知識はこれからの環境問題に大変重要であり、今後の課題として検討していかなければならないと考えます。

６、議案第３７号　美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について。

質疑、若狭町と共同で使用してきた可燃ごみガス化溶融施設について、美浜町は４月から敦賀市との供用を開始するため使用しなくなります。令和４年度から維持管理費が発生しないという認識でよろしいですか。

回答、そのとおりです。

質疑、今後、この施設の解体に伴う費用は、今後も発生するのでしょうか、あるいは今年度限りなのでしょうか。

回答、環境対策費が生じ、その中には炉の清掃や汚染物質の除染が含まれます。施設の解体については、１８年間利用してきているため負担金は今後も発生すると御理解していただきたいです。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告します。

（１）議案第３０号　美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

（２）議案第３１号　美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

（３）議案第３２号　美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

（４）議案第３５号　美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

（５）議案第３６号　美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する

条例の制定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

（６）議案第３７号、美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議については、賛成多数をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午後２時３５分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議　　長　産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、産業厚生常任委員長の報告は終わります。

以上で、委員長報告を終結いたします。

これより、討論を行います。

議案第１６号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認め、これから議案第１６号を採決いたします。

本件に関する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　全員起立であります。

よって、議案第１６号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度美浜町一般会計補正予算（第８号））は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１７号について、討論はございますか。

河本議員。

７番　河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第１７号　令和３年度美浜町一般会計補正予算(第９号)に対し、反対する立場から討論を行います。

令和３年度美浜町一般会計補正予算(第９号)は、歳入歳出それぞれ４億２，５１５万７，０００円を追加し、総額を１１２億５，５６５万７，０００円とするものです。

新型コロナウイルス感染症によるイベントや視察・研修の中止・

縮小、実績に応じた事業費の確定などによる減額が多くあり、議会費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費などが減額補正されています。

一方で、臨時財政対策債を償還するための基金を積み立てる減債基金に１，７３４万円、ふるさと納税の寄附金を施策の実現のために積み立てるふるさと応援基金に８，４５９万２，０００円、役場庁舎の改修工事を計画的に行うための基金を積み立てる庁舎改修基金に１億円、奨励措置等企業誘致助成事業に必要となる資金を積み立てる企業誘致助成事業基金に１億１９万５，０００円、また美浜西小学校の体育館に放射線防護対策を実施し、屋内待避に必要な備蓄品や資器材を整備するよう、要配慮者等屋内待避施設整備事業に２億５，８００万円が計上され、増額補正の主な要因になっています。

特に、美浜西小学校の体育館に整備する放射線防護対策は、距離の面から国の補助の対象となった東小学校や中央小学校とは違い多くの課題がありましたが、美浜町の国や県への要望が実り、国、県の補助で予算化が実現したことを高く評価しております。

個別事業の中には予算の増減を認めることができる事業が多くありますが、美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業で３，０８０万円の減額補正があります。これは、道の駅の内装部分に関わる工事請負費を、来年度に繰り越すための３，０８０万円の減額で工事を中止するわけではありません。私は、道の駅関連の来年度予算にも反対し、道の駅建設は中止するべきであると考えているので、内装部分に関わる工事請負費を来年度に繰り越す本議案についても認めることはできません。

以上、議案第１７号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議　　長　ほかに討論はありますか。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議案第１７号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　賛成多数であります。

よって、議案第１７号　令和３年度美浜町一般会計補正予算(第９号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１８号について、討論はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第１８号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　全員起立であります。

よって、議案第１８号　令和３年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第２号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第１９号について、討論はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第１９号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第１９号　令和３年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２０号について、討論はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第２０号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第２０号　令和３年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２１号について、討論はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第２１号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第２１号　令和３年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２２号について、討論はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第２２号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第２２号　令和３年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、委員長の報告どおり可決されました。

議案第２３号について、討論はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第２３号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第２３号　令和３年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第２号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２４号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第２４号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第２４号　押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２５号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第２５号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第２５号　美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２６号について、討論はございませんか。

河本議員。

７番　河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第２６号　美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

議案第２７号　美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、関連しているので一括して討論します。

本議案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定などを踏まえ、美浜町一般職の職員などの給与に関わる期末手当の支給割合を引き下げるというものです。

昨年の８月、人事院は国家公務員のボーナスを引き下げるよう勧告していましたが、政府は受入れを決める一方で、臨時国会での給与法改正が間に合わないことに加え、経済対策を実施する中で消費

への影響を考慮して、１２月の実施を見送りました。

コロナ禍、原油高騰などの状況で経済などへの影響を考慮する必要があるとして、１２月の冬のボーナスを引き下げることができなかったものを経済などへの影響を考慮する必要があるのであれば、経済的な悪影響をもたらす危機的な社会情勢からいまだに脱却しているとは言えない状況で、一般職の職員の給与を削減する必要はありません。

そもそも人事院勧告は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること、民間水準を基本に勧告を行っています。美浜町の職員が国家公務員と同等の給与水準であれば、人事院勧告に従うのも無理はないと思いますが、地方には地方自治に見合った理由や実情で職員の給与を決めていくべきです。美浜町が人事院勧告に従っているのは、国の方針を基本とするよう総務省からの通知によるものであり慣例にすぎません。美浜町には自治権があり、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給料改定等に美浜町が従う義務はありません。美浜町の一般職の職員は、コロナ禍の状況の中で住民サービスの低下を招かないように努力し、緊張感の中で職務に当たっています。地方公務員の給与削減は、地域経済への影響も大きく、コロナ禍、原油高騰の悪影響で疲弊している地域経済にとってマイナスにしかなりません。このような時期に職員の給与削減などあり得ません。

また、職員の給与削減は看護や介護、保育の分野にも影響し、働く人の処遇改善どころか改悪になります。そうなれば、町の医療・福祉、子育て環境にも影響を与える結果にもなるので、一般職の職員の給与削減には反対です。

また、議案２７号については、美浜町特別職の職員で常勤のものの給与ということで、町長、副町長、教育長の給与及び旅費に関わるものであります。

先ほど一般職と同様、人事院勧告に従う必要はありません。期末手当の支給割合を削減したいのであれば、人事院勧告を踏まえるのではなく、自らが理由を付して削減案を提出すればよいだけです。美浜町の三役が何で期末手当の支給割合を削減する必要があるのか、人事院勧告を踏まえる以外に理由なんてありません。

私は、人事院勧告を踏まえることなく、地方には地方自治に見合った理由や実情で特別職・一般職の給料を決めるべきだと考えることから、本議案を認めることはできません。

以上、議案第２６号と２７号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議　　長　ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議案第２６号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立多数であります。

よって、議案第２６号　美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２７号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第２７号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立多数であります。

よって、議案第２７号　美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２８号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、第２８号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第２８号　美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第２９号について、討論はございませんか。

河本議員。

７番　河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第２９号　美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

本議案は、福井県各市町の保険税算定方法の統一に伴い、現行の算定方法から資産割を廃止するため、段階的に県が示す標準保険税率へ改定するもので、今年度は健全な財政運営を担保しつつ、被保険者の負担に配慮し、資産割を引下げ、その不足分については所得割、均等割の引上げを行うとしています。

また、地方税法の一部改正に伴い、未就学児に対する均等割額の減額措置の導入を踏まえ、関係規程を整備するというものです。

美浜町は高齢者が多く、病院の利用頻度が高いので医療費が高く、その分、国民健康保険の負担が高く保険税率も高くなっています。また、低所得者層が多いため、保険税の徴収額が少なく、保険税率を上げて１人当たりの負担を増やさなければならない状況です。そのような状況でも、一般財源からの繰入れ補助がないため、被保険者の負担が大きくなっています。

資産割や子供の均等割を廃止する方向性はよいのですが、その減収分を被保険者に転化すれば、状況に応じて様々な軽減措置があっても結局のところ被保険者の負担は重くなります。

今回、激減緩和の措置として国、県、町の負担率に応じて国や県が一部財源を支出して補助しますが、減収分を被保険者に転化しない制度にはなっていません。国や県が減収分の財源を出さないのなら、美浜町が減収分を一般財源から繰り入れて、町民の負担を軽減すべきだと思いますが、国と県の財源措置が不十分です。

また、子供の均等割の減額についても対象が狭く、補助も半額にとどまっています。子育て世帯にはとりわけ重い負担となっている人頭税とも言われる子供の均等割を廃止するのが国の責任です。

貧困対策、子育て支援の観点からも国や県の不十分な施策、責任をただすために本議案を認めることはできません。

以上、議案第２９号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議　　長　ほかに討論はありますか。

（なしの声あり）

議　　長　これから、議案第２９号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立多数であります。

よって、議案第２９号　美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３０号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第３０号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第３０号　美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３１号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第３１号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第３１号　美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３２号について、討論はございませんか。

河本議員。

７番　河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第３２号　美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

私は、電池推進遊覧船の実証実験に関わる計画予算から、新レークセンターの建設に関わるまで一貫して反対してきました。

再エネの活用については、自前の太陽光発電設備では供給が追いつかず、高い再エネ由来の電気を購入して運用する施設となっています。

持続可能な再エネ発電施設がまだまだ不足し、普及促進が遅れている状況で、より電気・エネルギーを消費する施設となっていることで、再エネ活用イコールエコというようなエコロジー感がなくなりました。

条例では、住民福祉の向上並びに観光及び地場産業の振興に寄与するため、美浜町レークセンターを設置するとありますが、議会や委員会の審議内容、建設中の施設の外観を見ても明るい展望を見いだすことはできません。

計画当初から国のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を使うことを目的とした不要不急の箱物建設という見方は今でも変わりません。

遊覧船の実証実験から新レークセンターの建設まで反対しているので、その設置及び管理に関する条例についても必要性がなく、旧条例の全部を改正するのではなく廃止すべきと考えることから、本条例を認めることはできません。

以上、議案第３２号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議　　長　ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議案第３２号の採決をいたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立多数でございます。

よって、議案第３２号　美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３３号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第３３号の採決をいたします。

本件に関する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立多数であります。

よって、議案第３３号　美浜町地域公共交通会議条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３４号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第３４号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第３４号　美浜町役場庁舎改修基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３５号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第３５号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第３５号　美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３６号について、討論はございませんか。

河本議員。

７番　河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第３６号　美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定についてに対し、賛成する立場から討論を行います。

本議案は、敦賀市との一般廃棄物の共同処理が開始されることに伴い、廃棄物の減量、適正処理や手数料などの必要な事項を定めるものです。

これまで行政側の説明では、美浜町と敦賀市でごみ袋の価格差が生じており、この価格差は美浜町のほうが６５円高くなっていました。ごみ袋の価格差の解消については、議会でも繰り返し行政側に改善を求めてきましたが、今定例会中の短い期間に、町行政は６５円の価格差をなくす施策を決めました。ごみ袋の価格差が生じたままであれば、本議案に反対しようと討論を用意していましたが、町行政が６５円の価格差を解消することは、町民にとって大きな利益になりますし、今回の町行政の決断を高く評価しているので、本議案を認めます。

以上、議案第３６号に賛成する理由を述べ、討論を終わります。

議　　長　ほかに討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議案第３６号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第３６号　美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３７号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認めます。

これから、議案第３７号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、議案第３７号　美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

陳情第１号について、討論はございませんか。

河本議員。

７番　河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております陳情第１号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてに対し、賛成する立場から討論を行います。

シルバー人材センターの会員は、請負契約に基づいて働いて、配分金を受け取っています。会員は個人事業主で、配分金が少額であるため、免税事業者となっています。

インボイス、消費税の適格請求書が導入された場合、１、会員が課税事業者になるか、２、シルバー人材センターが会員への配分金に含まれる消費税分を負担するかのいずれかを選択することになります。しかし、配分金が少額であるので、１の会員が課税事業者になることはあり得ない上に、高齢者が必要な手続を行うことは現実的に無理なので、２のシルバー人材センターが会員への配分金に含まれる消費税分を負担するを選択せざるを得ません。

シルバー人材センターは、公益社団法人で利益を上げる団体ではないので、会員の消費税分を負担する余力はありません。生きがい就労の対価程度にしかない会員の僅かな収入に対して、消費税を課すというのは地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気・生きがいをそぐことになります。

私は、インボイス制度の導入は中止すべきと考えているので、町民からの陳情を採択し、国に意見書を提出することに賛成です。

以上、陳情第１号に賛成する理由を述べ、討論を終わります。

議　　長　ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、陳情第１号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　賛成全員であります。

よって、陳情第１号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、これより追加提出議案を上程いたします。

日程第２５号　議案第３８号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業美浜駅前シェルター整備工事請負契約についてから、日程第３２　諮問第３号　人権擁護委員会の推薦につき意見を求めることについての８議案を一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町　　長　ただいまは、美浜町一般会計補正予算の専決処分の承認をはじめ、２２議案につきまして、慎重な御審議を賜り、全議案を原案どおり可決いただきましたことに対し、心から厚く御礼申し上げます。

それでは、本日、追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第３８号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業美浜駅前シェルター整備工事請負契約につきましては、去る３月１５日に指名競争入札を行い、落札者が決定いたしましたので、請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、同意第１号は、副町長である西村正樹氏の任期が今月３１日をもって満了となるため、引き続き西村正樹氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第２号及び第３号につきましては、監査委員の藤本悟氏の任期が去る３月１４日をもって満了し、牧野実雄氏の任期が今月３１日をもって満了となるため、新たに議会議員から竹仲良廣氏を、識見を有する者の中から中島正人氏をそれぞれ選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第４号につきましては、美浜町固定資産評価審査委員会委員の藤本弘氏の任期が本年５月２５日をもって満了となるため、新たに野﨑博徳氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

諮問第１号から３号につきましては、人権擁護委員の武長詩子氏、加茂ひろ子氏、中川健男氏、以上３名の任期が本年６月３０日をもって満了となるため、次期候補者として新たに上登野榮子氏、髙橋一男氏、森本哲氏の３名を法務大臣に対しそれぞれ推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、追加提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ、慎重な御審議をいただき、妥当な御決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第３９条第２項の規定により、議案表題部分についてのみとし、他は省略したいと思います。

御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分のみにお願いいたします。

総務課長。

総務課長　それでは、議案の表題部分の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

議案第３８号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業美浜駅前シェルター整備工事請負契約について。

同意第１号　副町長の選任につき同意を求めることについて。

同意第２号　美浜町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

同意第３号　美浜町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

同意第４号　美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

令和４年３月２９日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議　　長　以上で、議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案第３８号　令和３年度美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業美浜駅前シェルター整備工事請負契約についてから諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての８議案について、理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

１１時１５分から始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（休憩宣言　午前１１：０９）

（再開宣言　午前１１：４４）

議　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、追加提案の議案については、既に提案理由の説明は終了し、さきの全員協議会において審議いたしましたので、これより質疑に入ります。

日程第２５　議案第３８号　令和３年度美浜町スマートコンパク

トシティ魅力創造拠点化事業美浜駅前シェルター整備工事請負契約についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論なしと認め、採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立多数であります。

よって、議案第３８号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

提案日程第２６　同意第１号　副町長の選任につき同意を求めるについてから、提案日程第２９号　同意第４号　美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるにつきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、本件の質疑、討論は省略することに決定いたします。

これより採決に入ります。

提案日程第２６号　同意１号　副町長の選任につき同意を求めることについての議題といたします。

（副町長自主的に退席）

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立多数であります。

よって、同意第１号　副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

副町長は自席に戻ってください。

（副町長入場）

議　　長　日程第２７　同意第２号　美浜町監査委員の選任につき同意を求

めることについてを議題といたします。

本件は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、同意第２号　監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第２８　同意第３号　美浜町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、竹仲良廣君の退場を求めます。

（竹仲良廣君退席）

議　　長　本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、同意第３号　美浜町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

竹仲良廣君の入場を許します。

（竹仲良廣君入場）

議　　長　日程第２９　同意第４号　美浜町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

本件は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員であります。

よって、同意第４号　美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第３０　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思います。御異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、諮問第１号はお手元に配りました意見のとおり、答申することに決定いたしました。

日程第３１号　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、諮問第２号はお手元に配りました意見のとおり、答申することに決定いたしました。

日程第３２号　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、諮問第３号はお手元に配りました意見のとおり、答申することに決定いたします。

お諮りいたします。

先ほど、総務文教常任委員会委員長より、発議第１号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についての議案が提出されました。これを日程に追加し、発議第１号を追加日程１として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　御異議なしと認めます。

よって、発議第１号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてを追加日程第１として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１　発議第１号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提出者、兼田和雄君に趣旨説明を求めます。

兼田和雄君。

２番　発議第１号。

令和４年３月２９日。

美浜町議会議長、山口和治殿。

提出者、総務文教常任委員会委員長、兼田和雄。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条第６項及び美浜町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書。

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展し、人生百年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められている。

その実現のため、シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化と医療費や介護費用の削減などに寄与している。

そのような中、令和５年（２０２３年）１０月に、消費税において適格請求書等保存方法（インボイス制度）が導入される予定となっている。

同制度の導入後、消費税を算定する上での仕入れ税額控除は、税務署に申請して登録を受けた消費税課税事業者が発行するインボイス（適格請求書）に記載してある消費税額によることとなる。

しかしながら、シルバー人材センターの会員のような年間課税売上高が１，０００万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除されており、インボイスを発行することができない。

したがって、シルバー人材センターが会員へ支払う配分金（消費税が含まれている）については、これまで仕入れ税額控除ができていたものができなくなり、その分をシルバー人材センターが新たに納税する必要が生じることとなる。

しかしながら、公益法人であるシルバー人材センターの運営は、収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はなく、まさに運営上の死活問題である。

人生百年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められている中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた生きがい就業に取り組んでいるシルバー人材センターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として年間課税売上高が１，０００万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないシルバー人材センターの会員の手取り額がさらに減少することなく、またシルバー人材センターが安定的な事業運営が可能となる処置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和４年３月２９日。福井県美浜町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、以上です。

議　　長　趣旨説明は終わりました。

本件について質疑はございますか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　討論はなしと認め、採決をいたします。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長　起立全員でございます。どうぞお座りください。

発議第１号は、原案のとおり可決いたしました。

本意見は、直ちに関係行政庁等に提出することにいたします。

続いて、日程第３３号　議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣は、お手元の配付どおりそれぞれ派遣いたしたいと思います。

ただし、緊急を要する場合には、議長において決定いたしたいと思います。御異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

よって、議会議員派遣については、お手元の配付どおりそれぞれ議員派遣とすることに決定いたしました。

次に、先ほど副町長の選任につき同意をいたしました西村副町長の発言を許可したいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議ないようですので、西村副町長の発言を許します。

副町長。

副 町 長　（挨拶）

議　　長　以上で、本定例会の日程全部が終了いたしました。

これをもって、令和４年第２回美浜町議会定例会を閉会いたします。

（閉会宣言　午後０：０２）

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

臨時議長　松下 照幸

美浜町議会議長　山口 和治

美浜町議会副議長　髙橋 修

署名議員　竹仲 良廣

署名議員　幸丈 佑馬